



* 0 0 2 7 7 6 9 0 0 0 *

0027769-000

337. 1-cL38s

スコラ学派の貨幣論

ヨハンネス・ラウレス・著

有斐閣

1937

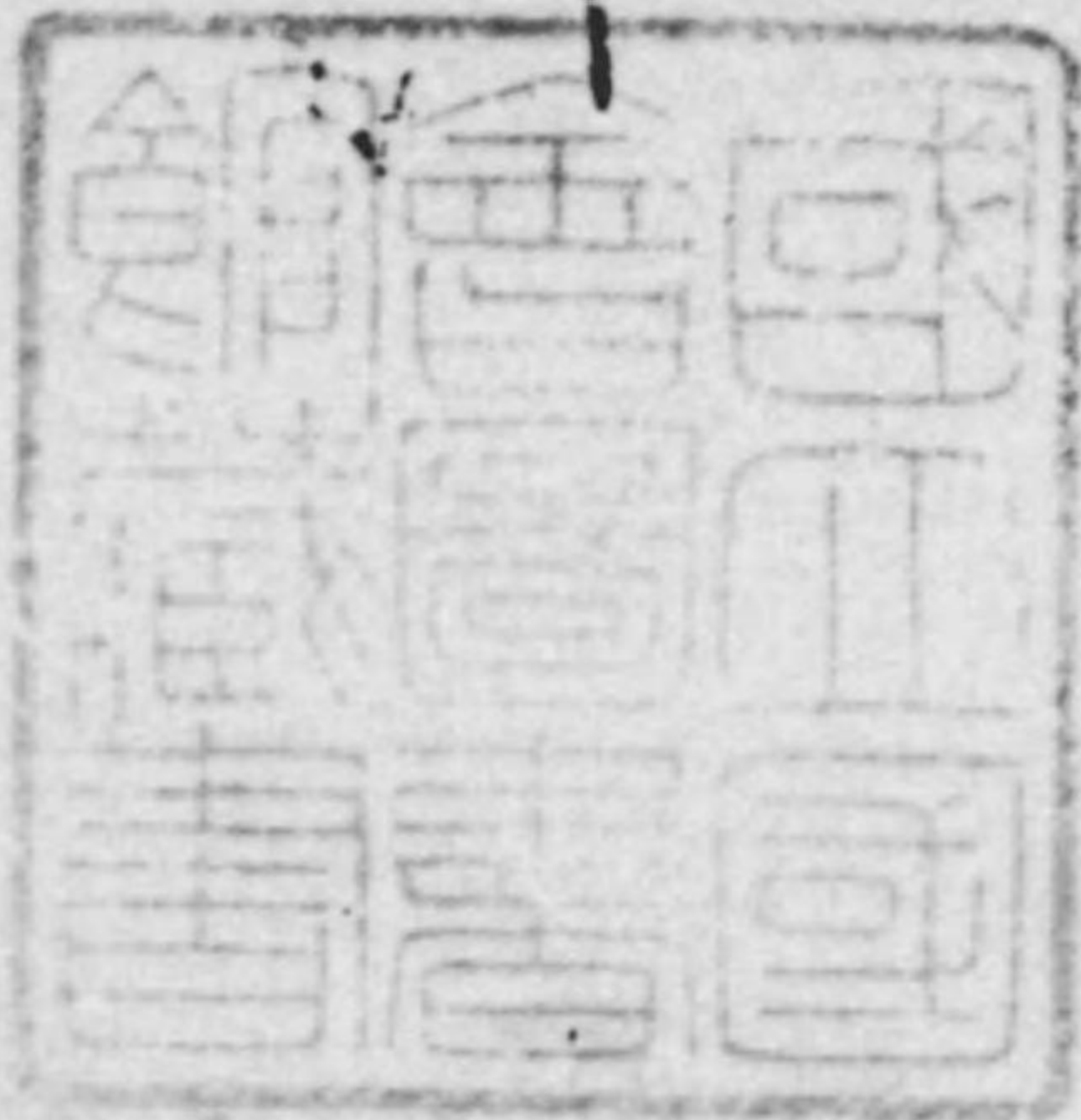
ADH



上智大學教授
經濟學博士
ヨハンネス・ラウレス著

スコラ
の
貨幣論

東京書肆
有斐閣



251203

序

現代の經濟的混亂の主因の一は、確かに世界諸國に於ける通貨の大動搖にある。一國の貨幣購買力の動搖せる間は眞の經濟的回復はあり得ず、又世界各種の通貨が調和せられざる限り健全なる經濟狀態も亦不可能である。大戰後の動亂の諸經驗は吾々に貨幣制度の複雑なる組織に對する、ヨリ深き洞察力を與へた。然し全世界に亙る不況の壓迫下に政治家學者共に稍ともすれば健全なる經濟の基礎は通貨安定にありとの根本眞理を看過した。かゝる事態に直面して、過去に於ける貨幣問題の見方殊に資本主義が漸く手工業的經濟に代らんとし、又自然經濟が益々貨幣經濟によつて代置されつゝあつた中世末期に於ける貨幣論を研討するも亦徒事ではあるまい。

蓋、經濟的諸問題は中世及びその後にも永く倫理學に於て取扱はれて來た。國民經濟學の父と云はるゝアダム・スミスさへ實にグラスゴー大學の倫理學の教授であつた。然乍ら斯様に倫理的觀點が、中世思想家にとつて興味を中心であつたとは云へ、吾々は尙これ等の中世思想家の倫理神學の書物に於て、數多くの經濟的事象に關する興味深き論述を見出し得る

のである。従つて彼等を研究することは、近代の經濟研學者にとつても亦極めて利する所大であると思はれるのである。

又中世の原典の研究が吾々にとつて充分價值あるものである他の理由は、それによつて吾々の政治的社會的諸制度の漸進的なる生成過程とその徐々たる發展の足跡とが示され、かくて吾々はそれを通して現代をヨリ良く理解することを學び得るがために外ならない。歴史的過程の認識なくして近代諸制度の意義と精神とを深く洞察せんとすることは誠に不可能に近きものと云ふべきであらう。

最近の熾烈なる歴史的研究によつて各々の歴史的時期は、それぞれ興味深き事柄を十二分に提供するものであることが、遂に明らかにせられた。極く最近に至るまで、中世の研究は何ら利する所なきものと信ぜられてゐたのであるが、然し此處に於ても、次第に異なる見解が打開かれて行つた。若し人々が中世よりは何ものも學び得ない、或ひは極く僅かしか學び得るに過ぎないと云ふ見解を永き間、持して居たならばそれは大部分中世の原典に關する研究が餘りにも等閑視せられてゐた結果に外ならない。かゝる着眼點に對する理由は、これ以上鑿査する必要がないであらう。

中世末期に於ける古典的古代の復活は、世俗的なる精神の流れを生み、次第々々に學問を世

俗化せしめた。十六世紀の宗教改革は、古き教會とその學問に對する嫌厭を増大せしめるに一段と役立つた。人々が教會の『後見』に倦怠を感じ、又スコラ的方法が最早文藝復興時代の人々に、何ものをも約束しなかつたが故に、人々は嫌忌を以つて、スコラ學派から離反して行つた。中世末期に於て、スコラ學派の學問と、その無用の思辯とが、生命の潑刺たる新しき時代の開拓者を捕へるに適さなかつたことは勿論である。その結果人々は單純にスコラ哲學を無視し、その浩瀚なる書物を研究することは、全く努力に値せざるものと考へるに至つた。かくて人々は、既に古くよりスコラ學派に於て遙かに根本的に取扱はれて來たつた多くのものを、彼等が新らしく發見したと誤信するに至つたのである。

然るに此處數十ヶ年間に於て、始めて根本的なる方向轉換が行はれた。即ち極めて様々なる方向に於ける學者達及び極めて種々なる國の學者達が、詳細に中世的學問の研究に従事し始めたことである。而て、此の際彼等は、中世的文獻こそ、殆んど凡ての生活分野に於ける興趣深き觀察の眞の寶庫であると云ふ興味ある確認を得るに至つたのである。

スコラ學派の巨擘たる聖トマス・アクイナスの研究は、過去數十ヶ年に於て、正に世界到る所——この日本に於ても——その代表者をもつ所の一つの獨立の學科にまで發展した。然乍ら、トマスは、この方向に於ける最も重大なる代表者であるとは云へ、そのうちの一人に過ぎざるも

のであつて、この學派は實に數世紀に亙るのみならず、極めて様々なる國の思想家を包括してゐるのである。

従つて以下に於ては、トマス以後に生存し、且つ多くの點に於て、彼を凌駕せる所のスコラ學派の三人の代表者を取扱ふこととした。而も特に彼等の貨幣論が詳論され、又評價せられるであらう。オレーム(Oreme)ビイル(Biel)マリアナ(Mariana)の貨幣論文は、日本譯に於て恐らく始めて讀者に提供せられ、そしてこれ等の論文が著述せられた時代の背景に於て詳細なる研究がなされるであらう。

筆者は固より外國人として本研究をば遺憾乍ら日本語にて著はすことを得ず、従つて日本譯をば獨逸語原文及び此等スコラ學徒のラテン語本文と比較するに甘んぜざるを得なかつた。此讀合せに當つてその勞を煩はした小林珍雄氏には茲に深謝する次第である。尙全文の日本譯に關しては、崎村茂樹氏の多大の盡力を煩はしたが、茲に衷心より謝意を表する者である。

尙かゝる研究に際して、感ぜられる重大なる困難は、ヨーロッパの豊富なる文庫が、實際日本に於ては利用し難きため、この参考史料を如何に調達するかといふことであつた。幸ひにも東京商科大學が優秀なるヨーロッパ諸學者の個人藏書、特にカール・メンガーの藏書を所持し

て居られ、之れを自由利用するの便を著者に許されたのであるが、かゝる好意に對して、著者は心からなる感謝を捧げなければならぬ。更にこの研究の成就にとつて缺くべからざる文獻を貸與せられた神戸商大、五百旗頭教授の御親切に對して深く感謝しなければならぬ。尙最後に著者は、種々なる忠告と行爲によつて、御援助與へられし上田辰之助及び渡邊信一兩教授に對して深く謝意を感ずる次第である。

昭和十一年十一月三日

上智大學にて

著者

ニコラ・オレームの貨幣論

目次

緒論……………一

第一編 ニコール・オレームの貨幣論……………二

序言 オレーム略傳……………三

第一部 オレーム『貨幣論』の本文……………一七

『貨幣の起源・性質・法律並びに變改に關する論文——神學教授ニコール・オレーム學士』

はしがき……………一七

論文目次……………一八

第一章 如何なる目的のため貨幣は發明せられたか……………二二

第二章 如何なる素材より貨幣は成立すべきか……………二四

第三章 貨幣の様々なる種類と混合……………二六

第四章 貨幣の形式と形態……………二八

第五章 何人が貨幣を鑄造する権利を有するか……………三〇

第六章 貨幣自体は何人に屬するか……………三二

第七章 何人の費用に於て貨幣は鑄造せらるべきであるか……………三三

第八章 貨幣變改一變に就て……………三五

第九章 貨幣の形態變改に就て……………三七

第十章 鑄造金屬の比率の變改に就て……………三九

第十一章 貨幣の名目變改に就て……………四三

第十二章 貨幣の量目變改に就て……………四六

第十三章 貨幣の素材變改に就て……………四九

第十四章 貨幣の多様な變改……………五三

第十五章 貨幣變改に依る王侯の利得は不正である……………五四

第十六章 貨幣改鑄に基く利得は不自然である……………五六

第十七章 貨幣改鑄に依る利得は高利よりも悪い……………五八

第十八章 かゝる貨幣の變改は事物の性質上許さるべきでない……………六一

第十九章 貨幣變改の王侯に與ふる弊害……………六三

第二十章 社會全般に歸せらるゝ他の弊害……………六五

第二十一章 社會の一部のみが蒙るべき其の他の弊害……………六七

第二十二章 社會全般が果して斯様な變改をなし得るや……………七〇

第二十三章 王侯が貨幣變改を爲し得るとする論據に就て……………七三

第二十四章 此の異論に對する解答と結論……………七五

第二十五章 暴政は永續し得ず……………七九

第二十六章 貨幣改惡に依る利得獲得は國王の總ゆる繼承者に弊害を齎らす……………八四

第二部 オレーム貨幣論の研究……………

第一章 オレーム貨幣論の中心思想……………

第一節 出發點、即ち貨幣の起源……………七

第二節 交換さるべき財貨の等價としての貨幣……………八

第三節 貨幣の量目重量に對する保證としての極印……………九

第四節 鑄造料は僅少なるべし……………九

第五節 貨幣は價值確定せるものであらねばならぬ。従つて貨幣は恣意に變改さるべきでない……………九

第六節 貨幣流通價値の變動は取引を阻害する……………九

第七節 貨幣缺乏の場合に於ける一般原則の例外……………九

第八節 鑄造素材は貨幣機能を考慮して選擇さるべきである……………九

第九節 取引は大小の表記價額を必要とする……………九

第二章 オレーム貨幣論の批判……………九

第三章 貨幣論に於けるオレームの貢獻……………九

第四章 オレーム貨幣論の意義……………九

第五章 結言……………九

第二編 ガブリエル・ビールの貨幣論……………一五

序言……………一五

第一部 ビール『貨幣の權能と效用に關する論文』の本文……………一五

其の摘要……………一五

設問……………一五

第一の結論……………一六

第二の結論……………一六

第三の結論……………一六

第四の結論……………一六

第五の結論……………一六

三つの疑問……………一六

第一の疑問……………一六

第二の疑問……………一七

第三の疑問……………一七

附論・イシドールスの『Etymologiae』第十六卷第十七章……………一七五

第二部 ビイルの『貨幣論文』註解……………一七九

第一章 本論文の形成と構成……………一七九

第二章 ビイルの貨幣論……………一八二

第一節 貨幣理論……………一八二

第一 貨幣の起源……………一八二

第二 貨幣の必要特性と機能……………一八四

第三 貨幣の價值……………一八五

第二節 本位政策……………一八七

第一 鑄造權……………一八七

第二 造幣料……………一八八

第三 貨幣改鑄……………一九九

第三章 ビイルの本論文の批判……………一九四

第四章 貨幣論に對するビイルの貢獻……………二〇〇

第五章 結言……………二〇六

第三編 ホアン・デ・マリアナの貨幣論……………二〇九

序言 マリアナの生涯と著述……………二一一

第一部 マリアナの *De Monetae mutatione* の本文……………二二七

『ホアン・デ・マリアナの貨幣變革に關する研究』

目次……………二二七

内容……………二二九

はしがき……………三三一

第一章 王は臣下の財貨に對して處分權を有するや……………三三四

第二章 王は臣下の同意なくして租税を課し得るや……………三三七

第三章 王は人民に諮問することなく貨幣の重量或ひは純分を改惡し得るや……………三三四

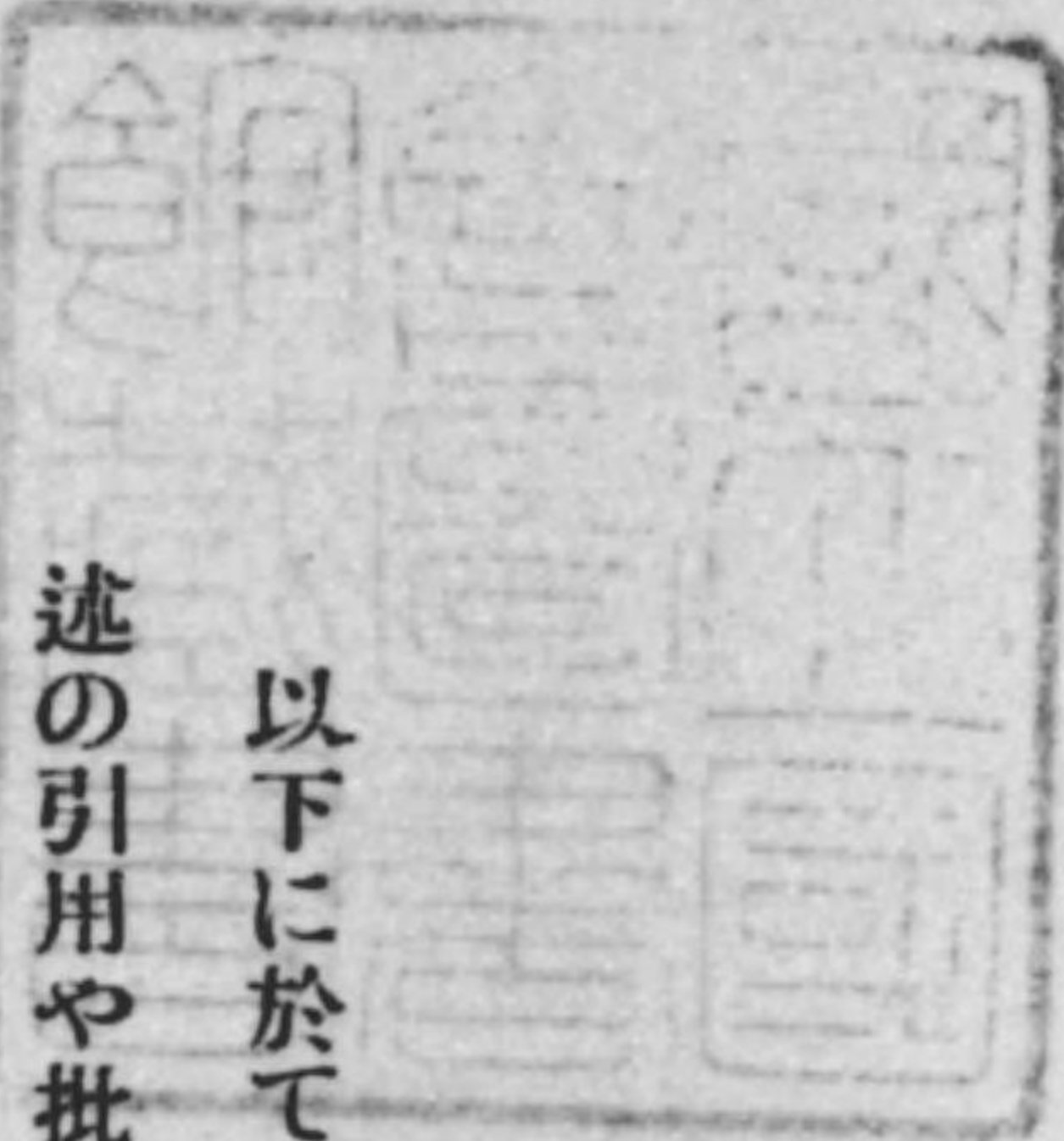
第四章 貨幣の二重價值……………三三八

第五章 貨幣・尺度並びに重量は取引の基礎である……………三四三

第六章	貨幣は屢々改鑄せられた	二四六
第七章	銅貨改鑄から生ずる諸利益	二五一
第八章	種々なる種類と價値のカステイラのマラヴェデイに就て	二五五
第九章	銅貨改鑄の諸弊害	二六五
第十章	貨幣改鑄の主要なる弊害	二七二
第十一章	銀貨は改鑄せらるべきであるか	二八四
第十二章	金貨に就て	二九三
第十三章	君主の貨幣窮乏を救ふべき手段は無いか	二九九
第二一部	マリアナ貨幣論の研究	三一
第一章	マリアナ貨幣論の一般的特性と主要思想	三一
第二章	マリアナ貨幣論批判	三二
第三章	マリアナの獨創性	三三
第四章	結言	三四
結論		三五

緒

論



以下に於て、スコラ學派の貨幣理論が論述せられるとは云へ、その範圍はスコラ學者の貨幣に關する一切の陳述の引用や批判に及ぶものではない。それは設定せられた問題の範圍を超えるのみならず、又文獻の數が極めて多きこと、それ等が互ひに著しく類似せることは、徒らに讀者の倦怠を誘ふに過ぎぬからである。筆者は茲には唯問題となるべき多數の著作者のうちより、最も優れたる三人を抜き出すことに限定した。而て此等の三人の作品は、云はゞスコラ學派貨幣理論の最高峰に位すると共に、又全スコラ學派の理論の綜括とも稱さるべきものである。

更に筆者は、此處に掲げられたる主張が果して正當なりや否や、讀者自身で判斷し得る様に、成可くこれ等三者自身に語らしめんことを努めた。

従つて當該三論文の全原文を出來る限り忠實に翻譯することが、極めて適當と思はれたのである。而てこのことは尙、ラテン原本が一般的には理解され難い事情にある日本に於ては、この三つの古典的貨幣論文がヨリ廣汎なる讀者層に普及せしめられるといふ利便をも加へるであらう。勿論オレームの論文は、古代フランス語に翻譯せられ、又マリアナの論文はスペイン語に翻譯せられてゐるが、然し此の兩者とも一般讀者には親しみ難いものであらう。唯ビールの勞作のみは二三年前英譯せられたが、然し便宜のため、他の二つの論文と一緒にこれをも

日本譯して此處に掲げることが望ましく思はれた。従つてこれに依つて讀者は容易に、原文と註解とを相互に比較し得るであらう。

スコラ學者の貨幣に關する詳論は、大部分他の倫理神學的問題と共に、浩瀚なる著作の内に散在してゐるが故に、これ等をすべて綜括することは、極めて困難なる仕事であるのみならず、又現狀に於ては、到底不可能なることである。

蓋しかゝる著作は、長年月の探索と莫大なる金錢的犠牲のもとに於てのみ、入手し得べきものに屬するからである。

然乍ら、以上選擇せられた原本のうち二つは、貨幣に關する眞の專攻論文であり、従つて一つの統一體をなすと云ふ特長をもつものである。それと同時にこれ等は、又スコラ學派の最初の貨幣に關する專攻論文として特別の興味に値するものであり、中でもオレームの勞作は、現在の學問の狀態に於ては、兎に角吾々に保存せられたる最初の貨幣論文でさへある。

スコラ哲學とは、中世に於て南部Ⅱ西部Ⅱ中部及び北部ヨーロッパの全部をその懷のうちに統一し、且つ殆んど全學問を獨占せる所のカトリック教會の學問である。唯醫學と法律學のみは幾分獨立して居つたが、然しそれ等とても専らカトリック的に組織せられた大學に於てのみ教授せられたのである。従つて吾々は諸國民の代表者をば、正にスコラ的思想家のうちに見出すのである。かくて例へばオレームは佛蘭西人であり、ビイルは獨逸人

であり、マリアナはスペイン人であるとは云へ彼等三人は、全く同一傾向に屬してゐたのである。

このスコラ哲學は、常に極めて保守的であつた。それは終局に於て、カトリック的見解に従ふ教義上の眞理が、キリストによつて不變的に確定せられたことによるものである。

従つて彼等スコラ學者は新たな學說に對しては、極めて用心深き、否むしろ懷疑的な態度をとつた。若しそれが異議を挟む場合には、好んでこの學派の傳統的見解に固執した。一般に今日、特に哲學に於て習しとせられるが如く、古きを棄て、常に新たなものを求めんとするが如きことは、スコラ哲學の極めて反對する所であつた。若し變革が可能であるとすれば、それは古きものゝ上に建設しつゝ、唯正しく必要なる限りに於てのみ、それより離背せるに過ぎなかつた。この傾向は又上述せる三思想家に於ても明らかに觀取され得る所である。假令オレームが、數多の點に於て、トマスを凌駕したとは云へ、彼の論法は終局に於て、當時一般にトマスの眞實の作品として見做されてゐた『De Regimine Principum』^(註)のうちに既に萌芽として包含せられてゐるのである。次にビイルも亦彼の貨幣論に於ては、極めて正確に傳統的教説に固執せるが故に、彼の勞作は正に諸神學者の貨幣論の綜合と見做され得るのである。

(註) 最近に至るまで、聖トマス・アクイナスは『De Regimine Principum』の著者と考へられてゐた。然乍ら、實際に於て彼によつて書かれたものは、第一編全部と第二編の最初の四章に過ぎない。その残りは恐らく彼自身の計畫に従つて、彼の弟子トロメオ・デルカ(Tolomeo de Lucca)が完成せるものと思はれる。

彼が自己の獨創性として附加せるものは極めて僅少に過ぎない。彼はトマスより二百年以上も後に記述したとは云へ、重要な點に於ては、殆んどトマスより乖離してゐない。更に又ビイルは前期スコラ哲學に於ける最後の重要な代表者である點に於て、特に興味に値するものである。それ故彼は『最後のスコラ學者』てふ尊稱を保持してゐる。

十四世紀の末葉から、スコラ哲學の没落が始まつた。偉大なる思想家の亞流は、たゞ無用の思辯に耽り、殊に實在論者と唯名論者の二派への分裂はこのことに尠らず貢獻した。然るに宗教改革によつて始めて、この教會と従つて又教會的學問とは、嚴然として解決を要求する新たな問題の前に、連出されたのであつた。かくして十六世紀と共に、スコラ哲學の新たな繁榮が再び始まつた。而て今やその指導を引受けたのはスペイン人であり、丁度その頃成立せるイエス會の神學者達は尠らず之に貢獻した。例へばスアレス (Suarez) ヴァスクエス (Vasquez) モリナ (Molina) リバルダ (Ripalda) デ・ルゴ (de Lugo) 等の如き人々が、スコラ哲學のうちに、頭角を現はしたのである。このスペイン・イエス會に吾々のマリアナも亦屬してゐた。彼は哲學者、神學者としては、確かに上に掲げた人々に比して劣つては居たが、然し史家並びに國家哲學者としては、既に一家を成してゐたのである。彼はすべてのスペイン人のうちでも、最も根本的に貨幣問題を論じ、且つ彼の修道會に於て多くの信奉者を見出した。然乍ら彼の貨幣論と、オレームのそれとの間には、極めて大なる類似が存するが故に、彼はこの偉大なるリジウの司教の信奉者として見做されねばならない。換言すれば、彼はトマスより三百年以上後に、

オレームよりは二百年も後に生活したとは云へ、彼の貨幣論に於ける根本的な問題に付いては、すべてこれ等二人の思想家と一致し、若し彼ら二人を凌駕せる所があるとするも、それは唯スコラの傳統の意味と精神とに於て行はれたに過ぎない。マリアナは疑ひもなく、スコラの貨幣論の最高峰を示すものである。而て若し彼以後に於て、この學派が何ら偉大なる貨幣理論家を生まなかつたとすれば、それは特に十六世紀以來、國民經濟學なる新興科學が、貨幣論に於ける指導的地位を占めるに至つたために外ならない。

かくて、此等三著述者の貨幣論の研究は、正しくスコラ學問に於ける貨幣論の發展に對する概觀を、即ち理論的並びに歴史的に、又佛蘭西、獨逸及びスペインに於ける發展に對する概觀を與ふるものである。而て此等三著者のうち、特にビイルは教會法學者、倫理神學者、アリストテレス學者及び一部分羅馬法學者を参照してゐるが故に、彼こそ實に彼の時代に於ける貨幣に關する全知識を綜括せるものと云はねばならない。反之マリアナは、オレームの外に尙神學者に非らざる貨幣理論家を豊富に利用し特にブデウス (Budaeus) ブデリウス (Budelius) 又恐らくはボダン (Bodin) の如き人々を利用せるが故に彼の貨幣論は、單にスコラの貨幣論の概括であるばかりでなく、當時既に發展せる限りの貨幣論一般をも示すものである。同時に彼は又始めて歴史的研究を巧みに利用せるものであり、その個々の政治的經濟的見解に於ても、彼の時代を遙か二世紀も先に進んでゐたのである。而て彼の貨幣論文が、二百五十年間も全く世に現はれなかつたにも不拘、今日彼が徹底的に評價せられ、そして經濟思想史上に於て、彼にふさわしき地位を保持すると云ふことは又理由なきに非らずである。

尙一つ考慮すべきことがある。それは偉大なる進歩の時代は通常、過渡の時代、激しき混乱と變革の時代であると云ふことである。スコラ學者は、常にキリストの『セザルの物はセザルに歸し、神の物は神に歸せ』(マタイ傳第二十二章第二一)の誠に従つて、合法的なる上司の權利の擁護のために立つてゐたのである。然乍ら彼等は又支配者がその權力を濫用して、人民に禍害を與ふること稀ならざるを知り、かゝる行爲を戒しめることをも恐れなかつた。中世に於ては、貨幣價值を決定することは、一般に認められた王侯の權利であつた。即ち王侯はこの特權より彼等の收入の大なる部分を收得しなければならなかつたからである。『De Regimine Principum』に於ては、この貨幣價值決定權は承認せられてゐるとは云へ、著者は更らに、君主は適當なる利得に満足せられねばならず、然らざる場合には人民に多大の禍害を與へることになるであらう旨を附言してゐる。然るに恣意なる貨幣改悪があまりに頻繁に行はれるに至つた結果、神學者達も益々貨幣價值決定權の合法性に對して懷疑の念を持つに至り、遂にオレームがかゝる支配者の權利を判然と否定するに至つたのである。即ちフランスに於ける躁急たる貨幣改悪の悲しき影響が、彼をして遂に反對の立場に追ひやつたのであつた。然るにこの貨幣改悪はフランスにとゞまらず、十五世紀に於ては更にビイルをして壓迫せられた人民のために再び反對の叫びを擧げしめたのであつた。

その後この貨幣價值決定權に對する反對は、益々強化し益々一般的となり、單に神學者のみならず、一般社會の著述家からも反對の聲が叫ばれた。この關係に付いてはブデリウスが彼の時代の見解を最も良く描寫してゐる。

マリアナも、直接壓迫せられた人民の代辯者となつて勇敢に、貨幣濫用に對して反對の立場を表明した。即ち一般の不滿を喚起せる所のかの銅貨改悪が、貨幣改悪の問題を詳細に研究せんとする動機を彼に與へたのであつた。彼が云へる如く、最初は確かに何らの有害なる作用も現はれなかつた。それは價值低き銅貨が、尙従前の購買力を維持してゐたためである。然るに彼は、かゝる奸策より常に物價騰貴、取引の停滞そして最後にデフレーションが発生せしこと、否金屬論的貨幣理論の原則に従へば、必然的に發生せねばならぬことを歴史に於て學んで以來、彼は政府に警告し、嚴然として健全なる本位の回復を要求したのである。これと同時に彼は又かゝる緊急の事態の下にあつて、貨幣理論に對し多大の貢獻を齎したのである。従つてこの理由からしても、マリアナの論文が吾々の時代にとつても亦特別の興味を有するものであることが明らかとなるであらう。然乍ら貨幣理論は恐らく此處二十年間に於ける程、著るしき進歩を示せる時代はあるまい。事實戰後インフレーションの悲惨なる經驗が、史上に於てこの時程健全なる貨幣理論の根本眞理を明確に證明したことはないのである。殘念乍ら今日も亦全世界の本位制度は激しき困亂のうちにあるが、然乍ら、かゝる状態はこれ以上進むべきものではなく、再び健全なる状態に復歸せねばならぬと云ふ認識は次第に現はれ始めてゐる。従つて現在の本位状態が假令理想には極めて縁遠きものであるにせよ、一九二九年以來金本位制を停止せる諸國は、一樣に戰後インフレーションのの大なる失策からは、即ち特にインフレーション及びデフレーションの著るしき破壊からは充分逃がれ得たのである。即ち彼等は、假令金平價の上でなくとも、せめて彼等の本位の價值安定だけは之れを維持せんこ

とに専心努めたのである。而てこのことは、自國內の購買力に就いてもかなり完全に成功したと云ひ得るであらう。獨逸は戦後インフレーションに依つて、極めて苦き経験を嘗めたが故に、獨逸政府は假令局外者にはデヴァルエーションが不可避免的であるかの如く見え様とも本位に關して同じ経験を再び味はんとする勇氣は毫頭持ち合さない。貨幣は先づ第一に、價值安定せるものでなければならぬと云ふ確信は、獨逸國民にとつては、インフレーション時代の苦難を通して、その骨髓にまで徹せるものであるが故に、新たな本位の危機など耳にしようと欲しない。而てマリアナがこの今日と相似たる事情の壓迫のもとにあつた點に於て彼の貨幣論文こそ極めて時期に適せるものと云はねばならない。

従つて、本論文は見掛上極めて専門的なる性格を示すとは云へ事實は、廣き讀者層、特に國民經濟學の代表者にとつて、一樣に興味ある問題であると云はねばならない。而も聖トマス以外スコラ學者が何人も詳細には研究せられて居らざる日本に於て、特に然りであると信ずる。若し本研究がスコラ學問の廣汎なる思想をより進んで研究せんとする一契機ともなるならば、本研究の目的は十二分に達成せられたと云ふべきである。

第一編 ニコール・オレームの貨幣論

序 言

オレームの略傳

過去七十ヶ年間に於てフランス神學者、後のリジイウの司教ニコール・オレーム(Nicole Oresme)程、經濟學者の興味を喚起せる中世著述家は恐らく他にあるまい。ウイルヘルム・ロッシヤ(Wilhelm Roscher)が、オレームの著書『貨幣の起源、性質、法制及び改變に關する論文』(Tractatus de origine, natura, jure et mutationibus monetarum)を『再發見』して以來、諸々の國々の學者達——日本もそのうちに入る——は、この興味深き論文を詳細に研究し始めた。然るにその際得られたる結論は、全く相反する結果に到達するに至つた。即ち或る者はオレームを以つて、獨創的貨幣理論家なりと賞讃せるに對して、他の者は全くオレームのあらゆる獨創性を否定してゐる。然乍ら兎に角吾々は今日このオレーム論争のお蔭を以つて、論争開始の時よりも、遙かに多く、中世に於ける貨幣文獻に付いて知るを得たのである。

然乍らオレームに關する決定的判斷は一先づエミール・ブリドレエ(Emile Bridrey)の基本的勞作たる『十四世紀に於ける貨幣理論』(La théorie de la monnaie au XIV^e siècle, Paris 1906)を以て終結したと云ひ得るであらう。ブリドレエは中世的貨幣文獻を詳細に研究し、かくて得られる限りのオレーム勞作の典據を發見したので

ある。

而して彼は『論文』^{トラクタトゥス}が複製せられたことを證明することによつて、多大の内容上の難解さと、見掛上の内的矛盾とを解決すると共に、他面確實たる證明に基づいてオレーム論文の發行期日を従來信ぜられてゐたよりも古きものと斷定せることと、オレーム貨幣論の歴史的並びに心理的起源論とは、『論文』^{トラクタトゥス}並びにそれがフランス王シャルル五世の本位政策に對して有する意義とをより正しく評價することを可能ならしめたのである。

オレームの生れた場所と時に付いては、吾々は正確には知らない。然し多分彼は一三二〇年と一三二三年の間にカーン(Caen)か左もなくばカーン近郊のアルマニユ村(Allmagne)で生れたのであらうと云はれてゐる。唯彼がノルマンディ出身であるといふことだけは確實である。何故なら彼はソルボンヌ大學に於てノルマン人として學籍に登録せられてゐるからである。神學博士を授與せられた後、彼はソルボンヌ大學のナヴァラ學院(College de Navarre)の學長になり、學長として神學の講義を行つた。後に彼は種々なる教會上の名譽を受け、又フランス儲皇子にして攝政たりしシャルルの顧問官となつた。このシャルル皇子は一三六四年シャルル五世としてフランス王位に陞つた人であるが、攝政の顧問官としての彼の功勞多き奉仕に對する謝意として、シャルル皇子は王位繼承後、オレームをリジイウ(Lisieux)の司教職にのほらした。(1373年)このリジイウで彼は一三八二年逝いた。

オレームの著述的活動は實にこの偉人の驚歎すべき多面性を示してゐる。即ち彼は神學、哲學、數學、天文學、

及び國家學等あらゆる部門に於ける問題について著述し、そのうち特に有名なるものは、シャルル王の命に依つて發行せるアリストテレスの『政治學』『倫理學』『經濟學』の翻譯と貨幣に關する彼自身の『論文』^{トラクタトゥス}とである。この『論文』は、恐らく一三五五年にはじめて現はれたのであつて、晚くとも一三五六年の始めより以後と云ふことはない。^(註)

然乍ら、後に改訂して發行せるものは、一三五七年の終りか、或ひは一三五八年の始めに現はれたものと思はれる。この改訂せられたものは一般に最初のもの複製ではあるが、然し二つの重要な追補と、位置の置代へと尙多少の些細なる變更とが行はれてゐる。最初のもものは二十三章を持つてゐるに過ぎないが、改訂せられたものでは二十六章となつてゐる。

(註) 當時は未だ印刷技術が發明せられてゐなかつたから、此等の發行物はすべて寫本である。

而てその後活版發行せられたものは、二つの版を除ては全部二十三章となつて居るが、残れる寫本は、全部二十六章となつてゐる。

オレームは亦この『論文』を佛譯して現はした。これは多分一三五八年と一三六〇年の間に現はれたのであらう。

本研究は、ヴォロウスキー(Wolowski)が編輯せるラテン語の原本が基礎となつてゐるが、^(註一)その外更に、ブリフレエが彼の著書の序として附加せるオレームのアリストテレス譯の斷篇が利用せられてゐる。^(註二)

(註1) M. L. Wolowski : Traicte de la première invention des monnoies de Nicole Oresme. Textes français et latin d'après les manuscrits de la Bibliothèque Impériale et Traité de la monnaie de Copernic. Textes latin et traduction française. Paris MDCCCLXIV.

(註2) Bridrey op. cit. pp. 698—726.

第一部 オレーム『貨幣論』の本文

「貨幣の起原・性質・法律並びに變改に關する論文」

神學教授 ニコール・オレーム學士

*Incipit tractatus de origine, natura, jure, et mutationibus monetarum,
compositus per magistrum Nicolaum Oresme sacrae theologiae professorem.*

はしがき

或る人達は、王或ひは諸侯は自己の絶對權即ち彼の權利或ひは特權に基づいて、國內に流通する貨幣を隨意に變改し、又はそれを彼の意の儘に處分し、同時にそれより任意に利得を獲得し得るものであると云ふ見解を抱いてゐるが、他の者はこれとは全く反對の意見を主張してゐる。従つて予は、このことに關して特にアリストテレス^(註1)の哲學に據つて述べられねばならぬと思はれる事柄を、此の論文に於て説明せんと思ふのである。此の際予は、貨幣の起原より始めんとするのであるが、殊更大膽なる主張を述べんとするものではなく、寧ろ、大體に於て予は専門家の判斷に委ねんと思ふのである。唯希くは彼等が、予のこの詳論より刺戟を受けて、眞理を發見し、か

くて各自の疑惑を克服せる後、凡ての者が一致して同一の意見を支持し、將來王侯臣下並びに國家全體にとつて有益なるべきものを發見せんことを庶幾ふのみである。

(註一) オレーム (Oreano) が、彼の論證に於て特にアリストテレスを引合に出さんとしてゐることは注目に價する。この理由は、中世のスコラ哲學者連の間に於けるアリストテレスの偉大なる權威に基づくものである。聖トマス・アクイナスも、彼を簡單に『哲學者』と呼んでゐるが、この名稱こそ此の偉大なる思想家の意見に對する彼の歎美と尊敬とを如實に表現せる敬稱に外ならない。従つてオレームも亦、彼の屢々反對論を惹起するやうな主張をこの『哲學者』の權威に據つて支持し、證明せんと試みてゐることは容易に理解し得ることである。

論 文 目 次

- 第一章 如何なる目的のため貨幣は發明せられたか
- 第二章 如何なる素材より貨幣は成立すべきか
- 第三章 貨幣の様々なる種類と混台(註二)
- 第四章 貨幣の形式と形態
- 第五章 何人が貨幣を鑄造する權利を有するか
- 第六章 貨幣自體は何人に屬するか
- 第七章 何人の費用に於て貨幣は製造せらるべきであるか
- 第八章 貨幣の變改一般に就て

- 第九章 貨幣の形態變改に就て
- 第十章 鑄造金屬の比率の變改に就て
- 第十一章 貨幣の名目變改に就て
- 第十二章 貨幣の量目變改に就て
- 第十三章 貨幣の素材變改に就て
- 第十四章 貨幣の多様な變改
- 第十五章 貨幣變改に依る王侯の利得は不正である
- 第十六章 貨幣改鑄に基づく利得は不自然である
- 第十七章 貨幣改鑄に依る利得は高利よりも悪い
- 第十八章 かゝる貨幣の變改は事物の性質上許さるべきでない
- 第十九章 貨幣變改の王侯に與ふる弊害
- 第二十章 社會全般に歸せらるゝ他の弊害
- 第二十一章 社會の一部のみが蒙るべき其の他の弊害
- 第二十二章 社會全般が果して斯様な變改をなし得るや
- 第二十三章 王侯が貨幣變改を爲し得るとする論據に就て

第二十四章 此の異論に對する解答と結論

第二十五章 暴政は永續し得ず

第二十六章 貨幣改悪に依る利得獲得は國王の總ゆる繼承者に弊害を齎らす^(註二)

(註一) 本文に於ける此の章の標題は『貨幣の種々なる素材と種々なる混合』となつてゐるが、佛譯本は簡單に『種々なる貨幣素材』としてある。

(註二) 此の章の標題は佛譯におけるそれと同様である。然乍ら、之は本文に於いてはもう一つの他の讀み方をもつてゐるが、その方が全體との關係に於て、遙かに良く適合してゐる。第二十一章脚註二参照。

第一章 如何なる目的のため貨幣は發明せられたか

曾つて主なる神が諸民族を分ちアダムの子等を分離せし時より、神は諸民族の境界を定め給ふた^(註一)。それ以後、人類は地上に繁殖し、各自は自分に適當せる財産を獲得した。其の結果、或る者は或る一事物に付き、所要以上のものを所有するにも拘らず、他の者はその物に付き、極く僅かしか所有せず、或ひは全く所有せざるに至り、又他の事物についてはそれとは、全く逆の關係を示すに至つた。かくて例へば、或る者は羊をあり餘る程所有するにも拘らず、パンには缺乏を感じ、又他方農夫は、それとは全く反對の状態にあり得るであらう。又ある地方は或る物を過剰に有するが、他のものに就いては、全く缺乏を感じてゐる事もあり得る。それ故人類は、或る者が他の者に、穀物に對して例へば一匹の羊を與へるとか、又他の者がパン又は羊毛に對して彼の勞働を與へるとかによつて、貨幣なき取引を營むに至つた。然しユスチヌス^(註二) (Justinus) に從へば、それは尙後世まで各國に行はれてゐたのである。然乍ら、此の財貨の交換並びに運搬に際して、彼等は多くの困難に遭遇せるため、そこで人類は賢明にも貨幣の採用を思ひ付くに至つたのである。即ち貨幣は人類が本來彼等の欲望を充足すべき自然的富の交換手段として、役立つ可きものであつた。従つて貨幣は人工的富と名付けられた。何故なれば、アリストテレスが、手に觸れるものは必ず黄金になる様にと祈れるかの貪欲なる王の例を以つて示せる如く、何人もそれ

を過剰に所有するにも拘らず、餓死する場合が起り得るからである。即ち神々はその王の願ひを許し給ひ、かくて、彼は詩人の物語る如く、飢餓の爲に死んだのである。^(註三) 誠に人々は貨幣を以つては、直接に彼の欲望を充足する事を得ず、寧ろそれは自然的富のより便宜なる交換の爲めに、人工的に發明せられた手段に過ぎないのである。それ故、アリストテレスが彼の『倫理學』第五卷中に於て證明せる如く、貨幣は秩序正しき國家にとつて甚だ有用であり、又國民福祉にとつては極めて有益なる、否、缺く可からざるものである事は、特別なる證明なくとも容易に認め得る所である。

(註一) 申命記(Deuteronomium)第三十二章第八節。

(註二) トログス・ポムプニウス(Trogus Pompeius)のイケドニヤ史を抄録編輯せる人は後期ローマの著述家ユニアヌス・ユステイヌス(M. Junianus Justinus)であると云はれてゐる。このユステイヌスの人爲に付いては全く不詳であり、又彼が生活せる時代に付ても全く確實でない。一説に依れば、西暦二世紀であるとも云はれ他説によれば三世紀であるとも云はれてゐる。

(註三) 佛譯より明らかに推論し得る如く之はフリーギヤ(Phrygia)の傳説的王ミダス(Midas)を指してゐる。その中には典據として、アリストテレスの外に尚オヴィディウス(Ovidius)が擧げられてゐる。然し、ミダスはオヴィドに從へば、オレームの考へるが如くに物語られてはゐない。即ち王は餓死せるに非ずして、餓死に瀕せる時、パトロクロス(Patroclus)河で水浴せることに依つて、此宿命なる賜物より免れ得たのである。それ以來此の河には黄金が流れてゐると云はれてゐる。

然しオヴィディウスは次の様に云つてゐる。^(註一) 即ち「人々は財寶、即ち惡への誘惑物を掘出した。即ち、禍なる鐵と、又それより更に禍なる黄金が既に現はれた。」と。然乍らかゝる歎きの責は、惡に對する人間の邪曲なる性

癖が負ふ可きであつて、貨幣それ自身が負ふ可きものではない。寧ろ反對に、貨幣は人類の共同生活にとつて極めて適應し、且つその使用自體は極めて良きことである。それ故カシオドルス(Cassiodorus)は云つてゐる。^(註二) 『假令人々が貨幣を何らか自明なるものと觀察するとしても、古代の人々がそれを考案するまでには、如何に多くの洞察を要したかと云ふことは注目に價することである。』と。又彼は他の箇所^(註三)に於て、貨幣が如何に一般の利用の爲に發明せられたものであると云ふことは周知のことであると云つてゐる。

(註一) オヴィディウス(Publius Ovidius Naso)はアウグスツス帝時代に出たローマの詩人であつた。彼の最も有名な二つの作品は、かの Melamorphoses と Fasti とである。前者はギリシヤ・ローマ時代の神話を取扱ひ、後者はローマの年誌を取扱ふ。本文に於ける引用句は前者第一章第一四〇節からである。

(註二) カシオドルス(Flavius Magnus Aurelius Cassiodorus)は、後期ローマの哲學者、且つ政治家にして、後、修道士として寂境に引退せる人である。彼は西紀四九〇年に生れ、五八二年に歿した。彼は後期古代より、前期中世への過渡期に聳立する人物であり、又異教的並びにキリスト教的古代の精神的遺産のキリスト教的中世への媒介者であつた。彼は伊太利の東ゴート王の下に於て數度高官に列した。彼の多くの著作中、『Variarum Libri duodecim』と云ふ標題の下に出版せられた書簡集は歴史家にとつて、就中興味深きものである。これは彼が數多くの王の命に依つて書いた手紙である。此の書はオレームに依つて屢々引用されてゐる。本文における引用句は同書第一卷書簡第一〇である。

第二章 如何なる素材より貨幣は成立すべきか

かくて前章より明らかなる如く、貨幣は自然的富の交換の爲め的手段であるが故に、貨幣は先づ此の目的に適合することが必要であつた。それは何よりも取扱ひが便利で、運搬が容易であり、且つその少量を以つて、自然的富のより大なる量を獲得し得ると云ふことが必要であつた。その外に尙他の諸條件が入つて来るが、それに付いては後にヨリ詳しく論議することとしよう。それ故、貨幣は價值高くして、稀少性ある素材例へば、金より造られねばならない。然し、金が充分ならざる所に於ては、その外に尙銀を採用し、更に此の兩金屬とも充分ならざるか、或ひは全く存在せざる所に於ては、合金か、或ひはその他の純粹なる金屬より造られねばならない。従つて、昔は銅が用ひられたのである。そのことに就いてはオヴィデウスは彼の『年誌』の中で「昔は人々は銅を與へたが、然し今日に於ては、金をヨリ好む。斯くて古き貨幣はすたれ、新しき貨幣にとつて代られた」と云ふことを指示してゐる。これと同様なる變化に付いては主も亦、豫言者イザヤ(Isaiah)を通じて約束し給ふた。イザヤ曰く「われ黄金をたづさへ來たりて赤銅にかへ、白銀をたづさへきたりて鐵にかへ」と。(註一)此の二つの金屬は、何人も知る如く、最も貨幣に適せるものである。

(註一) 以賽亞書第六〇章第十七節。

カシオドウルス^(註二)に従へば、スキタイア(Beythia)の二人の王^(註三)が始めて金と銀とを發見したと云はれてゐる。即ちイエクス王(Eacus)が金、インダス王(Indus)が銀を。而て彼等は是等の金屬を人類の利用に供したことに依つて、不朽の名聲を獲ち得たのである。それ故貨幣用目的に充分残らざる程多量の金を貨幣以外の目的に使用することは許されない。このことは伊太利の王テオドリツヒ(Theodoric)^(註四)は正しく認識してゐた。即ち、彼は生ける人々が彼等の生計に利用し得るものを、徒らに死者の墓中に寝かして置くのは正しくないと云つて、異教の風習によつて死者の墓に埋没せられた金を沒收し、これ等をすべて鑄造素材として利用する様に命じたのである。^(註五)

然乍ら、他方に於て此の素材もあまり豊富には存在してはいけない。オヴィデウスが云ふ如く、此の理由から銅貨も亦廢せられたのである。恐らく、自然は人間に、貨幣用目的に最も適するこの金銀を容易に手にせしめず、鍊金術の助けを以つては、手易く巧妙に創出され得ざる様に、最も良く考慮したのであらう。勿論二三の者は、これを試みたが、然し自然は、——その自然の作用を彼等は唯徒らに克服せんと努めたのであるが——云はば彼等に對して一つの制限を附したのである。

(註二) カシオドール前掲書第四卷書簡第三十四。

(註三) スキイタエ Beythia はトラキア Thracia の北方、正確に云へばドナウ、ドン兩河の間に居住せる諸種族を指すのである。即ち、今日のウクライナの諸民族に當る。彼等は遊牧人であり、狩獵人であり、又非常に弓術に巧みであつたので彼等は特に恐れられた戦士であつた。

(註四) テオドリツヒ Theodoric 大帝は西紀四七一—五二六年間 Ravenna を治めた東ゴートの王である。

(註五) カシオドール前掲書第四卷書簡第三十四。

第三章 貨幣の様々なる種類と混合

第一章に依れば、貨幣は取引に對する交換の手段である。而て一般社會並びに個人の利益のためには、或る時は大なる交換、又他の時には小なる交換或ひは屢々極めて小さき交換が行はれるが故に、容易に輸送、支拂がなされ、又多額の取引業務に對してより良く適合する所の高價なる貨幣を持つことが極めて適當であつた。然乍ら、又それと同時に決算や兩替や小額なる商品の購入に對して適合せる所の價値低き銀貨も必要であつた。

又ある國に於ては、屢々銀が自然的富に比して充分に存在しなかつたが故に、或ひは一ボンドのパン及びそれに類する何等かの物に對して、正當に支拂ふべき銀貨幣の形があまりにも小さきため取扱ひに際して極めて不便であつたが故に、價値低き素材が銀と混合せられるに至つたのである。斯くて小取引に適合せる黑色貨幣が出來上つた。それ故、銀の乏しき諸國は適當に三種の貨幣を、即ち、第一に金貨、第二に銀貨、そして第三に混合貨幣（或は黑色貨幣）を有してゐたのである。

然乍らこの混合用には、通常釣銭として役立つ所の價値低き金屬のみが、使用さる可きであると云ふことは、注意に價する事柄であり、又一般原則として固持さるべきことである。例へば、金銀貨が用ひられてゐる處に於て、若し金を純粹なる形で鑄造し得るとするならば、金を混合用に向けることは絶體に許されない。その理由は、

かゝる混合は常に疑はしきものであり、且つ其の中に存する純金含有量を手易く見分けることが不可能なるがためである。従つて混合貨幣は、一般に上述せる正當なる理由からのみ造らるべきものであり、又疑惑、或ひは欺瞞の危険少なき金屬、即ち、價値低き金屬をもつてのみ混合さるべきである。

更に上述せる處により明らかなる如く、かゝる混合は、貨幣がそのために發見せられた所の一般的利用並びに貨幣の本質に従つてそれが役立つべき一般的利用を考慮してのみ許さるべきものである。然乍ら、金の代りに銀を使用し得る場合には、金を混合用を使用すべき必然性は何ら存在しないし、又何分の利益も認められない。又それが、統治宜しき國に於ては決して行はれなかつたと云ふ事は勿論のこととして、一般に決して善意のもとに行はれ得べきものとは思はれない。

第四章 貨幣の形式と形態

人間が取引を始めた時には、即ち、貨幣の援助に依つて財を獲得し始めた時には、貨幣は未だ何等の極印もなく、又肖像も刻まれてゐなかつた。恐らく人々は飲食物に對しては銀片或ひは銅片を與へ、而も重量に依つて與へたのであらう。然乍ら、あまり頻繁に秤器を用ふることは煩はしきことであり且つ又秤定に依つて貨幣を商品の價値に適應せしめることは極めて困難であつた。更に賣手は多くの場合、貨幣の量も又その合金をも見分けることが出来得なかつたが故に、人々は賢明にも一定の素材より一定の重量を持つ鑄貨を造り、その上に一般の人に解からしむる様金屬の純分含有量並びにそこに示されたる重量を保證すべき極印を押すことを發見するに至つたのである。かくて何等の苦勞もなく、又何らの疑ひを挟むことなく、貨幣の價値を確定し得るに至つた。

而て、かゝる刻印が純分含有量並びに重量に對する保證として、採用せられたものであることは、吾々が鑄造や形態より知り得る如き古き名稱、例へばポンドウス(Pondus)ソリドウス(Solidus)デナリウス(Denarius)オボルス(Obolus)アス(As)セックステュラ(Dextula)^(註一)等の如き名稱がこれを充分に證據してゐる。是等は明らかに重量に對する名稱であり、カシオドルスに依れば、それが貨幣にも轉用せられるに至つたと云ふのである。同様に「シクルス」(Siclus)と云ふ名稱も鑄貨名稱であるが、同時に又重量記號であり、兩者共創世紀より之れを知り得る

であらう。他の鑄貨名稱は、貨幣の鑄造所、形態、或ひは鑄造者等により由來せる所の本來的ならざる、偶有的な種類のものである。

鑄貨は、それが便利に支拂はれ得る様に手頃なる形態と大きさとを持たねばならず、更に軟柔にして延展性に富み、且つ鑄造の出來る強靱なる素材より成立せねばならない。それ故、凡ゆる價値物が貨幣材料に適すると云ふわけには行かず、従つて例へば、眞珠、瑠璃、胡椒の如きものが貨幣には用ひられずして、特に上述せる如く、金と銀とが用ひられることになるのである。

(註一) 鑄貨名稱として用ひられたローマの重量名稱である。

(註二) 創世紀、第三章、第一五。

第五章 何人が貨幣を鑄造する権利を有するか

欺瞞を防ぐために、古代より貨幣を造り、又は彼自身の金銀に刻印せんとすることは誰にでも許されてはゐなかつた。寧ろ、貨幣は一人の官職にある人或ひは政府によつて定められたる數人の人々に依つて鑄造された。何故ならば、上述に依つて明らかなる如く貨幣は、その本質上、社會一般に對して最も良く發明せられ、又採用せられたものであるからである。而て、特に王侯は公人であり、又最高の威信を有する點に於て、彼こそ社會全體の名に於て、貨幣を造り、且つ貨幣の上に彼の極印を押すに最も適當なる者である。然乍ら、その極印は模倣困難にして、且つ容易に贋造し得ざるものでなければならぬ。又懲罰の威嚇によつて外國の王侯或ひは他の何人か、公衆が眞實の貨幣と識別し得ざる如き類似の價值低き貨幣を贋造せざる様に防がなければならぬ。それは、欺瞞であるが故に一つの犯罪として罰すべきものである。又かゝる貨幣贋造の理由に基づいて、又は外國の王侯に對して正義の戦ひを企て得るであらう。

第六章 貨幣自體は何人に屬するか

假令一般に對し最も良き貨幣を鑄造することが、王侯の權限であるとしても、然し決して王侯は彼の國內に流通する貨幣の支配者でも所有者でもない。何故ならば、前章に依つて明らかなる如く貨幣は自然的富の交換の爲めの一つの等價物なるがためである。それ故、貨幣は此の富が屬する處の者に屬する。何んとなれば、若し何人か、彼のバン或ひは勞働力を貨幣に對して引渡したとするならば、彼が奴隸に非らざる事を前提とする限り、その代償として得たる貨幣は、自分に處分し得たバン或ひは勞働力と等しく、彼に屬するがために外ならない。神は最初王侯一人に地上の財を所有する權利を與へられたものではなく、寧ろ、創世記に示された如く、吾々の祖先と彼等の全子孫とに與へられたのである。それ故貨幣は王侯一人に屬するものではない。然乍ら、これに對しては人々がキリストに一デナリウス貨を示せる時主は、『これは何人の肖像と記銘であるか』と、尋ね給ひ、これに對して人々は主に『皇帝のものなり』と答へたる時、主は、『皇帝のものは皇帝に歸へせ、神のものは神に歸せ』と、答へ給ふたことより反對するかも知れない。云はゞ彼はこれによつて貨幣の上に皇帝の肖像が極刻まれてゐるが故に、貨幣は皇帝に屬すると云ふことを云はんと欲したのであると。然乍ら、全體の關聯を研究することに依つて、人々は容易にデナリウスが皇帝の肖像を有するが故に、皇帝のものであると云はれるのではなく、それ

が租税として皇帝に納附せらるべきであるが故に、皇帝のものであると云はれることを知り得るであらう。使徒も亦『租税を受くべき者に租税を與へ、課物を受くべき者に課物を與へよ』と云つてゐる^(註三)、それ故、キリストはこれ等の言葉によつて、次のことを云はんとしたのである。即ち、人々はデナリウスの極印より何人が租税を受くべきかを認識し得るであらう。何故ならば、租税は國家に奉仕し、且つ彼の支配權に基づいて貨幣を鑄造し得る者に與へらるべきものであるからと。斯くて、アリストテレスが彼の『政治學』、第七卷に於て、又テュリウス^(註四)が彼の古き『修辭學』の終りに於て云ひし如く、貨幣は社會全體と個々の個人に屬するのである。

(註一) 創世紀、第一節第二十八。

(註二) 馬太傳、第二十二節第二十、二十一。

(註三) 羅馬書、第十三節第七。

(註四) 普通にはテウリウスの代りにシセロ(Marcus Tullius Cicero)と云つてゐる。シセロは最も著名なるローマの雄辯家であり、又、哲學者として特に中世に於て多大の尊敬を受けた。彼は西紀前一〇六年に生れ、西紀四三年にアントニウス(Marcus Antonius)の捕吏に殺された。彼の美文は全くラテン語文章の精粹である。

第七章 何人の費用に於て貨幣は製造せらるべきであるか

貨幣が社會全體に屬する如く、貨幣は又社會全體の負擔に於て造られるべきである。この事は次に示す如く鑄造費が全貨幣に配分せられる様に行はれるならば、最も良いであらう。即ち、若し金屬、例へば金を鑄造の爲めに交付するか、又は貨幣に對して賣つたとするならば、その金に對し、それから造られべき貨幣よりも、より少なきものを與へたら良いと云ふのである。従つて例へば、若し一マルカ^(註一)(Aureus)銀から六十二ソリドウスが造られ得るとし、且つその鑄造の勞働及び費用として、二ソリドウスを計算せねばならぬとすれば、未だ鑄造せられざる銀マルクは六〇ソリドウスの價値となり、残りの二ソリドウスが鑄造費として控除せられるであらう。然乍らかゝる控除部分は常に、彼が貨幣の製造に對して充分満足する程度の大いさでなければならぬ。假令貨幣がより少なき額にて造られ得るとしても、若しその剩餘が、利子の形態で奉仕に對して王侯或ひは造幣官の手に屬するならば、それは尙適當であらう。然乍ら、この控除は適度のものであり、又後に示される如く、貨幣が充分に存在してゐる事を前提として、如何なる場合に於てもあまり大なるものであつてはならない。蓋し此の利子が餘りに大なる場合には、後に容易く分かる如く、それに依つて社會全體は禍害を被らねばならぬからである。

(註一) マルカ(Marca)は本来「記號」(Mark)と同意味であつたが、其後、公の刻印を持つ地金と云ふ意味になり、最後に重量並びに鑄貨單位となつたのである。ゲルマン民族に於ては、ローマのポンドス(十二オンス或ひは三二七・四五グラム)を日常の使用に供することは重すぎるゝことが解つたので、彼等は自己の重量制度の根柢として、ローマのポンドスの三分の二(八オンス)を以つてその一單位となし、これをマルク(Mark, Marc)と名付けた。鑄貨單位としてこの語は獨乙貨幣制度の中に残されたのである。

第八章 貨幣變改一般に就て

古き法律、律令、習慣並びに之に類する社會全體に關するあらゆる命令は明白なる必要なくしては決して變改せらるべきではないと云ふことは、戒心せねばならぬ事柄である。誠にアリストテレスの『政治學』第二卷によれば、古き實定法は、若しそれが本質的に改良されるに非れば、決して新しきものに依つて代替されてはならない。何となればかゝる變更は法の威信と神聖とを汚し、而も、變更が頻繁であればある程然るが故である。即ち、その結果は益々人民の間に不満足と不平とを喚起し、かくして人々が最早法律に服従せざる恐れがあるからである。而て特に、改惡の場合に於ては、尙更のことであり、かゝる改惡に到つては唯不正不義といふの他はない。

されば一國內における貨幣の相場並びに價值は、云はゞ一種の法律或ひは規定の如きものであらねばならぬ。而てこのことは利子及び年所得が貨幣に於て、即ち一定數のポンドス或ひはソリドウスに於て確定せられてゐる事實より明らかなることである。この結果よりして貨幣は社會全體にとつて危急存亡なる場合であれ、或ひは自明的に有利なる場合であれ、決して變改することを得ないと云ふことが明らかとなる。それ故アリストテレスは、彼が貨幣に付いて語つてゐる所の『倫理學』第五卷に於て、貨幣はそれがあまゝに止まることを彼は絶體に欲すると述べてゐる。

一般に云へば貨幣變改には種々なる方法が考へられる。即ち簡単に形態や極印を變へるとか、或ひは金屬間の比率、價格或ひは名目價值、大いさか或ひは重量、乃至は最後に素材を變へることが出来る。而て是等の形の中のどれか一つに依つて變改することも出来るし、或ひは同時に二つ以上に依つても變改し得るのである。従つて是等の形式を個々に論じ、而て、これ等の形式の中いづれに依つて貨幣を正當に變改し得るか更に又何時、何人に依つて、如何に、又如何なる理由より、それが爲されるべきかを研究するを要する。

第九章 貨幣の形態變改に就て

貨幣の鑄造或ひは極印は二つの方法で變改され得る。即ち先づ第一の方法は、古き貨幣の流通をそのまま許す場合である。即ち王侯が、彼の鑄造せる貨幣にその名前を刻印するが、然しそれと同時に從來の古き貨幣の流通をもそのまま許す場合である。従つてこの場合は何等根本的な變改ではなく、若しそれと結合して他の變改が行はれないならば、それはほとんど意味を有しない。第二の方法に於て形態變改が行はれる場合は、新しき貨幣が鑄造せられて、それと同時に古きものはその通用を禁止せられる場合である。この場合が即ち本來的變改であるが、これは次の二つの理由のうちの、いづれか一つからのみ、正當に行はれ得るものである。即ち第一の場合には、若し外國の王侯又は貨幣製造者が、故意に貨幣形態或ひは貨幣鑄型を模造し又は贋造し、その結果國內に於て、色彩、形態が一見眞實の良き貨幣と極めて類似せる所の贋造貨幣が流通する場合である。若しかゝる事情に於て、他に何分の對抗處置が採り得られざる場合には、貨幣の形態、極印を變改することは、尤ものことと云はねばならない。

第二の理由は、古き貨幣の磨滅甚しくその結果、貨幣があまりにも輕量となつた場合である。此の場合には、その流通を禁止して、それに代るべき良貨を鑄造し、従前と異なる極印を施せば、それに依つて古きものと、新

しきものとを區別し得るであらう。而て王侯は以上の二つの理由の中のいづれか一つからのみ、古き貨幣の通用を禁止し得るものと私は考へる。何んとなれば、然らざる場合には、かゝる變改は不必要否忌むべきものであり、社會全體の爲めにも有害なるが故である。

又王侯が、かゝる變改を行ふべき動機は、次の二つの理由以外には考へられない。即ち王侯がいづれの鑄貨にも、彼の名稱以外の名稱は、絶対に極印させざることを欲する場合か、——而してかゝることは彼の祖先に對する尊敬の念の缺乏と、虚榮心を示すものであるが——或ひは第七章に於て示された如く、かゝる變改より多くの利得を獲得せんが爲めに貨幣を増加せんと欲する場合——そしてこは忌むべき貪欲と、社會全體に對する不正を意味するものであるが——かのいづれかである。

第十章 鑄造金屬の比率の變改に就て

比率とは、事物の相互の比較或ひは一物の他物に對する關係と理解される。従つてこの場合に於て、金貨と銀貨との間にも一定の價值比率及び價格割合を確立しなければならない。例へば此の比率が二〇對一であると云へば、それは一磅の金は二〇磅の銀、一金マルクは二〇銀マルク、一オンスの金は二〇オンスの銀の價值に等しいと云ふが如きである。又はその他の比率例へば、二五對三とか、又はそれ以外の比率も勿論定め得る。然乍ら、此の比率は銀に對する金の自然的價值に相應しなければならぬ。従つて、人々は恣意に變改し得ざる所の、かゝる割合を確定したのである。又此變改は兩金屬の相對的量に於ける移動と云ふが如き客觀的理由から行はれる場合——かゝる場合は極めて稀であらうが——を除けば正當には變改し得ざるべきものである。若し例へば、著しく金が以前より、少なくなるならば、銀に對する割合において高くされ、價格に相應して變へられねばならない。然乍ら、若し、客觀的に僅かしか變化せざるか或ひは全然變化せざる場合には、比率の變改は王侯には如何なる方法に於ても許されないであらう。何んとなれば彼が若しこの比率を隨意に變改し得るならば、彼は不正にも彼の臣下の貨幣を彼自身の手許に引寄せることとなるからである。例へば彼が金に對して、低き價格を確定し、そして銀を以つて金を買ひ、其後に價格を高めて、金乃至金貨を賣るとか、或ひは又、銀についてそれと同

様なことをなすならば、それは恰も彼が後に高き価格で賣却せんが爲めに、彼の國內の全穀物を、彼自身が確定せる價格で買占めんとするに異ならない。何人もかゝる事柄が不正なる強奪であり、又正しく暴政であらうことは明らかに知つてゐる。誠にかゝる暴政こそは埃及のファラオ(Pharo)の暴政よりも一層残忍且つ邪惡なるものであらう。それに就いてカシオドールスは云ふ、『吾々は知る。如何にヨゼフが驚くべき饑饉と戦はんが爲めに、人民に穀物を買ふべき希望を與へたことは與へたが、然し他方如何なる犠牲に於ても救助を求める人民が、唯食物を値切つて買はんがために、寧ろ好んで身賣までせんと欲したであらう様な極めて高い價格を定めたか』と。かゝる苛酷なる條件の下に於ては、その救助は、明らかに自由を奪ひ、従つて餓死からは救はれたとしても、かゝる自由のもとに於ては奴隷のみがその桎梏の下に苦しみ得たであらうと同様に苦まねばならぬ此等不幸の人々にとつて、人生は如何に辛いかを予は聞きたい。予はヨゼフが一方に於ては貪慾なる君主を満足せしめ、他方に於ては人民を救濟せんとするが如き窮境に陥つてゐたのであると思ふ。カシオドールスに就てはこれ迄で止める。

(註一) カシオドールスはこゝで創世記(四一ノ廿五—廿六、四七ノ十二—廿六)に記された埃及の飢饉を暗示してゐるのである。ウオロウスキ(Wolowski)が編せる箇所は晦澁であり、カシオドールスの原文(Variat, lib. XII epist 28)とは本質的に異つてゐる。それ故に此處に、ラテン語の二つの關係箇所を再録する、としよう。翻譯はカシオドールスの原本に従つた。

オレームの原文。"Joseph legimus contra famem funestam, emendi quidem tritici dedisse *ivvium*, sed tale posuisse pretium, ut suae *suivicius* avidus se venderet, prius alimoniam mercaturus. Quale fuit rogo tunc *miserum* vivere, quibus acerba subventio libertatem suam videbatur adimere, ubi non minus ingemuit

liberatus quam potuit flere captivus. Credo virum sanctum hac necessitate constrictum, ut et avaro principi satisfacere, et periclitanti populo subveniret."

カシオドールスの原文。"Joseph legimus contra famem funestam emendi quidem tritici dedisse laetitiam: sed tale posuisse pretium, ut suae subventionis avidus, se potius venderet alimonia mercaturus. Quale fuit, rogo, tunc miseris vivere, quibus acerba subventio libertatem suam videbatur adimere: ubi non minus ingemuit liberatus, quam potuit flere captivus! Credo virum sanctum."

然乍ら貨幣独占は、より眞實なる意味に於て一種の暴政であらう。何んとなれば、それは一層強制的であり又一般大衆に一層必要性も少く、それ所か全く有害であらうから。然し乍ら穀物との對比は當つてゐないと云ふ異論を説へるものがあるかも知れぬ。蓋し王侯は二三の事物に關しては、彼が欲するまゝに自由に處分し得る所の權力を有するからである。此の事を或人は鹽に就て、又恐らくはより多くの理由を以つて貨幣に就て主張してゐる。然乍ら、此の鹽独占(又 *Gabelle* とも云はれる)は、一般的の生活必需品に對するあらゆる独占と同様に、不正なるものであり、又王侯が彼等にかゝる權利を與へる所の法律を發布するならば、主が豫言者イザヤ(註二)を通じて言ひ給へることが、正しく彼等に適中してゐる。即ち『不正の掟てをさだめ暴虐のことはを録すものは禍なる哉』と。又第一章と第六章より、貨幣は社會全體に屬するものであることが充分明らかとなる。而て如何なる王侯も惡意を以て、この章に於て述べられたる貨幣金屬の比率の變改に對する口實を虚構し得ざる様に、何時、如何に、且つ如何なる程度に、かゝる變改が行はるべきであるか否かを決定するのは専ら社會全體のみの問

題であると云ふことが注目される。是に反し王侯は如何なる方法に於ても、かゝる権利を主張してはならない。

(註一) 今日に於ても『Gabelle』はフランス語に於て鹽税を意味してゐる。

(註二) Isaias 1081。

第十一章 貨幣の名目變改に就て

第四章に於て述べた如く、鑄貨には其の鑄刻者或ひは鑄造場所より由來せる所の種々なるより副次的なる性質の名稱がある。従つてそれ等は大了た意義を有せざるものか、或ひは全然意義を有せざるものである。反之、Denarius, Solidus, Pondus 等の名稱は、遙かに本質的なる性質のものであり、且つ貨幣に良く適當せるものである。これ等は各片の價值と重量とを暗示し、且つ古代よりその神秘的なる意義の爲めに、多大の賢明さをもつて擇ばれ來たつたものである。其れ故カシオドールス^(註一)は次の如く述べてゐる。『貨幣が多大の賢明さをもつて古代より考案されたと云ふことは留意すべきことである。かの金色の太陽^(註二)に似たる輝やかしき金屬の丸き形態が世界の年齢を暗示するものとして、彼等は六千デナリウスが一ソリドウスになる様にと欲した^(註三)。そして更らに六デナリウス(機智に富んだる古代人は正しくもこの六なる數字を完全性を表現するものと考へた。)を一オンスと名付け——その一オンスは正に基本的度量單位である——。次に十二オンスを總體として、一年間の月數に相應させて、一ポンドスに算へた。智者の何と云ふ器用さであり、吾々祖先達の何たる賢明さであらう。生活の必要を識別し、それと同時にかくも深き自然の祕密を暗示するが如きものを選んだのである。さればかくも多大の賢明さをもつて事物の内まで熟慮せられたるものを『ポンドス』(測られたもの)と名付けたのは全く正しいことである。』カシオ

ドールスはかう言つてある。

(註一) Variar. lib. I, epist. 10.

(註二) カシオドールスは此の場合『Solidus』なる言葉をも言葉のしやれとして使用せんとしてゐる様に思はれる。

即ち『太陽』は、ラテン語『Sol』と云ひ『金色』を『Aureus』と言ふから、『Solidus』は言はゞ『Sol』『Aureus』(金色の太陽)と同一であると言ひ得ると。然乍ら、言語學的には Solidus は『確固たる』事を意味し、『Solium』大地から由來して居るのである。

(註三) カシオドールスは彼の多くの同時代の人々と同様に世界の年齢は六千年であると考へてゐた。

(註四) 六と言ふ数は古代の數學者にとつては、完全を表現するものとなされて居た。即ちそれは最初の三箇の數の總和(1+2+3=6)であるからである。

而て、今日吾々が假令、これ等の鑄貨名稱を他の意味に用ひんとする場合にも、決して何等の理由なくして變改すべきではない。今假りに Denarius, Solidus, Ponus の三つの鑄貨があると假定し、若しそのうちの一つの名稱のみを變改して、他の二つを變へずに置いたとするならば、それ等の相互の比例關係は全く變化してしまふであらう。例へば假りに、最初の鑄貨を『二デナリウス』と名付けるか、又はそれに二デナリウスの價値を與へ、他の二つのものを變改せずにおいたならば、その比例關係は移動してしまふであらう。然乍ら、前章より明らかなる如く、かゝる事柄は全く稀有の場合にのみ起り得ることである。これに就ては、然し私は此處では更らに詳細に言及しないこととする。従つて若し比例關係がそのまま存続しつゝ、尙そのうち一箇の鑄貨の名稱が變改せられた場合には、他の鑄貨もそれに相應して、即ち最初のもが『二デナリウス』と稱されれば、第二のものは『二

ソリドウス』第三のものは『二ポンドス』と云ふ様に變改されねばならない。若しそれ以上の變改が行はれない場合には、總ゆる商品はそれに相應して、高く評價され、或ひは高價に購はれねばならない。然乍ら、斯様な名稱變改は全く意味なきものであり、又當然回避さるべきものである。何んとなれば之は事實に於てポンドスに非ざるものを、ポンドスと名付けるものであり既述せる如く、不正不義を犯すに異ならないからである。

然乍ら、若し規則的なる利子及び收益が貨幣に於て確定されざると假定するならば、それ以上の弊害は生じて來ないであらう。然乍らそれ等が貨幣に於て確定せられるならば、恰も上述の諸弊害の場合に於けると同様に、これ等の收益はかゝる貨幣變改に依つて、縮減するか、或ひは不合理且つ不正當に膨脹し、その結果多大の禍害を與へるに至ることは火を睹るより明らかである。然し或る場合に於て、若し利子或ひは收益が不足であると思はれる場合には、更に何等か他の適當なる、然し決してかゝる不正ならざる、又は社會全體に禍害を與へざるが如き方法に依つて、増收せしめるべきであらう。従つて貨幣の名稱變改は決して行はる可きでなく、就中王侯は如何なる場合にも敢へて之を行ふべきではない。

第十二章 貨幣の量目變改に就て

若し貨幣の量目を變改しそれと同時に、それに相應してその價值、名稱及び形態を變へたならば、それは全く新しき貨幣を造るに異ならない。従つて例へば、一デナリウスから一オボルス(Oboles)等を造ることが出来るが、この場合には、恐らく利益も損失もないであらう。それは今も昔も、許されたる方法で、變改の他の種類に關して第七章に於て明らかにされた如き全く稀にのみ生じ得る處の事實的移動によつて爲し得る。然乍ら、今此處では私は貨幣の名稱或ひは價值を變ずることなくして行はれる所の重量又は質量の變改に就て述べようと思ふのである。私はかゝる變改は簡單に許されないと云ふ意見を持してゐる。勿論王侯は無恥又は不正なる方法に於てはかゝる變改をなし得るであらう。何故ならば、先づ第一に鑄貨はそれに依り、第四章で示された如き、素材の一定重量と一定の純分を保證する可き處の君主の肖像と銘を負つてゐるからである。それ故に、若し重量が正當に相應しないならば全く卑劣なる虚偽と公然たる欺瞞の存することは明らかである。屢々、穀物、葡萄酒及び其他の物の尺度は公の王印が付せられてをつた。かくして、此の事に就て、欺瞞をなせば、偽造者と看做れたのである。然乍ら、これと全く同様な方法で、貨幣の重量が正しくあり、且つ素材が價值あることは、鑄貨における銘がこれを示すのである。若し王侯が此の刻印をそのまゝにしておいて、重量を變改するならば、それが特に王侯

の側に於て、不正且つ忌むべきであらうことを誰が充分に説明し得ようか。之に關してカシオドルスは、彼の『Variae』第五卷^(註一)に於て云つてゐる。『狡智に依つて罰せられる事もなく秤の重さを欺き、それ故に正しく與へられたるものが、公然たる偽瞞に依つて抑留され得るが如きことより更に憎むべきことがあり得ようか』。同様の事を彼は又第一卷の第一〇章に於ても云つてゐる。彼の記する處^(註二)によれば次の如くである。即ち『かゝる祕密を裏切り又かくも自明的なるものを曇らせんとすることはそれは正義の殘忍且つ卑劣な損傷ではないか。商人達を商業に従事せしめ、彼が小賣に於て、再び賣らんと欲するものを、卸賣に於て買入れせしめよ。若し正しきものが、偽なるものと混合されれば、總ては混亂に陥るが故に、人々は正しき容量と重量とを知らねばならない。價值ある一ソリドスを與へ若し出来るならばその一部を引けよ。一ポンドスを與へ若し敢てするならばその一部を除いて見よ。既に名目のみよりしても然ることが起らざるやう注意されてゐることが知れる。即ち汝は正しきものを還すか又は支拂ふべきものを支拂はざるかそのいづれかであるから。汝は名目通りの全價值を與へ、同時に不正に控除をなすことは出来ない』と。

(註一) Lib. V. epist. 39.

(註二) Lib I. epist. 10.

恐らく、君主はこの方法で、他人の貨幣を所有し得るであらうが、彼が他の如何なる理由からも、貨幣變改を企つべきでない。彼は良き重量の貨幣を受取り、それから重量の輕きものを造り之を次第に支拂に用ひる。それ

は、聖書の多くの箇處で神によつて禁ぜられたるものに異ならないから。それ故に賢者は云ふ。『二種の重量と二種の容量は主に憎まる』^(註一)と。そして申命記には『神はかゝることを爲すものを憎む』とある。それ故、かゝる方法にて集めたる富は、その主人に墮落を來らしめ、そしてテユリウス(Tullius)の語に従へば、不正に得られたものは不正に無くなるから、短期間に消盡されると。

(註一) 箴言廿ノ廿三但し此引用句は不正確である。聖書の當該箇處は次の如くである。『二種の法碼はエホバに憎まる。いはりの權衡は善からず』

(註二) 申命記、二十五の十四—十六。

全文は次の如し。『汝の家には一つは大きく、一つは小さき二種の升斗をおくべからず。唯十分なる公正き秤を有つべく、又十分なる公正き升斗を有つべし。然せば、汝の神の汝に給ふ地に、汝の目永からん。凡てかゝることをなす者、凡て正しからざることをなす者は、汝の神エホバ之を憎み給ふ。』

第十三章 貨幣の素材變改に就て

第三章より明らかなる如く、本位金屬は單一なるものか或ひは合成せられたるものである。單一の金屬は、若しそれが充分に存在せざる場合には、鑄造所から除外され得る。例へば、金が僅かしか又は全く發見せられざる場合には、人々は金を鑄造する事を止めねばならない。然し若しそれに反して、充分なる量が發見せられた場合には、それより再び貨幣を造ることを始め得るであらう。而てこのことは、又時として生じたる事實である。又更らに一金屬が過多に存在せる爲めに鑄貨から除外されねばならぬこともある。既に第三章で述べられた如く、銅貨はこの理由から廢せられたのである。然乍ら、斯様な場合は極めて稀であり、又他の如何なる場合に於ても一つの純粹なる乃至單一なる金屬が鑄貨から除外され、或ひは再び採用されると云ふ場合はない。若し、かゝる金屬が合金されるならば、而てそれが純粹の形態で鑄造され得るならば(同様に第三章で證明された如く)、より少き價值を有するものゝみで使用されるべきである。そしてそれより黒貨を造らねばならない。それに依つて、純粹なる貨幣と混合貨幣とを區別し得る様に。此の混合は一定の割合で行はねばならない。それは略、銀十分の一に對し、他の一金屬の一乃至三分の一で足り得るであらう。或ひは又第三章に述べられた如く、それが最も適すると思はれる如き他の割合でも行ひ得る。

此の比率は一つの客觀的移動又は金屬の質量乃至はその相對的價値の變化に依つて變化し得る。此のことは二様の方法に依つて起り得る。その一つは一金屬が缺乏せるためである。例へば、銀が從來よりも著しく少量となれば、黒貨に於て銀の含有量をそれに應じて減少せしめ得るであらう。反之銀が以前よりも著しく多量となれる場合には混合に際しての含有量を増加せしめねばならないであらう。然乍ら既に述べたる如くかゝる場合は極く稀に生ずることであつて、又假令それが起つたとしても、混合割合の變改は、一應はより大きな信用の爲めに、更らには第一〇章に於て鑄造金屬の割合の變改に關して述べたるが如き故意の欺瞞を防ぐ爲めに、社會全體に依つて行はねばならない。然乍ら、他の如何なる場合にも此の混合乃至合金割合を變改することは、決して許されない。就中王侯には決して許され得ない。此の事は直接に此の對象に關係する前章に述べられた理由から結果する所である。何故ならば、貨幣極印は金屬と合金の純正の保證として重ぜられるからである。それ故に純分の變改は一つの貨幣偽造と同様となるのである。

その外二三の鑄貨には神の御名或ひは聖人の名及び十字架が刻まれてゐる。これは素材と重量に關する貨幣の眞正に對する保證として古代に於て發明せられ取入れられる慣習である。それ故に王侯は、鑄貨に於てかゝる記號を以つて素材或ひは重量を變改するならば、彼は暗々裡に不正や偽證を敢てし偽誓を與へ、神が「汝主なる汝の神の名を濫りに呼ぶ勿れ」と命じ給ひしに背くこととなる。更にかゝる王侯はフグチオ (Hugucio) によれば貨幣の金屬乃至重量に於て、欺く事を戒める「monso (注意する、戒める)」から由來する「monerai (貨幣)」なる

語を亂用するのである。又前章に於て貨幣の重量の變改に關して述べた如く、王侯は此方法でその人民の財産を不正に欺取することが出来る。尙又、それに依つて多くの他の害悪が生ずるであらう。確かに此の欺瞞は、一層狡猾であり、而も容易に知られず、又社會全體を一層損傷し、不利益を齎らし得るが故に重量の變改よりも更らに有害であらう。それ故に、黒貨乃至混合貨幣が用ひられてゐる處では、造幣官又は王侯(神の守り給ふ)が、それを祕かに改悪すべき危険を豫防する爲めに、混合割合の標準を一又は數ヶ所に保存すべきであらう。時に他の度量衡の標準が公の場所に保存されるやうに。

(註一) 出埃及記、二十の七、フグチオ(Hugucio)(又ヒサのフウエーと稱す)はヒサに生れ、ボローニヤ(Bologna 1178—30)の大學の教授であつた。そして一二一〇年フェララ(Ferrara)の司教として歸天した。彼はインノセント三世の先生であつた。彼の主著は、グラチアヌス(Gratianus)のデクレトムム(Decretum Gratiani)に關する未だ公にされてゐない註解である。本文に於て引用された箇所は、既にゼウイラのイシドオル(Isidor von Sevilla)に依つて彼の百科辭典的著作『Etymologiae Libri XX』に見出される。又後出のビイル(Biel)の論文の結論にも見出される。

第十四章 貨幣の多様な變改

貨幣の複雑なる變改は、同時に單純な變改を多岐に亙つて行ふこと、例へば、同時に金屬の割合、合金を變改するか、その上に尙重量を變へるとか云ふことに依つて行はれる。それは上に述べた單純な變改の多種多様な組合せ次第で可能であらう。然乍ら、單純な變改さへ、客觀的自然的原因もその上に全く稀に出現せる原因に基く以外には許されなかつたのであるから、尙更複雑なる變改の正當な理由は絶無でなくとも一層稀であると云ふことは注意すべきである。又假令一度此の場合が生じたとしても、變改は上に述べたる危険と弊害の爲め單純な變改よりは王侯に依つて行はれることは遙かに少くないであらう。寧ろ變改は人民から生じなければならぬのである。何故ならば、既に上に詳述せる所に従へば不適當なる單純な變改から、多くの弊害が生じたのであるから、複雑なる變改からは尙一層悪い大弊害が起るであらうからである。貨幣は素材と重量に於て眞正と正當性に適合せねばならない。アブラハムに就て彼が買求めた耕地に對する代金として、眞正なる銀貨の四百シクルス(shilim)を與へたこと(註一)が聖書に示されてゐる。それ故に、貨幣が良質で不當に變改されてなければ、唯僅少な新貨を鑄造すれば足り、従つて多くの造幣官を國家の費用で維持することを必要としないのである。何となれば貨幣はそれ自體永続的なものであるからである。第七章に於て示された如き社會全體に對する利益はそこにあるの

である。それ故に全體の結論から、一般にそれが單純であれ、或ひは複雑であれ貨幣變改を王侯の權力に依つてのみ行ふことは出来ない。就中、彼が此の事を専ら利得乃至利益を得る希望から行はんとすることは許されない。

(註一) 創世紀、二十三の十六。

第十五章 貨幣變改に依る王侯の利得は不正である

何故王侯が、貨幣改悪の權力を求めんかの主なる理由は、それより利益又は利得を期待し得るからであると思ふ。何故ならば、それ以外にかゝる多大の變改を爲すべき目的があり得ないからである。それ故に余は一層詳細にかゝる利益が不正であることを示さうと思ふ。

總ての貨幣變改は上に例證せる如く、全く稀なる場合を除いては、正に不正且つ欺瞞であり、又以前に證明せられた如く、王侯に屬する權限ではない。それ故に、王侯は不正なる方法に依つてのみ、此の既にそれ自體許されざる企畫を彼の勢力範圍内に引入れ得るのであり、又それに依つて彼が正しい利得を納め得ることは不可能である。故に王侯が利得をあけると同程度に於て社會全體は損害を被らねばならない。然し、王侯にして一般社會に對して損害を爲すが如きは、アリストテレスが云ふ如く忌むべき暴政であり、王たるに値せぬものである。又若しも王侯が、暴君の常に稱へる如く彼が此の利得を公共福祉に供すると云ふことを主張するとしても彼に何等の信用もおけないのである。何故ならば、彼は同様に又、吾々の上衣をも奪ひ、且つ彼がそれを吾々の福祉の爲めに用ふることを主張し得るであらうからである。然し使徒は云ふ。善を來らせんとて惡をなすべからずと。^(註二)それ故に、後日それを有益な目的に供すると假稱しても、恥なき方法では、何物をも強奪することは許されない。

且つ又、王侯が彼の權力に依つて、單純なる貨幣變改を爲しそれに依り利得を收めんか、彼は又同様の權力を以つて、より大なる貨幣變改を行つてより大なる利得を收めることを繰返し得るであらう。又次の如きこともあり得るであらう。變改が彼に許されるならば、彼自身並びに彼の後繼者は、自らすゝみ或は彼の周圍の勸告によつて此の方法を続けるであらう。何故ならば、人間の性質は容易になし得る限り、彼の富を増加させることに努力する傾向があるからである。斯くて遂に王侯は彼の臣下の凡ての貨幣並びに富を彼自身に引寄せ、彼等を彼の奴隸となすであらう。然乍らそれは直ちに暴政に他ならない。正に哲學者並びに古代歴史に依つて知り得ると同様の眞實の且つ完全なる暴政であらう。

(註一) 羅馬書、三の八。

(註二) ラテン語原文は全體の關係よりすれば、何等の意味を爲さぬ處の『in pravos usus』即ち、『悪い目的の爲めに』とある。佛譯は全體の關係よりすれば、正しい意味であると思はれる處の『en usage pichyable et ausmones』即ち『有益な目的と施しの爲めに』とある。

第十六章 貨幣改鑄に基く利得は不自然である

或る意味に於て總ゆる不正が自然に反するものであるにせよ、貨幣を改鑄して利得を得んとする事は、特別に不正であり不自然である。ある種の自然的富にとつては自然的に増加すると云ふ事はその特色である。其故オヴィディウス(Ovidius)の云へる如く、土地は豊饒なる收穫をもつて、播かれた穀物を返還する。さりながら不生産的な事物が生産し、又例へば貨幣の如き全然不結實なるものが、果實を齎らし若くは其れ自身増殖するが如きは誠に奇怪であり、不自然なことである。それ故貨幣が自然的富の購入に使用されずして——それこそ貨幣の最も本來的にして且つ自然的なる使用であるが——他の貨幣を兩替することによつて、即ち一種の貨幣を他の種類と交換することに依つて利得を得るとするならば、かゝる利得は實に俗悪にして不自然なるものである。

かゝる根據からアリストテレスは彼の『政治學』第一卷に於て、既に屢々擧げた如く、貨幣はその性質上自然的富の交換手段として役立つべきものであるが故に、高利はその本來の性質に反するものであると論證してゐる。従つて貨幣をそれ以外の方法にて使用せる者は將に貨幣を悪用せるものである。蓋し其の者はアリストテレスの言に依れば、デナリウス(Denarius)から更に一デナリウスを生ましめることに依つて貨幣をその性質に反して不自然に使用せるがためである。利得を目的とせる貨幣改鑄に於ては人々は又デナリウスに非ざるものをデナリ

ウスと稱し、ポンドスに非ざるものをポンドスと名付けねばならないのである。そしてこれと同一の事は前述せる如く他の鑄貨にも當はまる。而てこれこそ將に自然並びに理性の秩序を轉倒することに他ならないことは自ら明白である。それ故にカシオドルスの言に「價值ある一ソリドスを與へ若し出来るならば其の一部を引けよ。一ポンドスを與へ若し敢てするならば其の一部を除いて見よ。既に名目のみよりしても然ることが起らざるやう注意されてゐることが知られる。即ち汝は正しきものを返すか又は支拂ふべきものを支拂はざるかそのいづれかであるから。汝は名目通りの全價值を與へ同時に不正に控除をなすことは出来ない。」と。この自然の祕密を裏切り又かくも自明的なるものを曇らせんとすること、それは眞理の殘忍にして且つ卑劣なる損傷ではないか。先づ第一に尺度と正しき目方とが確定されねばならぬ。そして若し正しきものと不正のものが混淆されれば、總ては混亂の中に陥るに相違ないであらう。智書に、神は萬物を尺と數と量とによりて秩序を立て給ひたりとあるが、前にも述べた様に假令この否認し得べからざる點を顯著すると、貨幣變改は専ら變改利得を齎らすものに外ならない。それ故かゝる變改利得を目指す者は神及び自然に背反し之を犯すのである。

第十七章 貨幣改鑄に依る利得は高利よりも悪い

貨幣をその自然的使用以外の方法で使用することに依つて利得を得るには三方法があると思ふ。即ち第一には兩替業、貨幣保管及び貨幣取引に依つてある。第二には高利に依り、第三には貨幣改鑄に依つてである。第一の方法は陋劣であり、第二は悪しく、第三は更に悪しきものである。アリストテレスは前二者には言及してゐるが、第三には觸れて居ない。これは蓋し彼の時代には未だ斯かる悪事が行はれてゐなかつたからである。然乍ら第一の方法が陋劣であつて、且つ詰責に價すべきものであることに付いてはアリストテレスは、之を前章に於て述べた所と同一の根據から論證して居る。それは貨幣に仔を産ませるのと殆んど同じ事を意味するのである。又アリストテレスは兩替業を、吾々が一般に『税吏臭』の語を以つて描寫する處の『Abolotatiticos』と呼んで居る。それ故に兩替商人であつた聖マテオは漁夫であつたペトロの如く、主の復活後彼の前職には歸らなかつた。それに就て聖ゴレゴリウスは『漁業に従事して生活を營むのと收税吏として貨幣を得るのとはいさゝか異つて居る。世の多くの職業には罪惡を全く又は殆んど犯す事なしにはたづさはり得ないものがある』と云つてゐる。周知の如く、或る職業には肉體を汚す不潔なものがある。例へば便所掃除夫などである。又一方例へば貨幣兩替商の様

に心を汚す他の職業もある。暴利が劣惡又不正であつて非難さる可きものたることは疑ひを容れぬし、亦聖書の

中にも見受けられる。^(註四)然乍ら、すぐ後に述べる如く、貨幣變改を手段とする利得は暴利に増した邪惡である。高利貸は彼の貨幣を、將來それを流用し又困窮を切抜けるために喜んで彼の貨幣を受取る者に貸與する。そして其者がその元金以上を債權者へ返却する事は兩當事者間の自由な契約に依つてなされるのである。此に反して、不正に貨幣を變改する王侯は彼の臣下の貨幣を彼等の意思に反して唯獲得するのであつて、即ち彼は誰もが惡貨よりも好んで擇ぶ舊良貨の流通を禁止する。そして彼はその爲めにそれから生じ得る利益も含めず、又何等の必要もなしに更らにより惡しき貨幣を返却すれば良いのである。然し假令王侯が貨幣を改良するとも此れは單に將來再び改惡する爲めか、或ひは彼が惡貨で得た分より少く良貨で返さうとするのに過ぎない。假令どうあらうとも彼は總ゆる場合、その一部分を自分自らに歸屬せしめて居るのである。従つて彼は貨幣の自然的目的に反し、或ひは不自然に利得するが故に、將に此等の利得は暴利と等しく或ひは寧ろ暴利より更らに邪惡なのである。蓋し彼はそれに依つて臣下に何の利益も與へる事なく、又何等の必要もなしに臣下の意向に沿はず、寧ろ却つてその意思に反するからである。この狡猾にも等しい暴虐な方法を以つて全人民に重課される不自然又反自然的な徵税に比すれば高利貸の利得さへそれほど不法なるものではなく、又その害惡の範圍もそんなに一般的ではない。それ故これを單なる欺瞞と云ふよりは、寧ろ壓制的な強奪と稱すべきではなからうか。

(註一) 智書第十一章二十一節『汝は萬物を尺と量とによりて秩序を立て給ひたり』。

(註二) マテオ傳第九章九節に依ればマテオは兩替商人に非ずして税吏であつた。

(註三) 教皇ゴレゴリウス一世又はゴレゴリウス大教皇(五九〇—六〇四)は四大羅典教會博士の一人であつて最も偉大な教皇の一人であつた。本文には此の教皇の聖書說教の有名な箇所が引用されてある。

(註四) オレームは多くのスコラ學者と同じく聖書に基いて彼の利子禁制を支持して居る。申命記第二十三章十九—二〇節、詩篇第十四章五節、利未記第二十五章三十六、三十七節以西結第十八章八節、路可傳第六章三十四節。

第十八章 かゝる貨幣の變改は事物の性質上許さるべきでない

一般社會に於ては或種の不名譽又は惡事が、更に大きな弊害を防止し又は躓きを避ける爲めに、時折默許されることがある。例へば陋屋の如きは之である。又時折餘儀なく或ひは便宜上兩替商の如き低劣なる職業が、或ひは更に高利貸業等の邪惡なものが認容されて居る。然乍ら利得を目的とする貨幣變改に至つては筆者は最善意を以つてしても許容し得べき何等の根據も考へる事は出來ない。蓋し第八章以下で充分に論究した様に、その爲めに躓きを避け得ざるのみならず寧ろ此れを惹起するに外ならないから。その上既述し又以下にも論及する幾多の社會惡をそれより生起せしめるからである。又それらが爲す處は、その必要も有用も認められず、又國家はそれに依つて何の利益も受けることはない。次の事實こそはその最も明かなる證據である。即ちかゝる變改が始めて見聞されたのは、既に述べた様に比較的近代の事であつた。何故なれば古代の平安なる諸都市或は諸國家に於ては曾つて同様な事が起り得なかつたからである。別段筆者はそれに關して、カシオドルスがテオドリク(Theodorich)王の名に於て伊太利より書送つた書簡以外に此等に就て言及されて居る歴史資料を發見したわけではない。^(註一)此の書簡には財官者が俵給支拂ひの爲めに行つた極く小規模な貨幣の重量變改を辛辣に批難し、極めて強硬に排斥されてゐる。王がボエティウス(Boethius)^(註二)に宛てた書簡のうちに特に「故に汝等の深奥なる研鑽から得た叡智に依つ

て恥辱的な曲事の混合から眞理を解放せよ。今後何人も此の眞理に再び觸れることを欲せざるやうに」と書いて居る。二三の挿話の後彼は更らに續けて「實際誰しも労働者達の貨銀を減額してはならないが、忠誠と服従を要求された者にはより少い報酬を與へてもよい」と。さり乍ら、發掘によつて發見される悪貨に依つて推論出来る様に、結局古代伊太利人或ひは羅馬人は斯かる貨幣變改を實行したのである。そして將にその時より光輝ある彼等の支配が没落せる原因となつたのであらう。要するにかゝる變改がその性質上決して許す可からざる悪事である事は明らかである。

(註一) *Varian Lib. epist. 10.*

(註二) Boethius (Anicius Manius Torquatus Severinus) は著名なる羅馬の政治家且つ哲學者であつて、最後の羅馬人にして最初のスコラ學者と呼ばれて居た。彼は四八〇年羅馬に生れ、五二六年バウイア (Bavaria) に没した。彼はテオドリック王の治世に長く名望家として知られ、高等政務官の地位に就いて居た。然し誹謗せられて王の寵遇を失ひ、五二五年入牢仰付けられた。彼はその入牢中に彼の有名な作品『*De Consolatione Philosophiae*』(哲學の慰安) を著した。彼は五二六年バウイアで死刑に處せられた。

第十九章 貨幣變改の王侯に與ふる弊害

斯様な貨幣變改から生ずる弊害は實に多大である。或るものは王侯に、或ひは社會一般に、又更には一部社會階級に禍を及ぼして居る。吾々は最近佛國に於て短期間にそれ等の多くが如何に現はれたかを見ることが出来た。

その一部は既述されたが、此處で再論すべきであると信ずる。第一に王侯として餘りにも嫌惡すべく、又恥辱であるのは欺瞞すること、貨幣を改悪すること、金に非ざるものを金と稱すること、ボンドスに非ざるものをボンドスと稱すること等第十二、三章にて述べられたる如くである。

加之贗造者を罰するのは王侯の義務でもある。それ故、若し他の者を最も恥辱的な死を以つて罰する筈の事を彼自ら行つた際、人が彼の現行を押へたならば彼は赤面せざるを得ようか。

次に、第八章の論據に依れば、一國の貨幣が決して同一の状態を保つことなく、日夜變動して屢々ある場所では同時に他に於けるよりも高價に通用し得るに至つては、時に良風を害ひ、王侯の榮位を汚漬するも甚しきものと云はねばならない。そしてこの様な變改に際しては誰も各鑄貨が幾許に通用するか知る者としてなく、その結果、例へば貨幣を賣買するとか又價格を値切る如く貨幣本來の性質に反する事が行はれるに至るのである。それ故一義的に明白なる筈の事柄も最早その確定性を失ひ、其の上不安及び大混亂が生じて王侯の恥辱となるのである。

同様に彼の領土に於て、純正な良貨の流通を制限し、又は利慾から臣下を左右して恰も良貨は悪く、悪貨は善であると主張するかの如くに良貨の通用を益々制限す可く強制するに至つては、不合理も甚だしく且つは國王の尊嚴に背馳するものである。さればこそ主は豫言者をして告げて曰はく「わざはひなる哉。かれらは悪をよびて善とし善をよびて悪とす」^(註一)。

更に何人もその兩親を敬す可きは神の掟に定られた事である故、彼の祖先をうとんするが如きは國王と雖も許さる可きことではない。然るに若し王侯が、その祖先の良貨の流通を止め之をその肖像もろ共に毀ち、又祖先の刻印ある金貨に代へて、銅を多少含有する貨幣を以つてするが如きは彼等祖先の榮譽を傷けるものであらう。此等は周知の如く列王記略第三に示されて居る。即ちロボアム(Robam)王は彼の父ソロモン(Solomon)が鑄造させた黄金の桶を奪ひ去り、之に代へて他に銅の桶を作らせたのである。^(註二)後に此のロボアムは彼の治世の始めに當つてその臣下を餘りに壓制せんとした爲め彼は人民の六分の五を喪失せねばならなかつた。^(註三)

國王は就中、暴政を否定せねばならない。上の如き貨幣改悪は既に屢々繰返した様に一の暴政であり、加之次に詳細に述べる如く、國王の後繼者を害ひ、禍根を残すものである。

(註一) 以賽亞第五章第二十節。

(註二) 列王記略第三第十四章二五—二七節参照、此の聖書の文言に従へば、桶を奪ひ去つたのはロボアム自身ではなく却つて彼の敵埃及王セサムが盗んだのである。ロボアムはそれ故銅の桶をその代りに置かしたためであつた。

(註三) 前掲書第十二章十四—二十節。

第二十章 社會全般に歸せらるゝ他の弊害

貨幣改悪に基づき而も社會一般が被る多くの弊害として、特に王侯が此の方法を利用して社會の全貨幣を自らの下に掻集め、又彼の臣下をして非常な貧困に陥れ得る事を第十五章に暗示して置いた。慢性疾患が容易に人々に注意せられざるため、却つて急性疾患より危険である如く、貨幣改悪の形に依る重課は人々がこれを感附くと尠ないだけそれだけ一層危険である。貨幣改悪は他の一回の課税程、立處に人民から負擔として感じられないが、然し此れ以上に重く且つ一般的な辛い課税は殆んど有り得ない。

斯る變改の結果は、政府側の總ゆる監視にも拘らず、國外にてより高價に賣却せられるため金及び銀は國外へ搬出され、従つて國內に於ける此等金屬は減少する。何となれば人はその見込に基いて、より高い價值を賦與する場所へ彼の貨幣を搬出す可く努力するからである。その結果國內の鑄造原料は減少を來たし、のみならず外國人は時にふれ類似の貨幣を製造し、國內へ搬入して國王の豫期せる利得を横取してしまふ。それに又斯様な變改の實施には多くの場合數度の變改が必ず行はれるが故に、鑄造原料はその爲めに一部分浪費し盡されてしまふ。斯くして此の三重の變改の結果鑄造金屬は不足を告げるに至る。既に此の理由からしても、鑄造金屬が鑛山或ひは其他から更に大量に得られない限り、長く續行し得るものではない。それ故結局、王侯は良貨を造るに充分な

原料を最早所有せざるに至るであらう。

その上若し一國が此の方法でその貨幣を改悪する時には、斯様な變改の結果として諸外國からの外國商品、自然的富の輸入が途絶してしまふであらう。何故なれば若し他の諸條件を全く等しいとすれば、商人は價値の安定せる貨幣を得られる場所へ寧ろ赴くであらうから。然しかゝる状態の國に在つては國內商業も亦色々に擾亂され妨げられるに至る。

而のみならず、又常識でも判る如く、かゝる變改に際しては、貨幣收入、年利、賃銀、俸給等の貨幣計算や査定が非常に不便且つ不正確なものとなつて来る。同様に何等の危険を感じずに貨幣を貸付け又借入れるなども出来なくなる。のみならず慈悲的に隣人を救ふための貸與すら多くの人々は拒絶する。而も十分な鑄造金屬や商業等上に述べたものは人々にとり極めて必要であるか又は少くとも極めて有益である。そしてその反対は全社會にとつて有害且つ不利益となる。

第二十一章 社會の一部のみが蒙るべき其の他の弊害

社會成員の一部は全國家に福利を齎らす正業に従事して居る。例へば僧侶、裁判官、軍人、農夫、商人、工匠等の如く、自然的富を増殖し或ひは社會の要求に應じて其れ等を處理する全ての者が此れに屬してゐる。然るに他の一部は唯低級なる利得追求に耽つて彼自身の貨殖に努力して居る。例へば兩替商、金貸商、貴金屬商人等。それ等の職業は第十八章に述べた如く恥辱的なるものである。故に國家が無くして濟し得ると思はれる此等及び其他預金受取人、^(註二)受託者等二三のものは大部分貨幣改悪に依つて増大せる利得を納め、更に故意に或ひは全く僥倖に依つて神の掟及び總ゆる公平に背馳して自己を富ますのである。何故なれば彼等はかくの如き富に相應するものでもなく、又斯かる多くの財貨に價するものでもないから。それと同時に他の者は、屢々社會の最善なる成員たるに拘らず貧困化して行くのである。斯くして貨幣改悪に依り王侯は多數者を而も彼の臣民の最善なる者を害し重荷を課して居るのであつて、而もその利得が全て彼のものになるのではなく、却つてその大部分が低劣且つ欺瞞に満ちた上記の職業の人々に獲得されて居るのである。

(註一) 全文の關連から云へば Ceteris paribus (其他の條件を同一とすれば) なくてはならぬ。Wolowski が編したラテン文には Ceteris Paribus とあるがそれは意味をなさないから是は恐らく誤植であらう。

(註二) 羅典語の receptores et tractatores pecuniae は佛譯には les aucuns sont receveurs et qui traitent et

reçoivent moult de peunnes と翻譯されてある。上の本文は少しく現代譯に過ぎるかも知れないが、大體之に當る。何れにせよ利子禁制にも拘らずかゝる信用形態の存した事をオレームに依つて知らされることは誠に興深いものがある。

又假令王侯が一般人民に豫定の貨幣變改の時期、種類を傳へない場合でも、猶若干の者は抜目ない術策を要し或ひは側近者から聞傳へて密かに此れを豫測してしまひ、將來價值の高い貨幣と引換へに之を再賣するため平價以下の貨幣を以つて商品を買占めてしまふ。かくて彼等は健全なる商業の良習慣と合致せざる過大不當なる利得を得てその結果急遽産を築き、恰も社會全體の損失に於て一種の獨占權を所有する如くに至るのである。

更に既に貨幣名目の變更に關する第十一章で述べた如く、貨幣に換算された収入は必ずや不正に減少するか又はその反對に不當に増加されざるを得ない。

又王侯はソフィスト的術策を事として、無頼の輩に貨幣を與へ惡貨鑄造の機運を作る。何故なれば彼等は、王侯自身が斯かる事を行ひ、又彼等の詐欺が左程容易には發見されぬ事が判れば惡貨鑄造もさしたる躊躇なしに行ふからである。従つて斯様な状態に在つては彼等は常に良貨が流通する場合よりも遙かに容易に多くの惡事をなし得るのである。

加之貨幣改惡が續行される間は無數の良心の苛責、大なる不安、收支計算上の多數の過失及び解決不能の諸困難が介在し、更には此等から訴訟事、凡百の弊害が生じて來る。例へば無數の債務支拂、詐欺、雜多な紊亂、多數の濫用や弊害等、到底その全部を列擧することは出來ない。そして此等は恐らく前述した多くのものよりも更

に大害あり劣惡なものである。これも何ら怪しむに足りない。何となれば人も容易に知り得る如くアリストテレスに依れば唯一つの不正があれば、それから續々と他の弊害が生ずるからである。

第二十二章 社會全般が果して斯様な變改をなし得るや

第六章に述べた所に依れば、貨幣は社會一般に屬するものであるが故に、彼等は意の儘に處理し、従つて適意に之を變改して自由に多くの利得を産出し、要するに恰も彼等の私有財産の如く隨意に處分し得るが如くである。これは特に次の場合に適用し得る。即ち戰爭に當つて支配者を身請けする時、或ひは其の他同様の除外例の爲めに多額の貨幣を必要とする時である。斯様な事情の下に於ては、彼等は貨幣變改に依つてその金額を調達するも決して何等不自然でも暴利的でもないであらう。蓋しそれは王侯に依つて行はれたのでなく、貨幣の歸屬する社會一般によつて爲されたものであるから。従つて貨幣變改に對して前述された多くの否定論は免れ得るであらう。筆者は不可欠な徴收が問題となり、又先に述べた貨幣變改の場合と同じ様に正常なる課税に必須な全條件を同時に具備すると認められる場合に於ては、社會一般は單にこの手段を遂行し得るのみならず、寧ろ當然行ふべきものであると思ふ。蓋し短期間に巨額を徴收し、その割當も容易に行ひ得、又何等多數の收税吏を必要とせず失費も少く賦課出来るからである。そして又より多く支拂ひ得る者がより多くを支拂ふものである故に、此れ以上公平にして均衡を得た租税を考へることは出来ない。その上壓制的な感を受けることも、注目を集めることも少く、之に反し斯様な租税負擔に痛痒を感じる事少く又人民の反抗怨嗟を受くる虞れも尠ない。蓋し聖職者及び

貴族と雖も特權を楯にとつて之から免れることの能はざる程に頗る一般的なるが故である。例へば他の租税に就ては怨嗟、争闘、曠き其他貨幣變改に依れば免れ得る處の諸弊害を惹起するであらう。従つて右に述べた如き場合には貨幣變改は何等は、かかる處なく、當然行ふ可きものであつて唯その場合必ず社會一般に依つて爲されねばならない。

然れ共少くとも予の知る限りでは、該人民の要する貨幣額は遠隔の地方、しかも商業關係なき國に運輸又は輸出さるべきことを附言すべきであると考へる。又貨幣額はそれが直接課税である場合、その國家内の鑄造金屬が餘り長期間に亘りては十分に足りない範圍である可きであらう。此場合に於ては、その額の調達は貨幣原料の變更やその合金の如き形式に依つて得ることが出来る。何故ならば、他の方法に依れば、貨幣額の調達は第十二章に述べた理由より、どつちみち遅れ又そこで述べられた方法ではれざるを得ないから。

然乍ら、若し上述の貨幣額が左程多額でないか、或ひは何か他の方法で調達出来ぬ場合又その結果、その國家の鑄造原料が長期間に亘つて非常な缺乏を恐れる必要のない時には予は次の如く主張する。即ち斯様な場合には本章に於て既に述べた諸弊害の外に猶貨幣變改に關聯して上述されたものより更に多くの一層大なる又より悪化する弊害が生ずるであらう。そしてかゝる弊害は唯一回の租税より更に大なるものがあるであらう。就中恐るべきは王侯が遂にかゝる權利を壟斷して前記の凡ての弊害を惹起すべきことである。上述の諸條件は貨幣が社會一般に所屬するものとなす上の主張と何らと矛盾するものではない。蓋し社會一般にせよ、又は其の他の各個人に

せよ勝手に彼の財産を濫用し、或ひは許容されざる方法に依つて使用する事は出来ないからである。とは云へ、社會一般が此の方法にて(即ち十分な根據なしに)貨幣を變改せる場合はこの濫用を敢てしたと云つても差支ないであらう。又人民が何等かの形式でかゝる變改を必要とする場合に於ても、出來得る限り速に貨幣の含有する價值分量を復歸せしむ可きであり、又變改に依り利得を獲るが如きは抑止せねばならない。

第二十三章 王侯が貨幣變改を爲し得るとする論據に就て

緊急に際しては一切は王侯に屬するとは屢々云はれる處である。論者は更に云ふ、従つて王侯は國土の防衛又は主權の擁護等の如く脅威し且つ切迫しつゝある危險に對する緊急策として必要なだけその國土の貨幣を收得し得ると。然し前章に述べた如く、貨幣徴收はその種類方法を貨幣の變改に決めるとせば甚だ容易且つ便宜であらう。ところが王侯は普通法或ひは一般法に基づいて貨幣を斯かる方法によつて變改したり、又大なる利得を作出し得ざるものと假定しても、彼は他の私權即ち教皇、教會、羅馬皇帝から受けた特權或ひは人民が彼の嘗つての偉大な功績に基いて彼に世襲的に授與せる特權を根據として同じ事を爲す事も出來るものと考へられる。そして第六章に明らかなる如く、貨幣は人民に所屬するものであるが故に、人民は王侯に貨幣變改の權利を讓渡し得たのであり、即ち貨幣及び貨幣變改に關する彼の權利を讓渡し得たし、又貨幣の一部をその意に應じて要求することを王侯に許可し得たのである。従つて既に屢々繰返された如く、若し一般的權利に依り、人民が貨幣に關し命令を發する權限を有する場合、又人民が意見の懸隔から最後の決定の一致を見ざる場合、將來貨幣に關する全ての處理を國王に委任する事を承諾し得なかつたであらうか。將にそれは爲し得た。而も猶此の權利に基いて貨幣改惡に依り生じたる利得は王侯に歸屬したに相違ない。

加之、當然鑄造費用の支拂の爲に一定額が控除され、又その一部を王侯の物となし得た事、或ひは寧ろなす可きことは第七章に於て述べた。故に彼は同様な根據によつて益々増収する事が出来、遂には貨幣改悪に依つたと同様に多くのものを獲得出来る。従つて彼は又貨幣變改の手段を借りたと同様に利得を得ることが出来るのである。そして王侯は王侯の權威や國王の威嚴に適はしき一定の高き収入を人民から得ねばならない。明らかに此等の収益は王侯の支配權、王位の特權に屬して居る筈である。貨幣變改に基いて利得することを王侯に許した結果、始めは此等の収益の大部分が貨幣鑄造から得らるべきことは想像に難くない。そして王侯から此等の利得を取上げた結果、殘餘の収益では最早相應なる宮廷を維持するに充分ならざりし事もあり得る。故に若し王侯から貨幣變改の權利を剝奪するとせば、それは國家の榮譽を損傷し王侯の特權を剝奪し、更には彼を困窮に突陥し、その王位の尊嚴を汚すものに等しいであらう。即ち富裕にして、強大なる王侯を有すべき人民にとつては、それは屈辱的たると同時に不正なる事であらう。

第二十四章 此の異論に對する解答と結論

假令最初の論證に對して多くの難點を主張し得るにせよ、予はそれに就て此處では唯簡單に論究するに止めた。アリストテレスに従へば暴君が常に行ふ様に何等貨幣改悪の必要が存せぬ場合にも王侯がその必要を主張せぬやうに、人民或ひは多くの場合その大多數のものが其の必要の到来、時期、種類を明示的若しくは暗黙の中に確定す可きである。予は「明示的に」と述べたが、それは可能な場合には人民は此の目的の爲に參集せねばならぬからであり、又「暗黙の中に」と云つたのは、人民が招集され得ざる程に事態が切迫し又後日この緊張事態が自ら明白となる場合もあるからである。斯様な場合には王侯は彼の臣下の財産から幾何か請求する事が許される。然し貨幣改悪の形に於ては、寧ろ後日完全に返還すべき借入金形式に依つてゐる。

王侯が貨幣改悪の特權を所有し得るとなす他の異論に關しては次の如く答へねばならない。第一に予は教皇の權能に就て茲に詳述し様とは思はない。然し教皇が決してかゝる特權を與へた事もなく又與へる筈もないと信ずる。然らずんば教皇が悪事を爲すための特權、即ち何人と雖も善業を以つてしても享け得ないやうな特權を與へることになるから。羅馬皇帝に付ては予は單に彼が自分自身でさへ行ひ得ない事項を行ひ得べき特權として決して他の王侯に付與し得ないことを述べるに止めて置く。既に述べた處に依つて明らかなる如く、貨幣變改の場合

の如き之である。

又第二十二章の論旨によれば、社會は貨幣を或る一定の場合以外には變改し得ないものであつて、若し社會がそれ等の場合に際し、王侯に其の權利を合理的なる條件の下に委託せんとする場合は、王侯は主權者として貨幣を變改するのではなく、専ら民意の代理者として行ふに外ならない。更に若し貨幣が所屬する處の人民が彼の權限を全く放棄して王侯に委託することが出來、従つて鑄造權は全く國王の手に存すると論ぜられるならば、それに對して予は思慮ある人民は決して斯かる事を爲さぬであらうと答へたい。そして隨意に貨幣を變改し、或ひは彼のもを悪用する事は第二十二章に述べた如く、決して人民に許容さるゝ處ではないのである。又その本質上自由なる市民社會は決して故意に奴隸状態に墮し、或ひは暴君政治の羈轡に屈從しはしないであらう。其れ故に若し彼等が權謀、威嚇、強制の結果それから生ずる弊害に氣付かずに王侯に此等貨幣變改の權利を與へて、奴隸状態に墮した場合には、彼等は直ちに任意の形式を以つて此等を取消し得たであらう。其の上何人たりと雖も彼が自然法に基づいて所有する權能を正當に或る他の者に讓渡する事は出來ないのである。第一、第六章に明らかなる如く貨幣は自由なる人民に所屬する。而して王侯に任意なる婦人に暴力を加へ得る權利を人民が賦與し能はざると同様、彼に貨幣變改の特權を與へることも出來ない。數章に互り既述の如く貨幣變改を手段として利得せんとし、唯此の特權を不正に使用したに過ぎないであらう。

人民がその貨幣變改に關する見解の不一致の爲め、之を王侯に委託し得るとする次の異論に對する反答も従つ

て又明らかである。特に人民は時に應じ一定の限界内に於て、或る種の權利を王侯に賦與し得るものではあるが、然し斯様な不適當なる貨幣變改を手段として多大の利得を得るが如き全權を許容する等は決して爲し得るものではない。

王侯が貨幣から生ずる或る僅少なる利得を得る事が出來ると云ふ第七章の他の論證に就ては容易に解答される。即ちそれは斯様な貨幣變改を手段として任意の額に上ほせ得られるやうな利得ではなく、確定せる極く僅少なる利得を問題として居るからである。

光輝ある國王の宮廷費として相應なる收入が王侯に歸屬す可きであると云ふ考には予も異論がない。然しこの収益は、前章に述べた處に従つて、多くの損失と弊害に結合せる危険な貨幣變改に基くものではなく、それ以外の他の源泉より齎らし得るものであり又當然しかる可き筈であらう。又此の収益の一部が貨幣鑄造權から生ずることを容認してもその額は確定されねばならない。従つて國王は例へば鑄印す可き一マルカ毎に約二ソリドス位を收得して差支へないが、然し此の割合額は變更する事を許されず、猶又既述の如く嫌惡す可き貨幣變改を手段として不合理に昂騰せしむる如きことも許されない。

以上を要約すれば、第一王侯は利得を目的としては、假令一般法又は普通法に依つても、又特權或ひは寄附に基ついても或ひは下賜、契約其他等かの權能や名稱の下に於ても、敢て貨幣變改を行ひ得ざる事である。そして其は彼の支配權力を土臺とするものでなく、又何等か他の理由に依つても彼の權限に屬さざるものである。第

二に側近の阿諛者、詭辯者、人民の裏切者が強辯するやうに國王から此特權を奪ふことは、國王の權限を侵し或ひはその尊嚴を汚す事を決して意味するものではない。第三に王侯は何等賠償の請求權を有せず、又彼は人民に對して斯かる不當な重課を加へないことに對する代償として或る權能を要求し得ない。何となれば王侯は元來斯かるためにこそ存して居るのであるから。若しかゝる權能ありとせば、それは唯奴隸狀態からの解放金以外には無いであらう。そしてこのことは如何なる王も良き支配者もその臣下から要求すべきものではない。第四に彼が良貨を鑄造し、その價值を安定せしむる代償として若干の利得を得る特權を有するものとしても（固より之は認容さるべきではないが）彼が若し無恥貪慾な方法で利得の増殖をはからんとして貨幣を變改し贋造する如くその特權を悪用したとすれば、彼は當然此の特權を喪失すべきであらう。

第二十五章 暴政は永續し得ず

本章及び次章に於て予は斯かる貨幣變改を手段とする利得追求が王國の榮譽に背違し、又國王の繼承者を汚漬するものである事を論證しよう。蓋し王權政治と暴君政治とは多大の相違が存するのを留意する必要があるから。暴君は彼の臣民の一般的福祉を欲求する以上に彼自身の幸福を追求し、而して人民を奴隸狀態に止めおかんと努力する。此に反して國王は自己の利益に先んじて一般の利益を憐び、又神及び己の靈魂の救の次には何物にも増して臣民の安寧及び自由を愛する。何故ならばアリストテレスに従へば、王權政治の眞の特徴と眞の權威とは臣民が自由たり安寧たる程、王權が益々高貴且優秀たることに存するからである。即ちカシオドルスが「中庸を以て統治するとは多くの人々を益することを愛することである」といつた如く、國王が此の眞理を信奉すればする程益々王權政治は持続的になるのである。何故なれば王權政治が一朝暴君政治に墮せんか、最早永く存し得ないからである。蓋しそれは衰亡、他の王家との交替或ひは完き滅亡へと急ぎつゝあるから。特にその國家が溫和なる氣候を有し蠻夷外敵の征略を受けた事なく、其の住民の習慣、風俗、性質が自由獨立で又長年の慣習に依つて奴隸化されず、その奴隸的身分は到底認容し得べからず又堪ゆべからざるものであり、且つ暴君政治の如きは唯暴力を以てのみ強制し得べき國土に在つてはこのことは特に適用される。「強制は直ぐ水泡に歸する」と云ふアリストテレ

スの言の如く、暴君政治も亦到底永續することは許されぬであらう。シセロ (Cicero) は『恐怖の壓制下に永續し得る程強大なる支配は曾つて存したることなし』と言ひ、セネカ (Seneca) は彼の『悲劇』の中で『暴君政治を永く保持し得る者は誰一人として存せぬが、然し中庸的統治は持続す』ることを述べて居る。故に神は豫言者を通じて不幸なる君主 (イスラエル・ラウレス註) に彼が臣下を冷酷且つ暴力を以つて統むることを批難されたのである。

予の主張する處は猶他の方法に依つても證明される。プルータークス (Plutarchus) は曾つてトラヤヌス皇帝

(Trajanus) に國家は恰も一箇の有機體であると述べて居る。即ち恰も神の攝理の如く善行に依つて生命を吹込まれ、最も完全な正義を以つて運行され、更に中庸を持せる理性に基づいて施政せられる如き有機體である。故にアリストテレスもその書『政治學』第五篇に云ふ如く、國家は或る程度人體に等しい。人體に於ては血液が過度に一部分にのみ流入したる場合、微恙を起しその結果屢々腫れて肥大するに至り、又他の部分は枯渴し衰弱し、従つて正常なる秩序は破壊され、その結果肉體を短命ならしめる。統治者がその臣民に比較して過度にその富、權力、尊嚴に於いて増大する一般社會或ひは國家に就ても亦同様な關係が存する。其れは一つの怪物又は衰弱した肉體が最早支へ切れない程巨大な頭を持つた人體に等しい。斯様な人體が途方に暮れ又その状態の儘には長生し得ない如く、國家も亦その統治者が國家の富を自己自らの爲めに過度に獲得する時には亦永續し得るものではない。然乍ら貨幣が改悪されるが如き場合には第二十章に述べられたやうに正にそれが惹起される。

(註一) 著名なる羅馬の悲劇詩家であり又哲學者 (ストア派) である Lucius Annaeus Seneca は基督降誕の頃西班牙・

ドマ (Cordoba) に生れた。殊に皇帝ネロの教育者として知られてゐる。ネロは後に謀反者として彼を死罪に付したので彼は自ら死をえらんだ。彼の主著作は『Naturales Quaestiones』、『Dialogi』、『Epistulae morales』及び『Tragediae』である。引用文はこの最後の作品に依つた。

(註二) 以西結第三十四章第四節參照、その全文は『汝等その弱き者を強くせず、その病める者を醫さず、その傷ける者を養はず、散らされたる者を引かへらず、失せたる者を尋れず、迷へる者を探さず、健かなる者共を手荒く嚴く之を治む』。

(註三) Plutarchus (希臘語) は Ploutarchos) は巷間廣く愛讀されてゐる希臘作家 (紀元四六年—一二七年) であり、彼は『英雄傳』、『Vite』に依り著名となつた。

(註四) Marcus Ulpius Trajanus は羅馬賢君の一人である。彼は紀元九八年から一一七一年に亘つて統治した。

更に表現をあまり一様に繰返す事が文章の調子を亂し、好ましからざるものであるに反して、調へられて均衡を得た表現法の變化が文章に雅趣を與へるやうに、一般社會に於ても其の全成員が權力と富とを全く均等にすることは餘り望ましき事ではない。之に反して度を過ぎた不均衡も亦、アリストテレスの『政治學』第五篇に見る如く、國家内の調和を錯亂し時には之を破壊するものである。合唱に於けるテノール即ち第一歌者の如き地位に立つ國家の君主が若しその權力を増大すること餘りに大に過ぎ、延びては大部分の人民と餘りに相違する如きは、一王國の調和を特に擾亂せしむるものである。故にアリストテレスに従へば國王と暴君との間には更に一つの相違が存する。暴君は全人民を強力的に支配してそれよりも權力を強大ならしめんと欲し、國王は此に反して彼の權力を、一面には彼の臣民よりは富有且強權なる如く、然し他面人民全體よりは其の富も權力も小なる可く、従つていは、中間地位を占むる如くに、彼自身の權力を制限せんとするのである。然るに多くの國王は概して不可解

にも常により大なる権力を追求するが故に、従つて彼の統治を永續せしめるため、又就中アリストテレスの云ふ如く君主を暴君政治に誘ふを常とする阿諛者の虚言の爲めに暴政へと墮落せざるために、最大の注意殊に最高且つ眞に國王にふさはしき監視が必要となるのである。何故なれば、エステル書にも云ふ如く彼等は善意の國王の耳をば巧言を以つて欺き、又彼等の性質に従つて他人を判断するからである。^(註一)然し彼等を斥け或ひは根絶することは困難であるが故に、アリストテレスは國家を永續せしめ得る手段として他の一原理を擧げてゐる。即ち君主は彼の臣民より以上の大なる権力を追求し、或ひは不當なる重税を課し猶又彼等の財を抑留する如きことがあつてはならないと。君主は彼等に自由を附與し又は返還して彼等の道を塞ぐことなく、又自らの全権能を發揮する如きを避けて、寧ろ此権能を法律と慣習に基づいて制限す可き事である。唯極く僅少なる部分が裁判官又は君主の隨意なる配慮に委ねらる可きであるとアリストテレスは解してゐる。

右の一例としてアリストテレスはスパルタのテオポンプス王(Theopompus)を擧げて居る。彼は多くの権限をその人民に返還し、又彼の祖宗が賦課した多くの租税を廢止した。その爲めに彼の女王が悲歎して、彼が父王より嗣いだ王權を、より劣悪な状態の下に、彼の王子達に遺す事の恥辱を訴へた時、彼は次の如く答へた。「然し余の治世は更に長からん」と。何んと神にも相應しき返答であらう。如何に意義深き語であらう。將に王宮に金文字を以つて書き鏤めて置かる可きものであらう！「然し余の治世は更に長からん」との彼の答は恰も「余は余の支配の権力に於いて失つたより以上のものをその永續性に於て獲得する」との意味を傳へんとしたのである。實

にソロモン王に勝るとも云ふ可きであらう。然し上述したロボアムが若し彼の王權を父ソロモンより嗣げる儘に守り傳へたならば、彼はイスラエルの十種族を喪ふ事もなく、又「汝は汝の血統を汚し、汝の後裔の上に怨を齎らし、他の人に先立ちて死せられ、又國家を二分せしめたるものと難せられる事もなかつたであらう。^(註二)」暴政に墮せる王權が急ぎ没落して行く可き事は以上によつて十分明らかにせられたであらう。

(註一) エステル書第十六章第六節。

(註二) 教會書第四十七章第二十二至二十三節。

第二十六章 貨幣改悪に依る利得獲得は國王の總ゆる
繼承者に弊害を齎らす

上述せる貨幣改悪が國王の榮譽を傷け、王室に損失を齎らす可きものであることを示さうと思ふ。此の目的を以つて予は豫め三つの箇條を豫記して置く。第一はその爲に國家は滅亡に瀕し、異民族に征服さるゝ時は、國王は非難せらる可く又其の繼承者には幾多の禍の及ぶべきこと。蓋し彼等の祖崇が光輝ある治績を以つて斯くも長くその榮譽を保持せる王權を、若し國王の放漫、弊政の結果、彼自身或ひは彼の繼承者が之を喪失せしむるに至つた場合には、その不幸災厄を歎じ愁訴したところで到底足るものではない。王權の没落、王冠の喪失を伴ひ勝ちな災厄困惑が若し彼の罪によつて人民を訪れることにもなれば彼の尊貴なる生命さへ危険なしとはしないのである。

第二に、筆者は既述の如く暴政が統治を危ふからしむる事を主張する。教會書に依れば一民族の支配權は不正汚辱總ゆる邪惡を原因として他民族へと失はれて行く。蓋し暴政は不正であり、惡禍を齎らすものであるから。又佛國の自由民が自發的に奴隸化せんとした程に墮落せざるを得なかつた如きはその一例たり得るであらう！然し假令暴君の權力が如何に強大であらうとも。

(註一) 前後の關係上又佛譯にも "Posteritatu" (子孫) とあるに拘らず、羅典文には "Potestate" (權利) と書かれてある。後者によつても意味のとれぬこともないが多少無理であり又全體の關連上も適當ではない。

(註二) 教會書第十章第八節。

それは自由民にとつては耐へ難きものであり、且つ他國の權力に比して如何にも無力であるから。従つて假に佛國の統治者を斯かる暴政への邪道に導くものがあるとすれば、彼はその國家を非常なる危胎に曝し、その滅亡を早める者である。而も佛蘭西王家の歴代の王は曾つて暴政を布けることなく、又佛國民も奴隸的屈從には馴されてゐないのである。故に若し吾が王家がその祖宗の美德に適はしからぬ者となれば、疑ひもなくその王權を失ふであらう。

第三に、予は既に屢々繰返せる所により、貨幣改悪に依つて利得を得又は之が増大をはかることは狡猾不正にして且つ暴政的なるものであることが立證されたものと前提する。そして斯かる行爲が一王國に於て永續するとは不可能であらう。蓋しそれに依つて王國は諸税の點に於て暴君政治へと墮落して行くであらうから。故に斯かる行爲より唯單に多くの弊害が惹起されるのみならず、必然的に更に多くの弊害が之と同時に又は之に續いて現はれて来る。従つて國王が惡に傾き又は容易に誘ひ得るものと見るや否や、直ちに如何なる暴政的邪惡をも之に勸めることを辭せない惡意の欺瞞者のみが之を誘致し得るのである。故に約言すれば、王權を没落に誘ふものは恥辱的のことであり、又國王及び其の後裔にとつて破滅の素因となる事、之れ第一の點であつた。かくして王國が次第に暴君政治へと移行する事、これが第二の點であつた。第三の點は貨幣の變改がかかる道程を容易にする事であつた。従つて斯かる變改を手段として爲された強奪は國王の榮譽を汚し、且つ後述の如く彼の繼承者に

とつて禍因たるものである。

以上が當初に前提したやうに予の論述せんとした處であるが、これは決して予の卓見とするものに非らず、寧ろ予は全てを諸賢の高評に仰ぎ度いものと思ふのである。即ちアリストテレスに依れば、國事は多く定かならず迷はしきものなるがためである。故に諸賢にして此の小論を駁し或ひは叱正の筆を採られる事あらば望外の幸である。さり乍ら、筆者の過失を摘示さるゝに當つては、その過誤を論證し、或ひは又それが正面からは反對し得ざるものを、無根據且先入感に捉はれて反駁したと思はれざる様に充分の根據を以つてされ度いと思ふ。

第二部 オレーム貨幣論の研究

第一章 オレーム貨幣論の中心思想

貨幣は取引を促進すべきであり、従つてその素材並びに重量に於て正當であらねばならぬ。

第一節 出發點即ち貨幣の起源

オレームの『トラクタトゥス』は、彼自ら序言に於て云へる如く一つの論難書である。^(註一) 彼は王侯が自己の權利に基づき、或ひは特權によつて、一國に流通する貨幣を恣意に變改し、又それになつて恣意に巨利を得ることが出来るや否やを研究せんとしてゐる。而てオレームは、貨幣は王侯に屬するものでなく、更にかゝる貨幣政策は、貨幣の本性並びにその本質的職能に著るしく矛盾するものであるが故に、王侯は彼の恣意のまゝに貨幣を變改し、それに依つて利得を得る如きことは絶體に不可能であると結論してゐる。

彼の擧證の出發點として、オレームに役立つてゐるものは、アリストテレスの貨幣の起源に關する説明である。アリストテレスは、貨幣を以つて交換を容易ならしめ且つ促進せしめるために發明せられたものであると云つて

る。^(註二) 此處に於ては、このアリストテレスの説明が、歴史的事實と一致する限り、これに付いて更に考究することは必要としない。何となればアリストテレスは、貨幣を史家の立場からではなく、實に哲學者の立場から考察したるがためである。アリストテレスは、貨幣の取引を著しく促進せしめるといふことは一般的に承認せられたものと假定し、この假定に立脚して、貨幣が取引を容易ならしめ、且つ促進せしめるために發明せられたものであるといふ結論を導出してゐる。而てこの結論は全く論理的である。然し乍ら、若し貨幣の目的に取引を容易ならしめ、且つ促進せしめる點にあるならば、この交換手段は更に自己の目的を出来るだけ完全に達成し得る如き状態にあらねばならぬといふことは明かな論理的結論であらねばならぬ。

さてオレームは、この結論をアリストテレスの貨幣の起源に關する説明から引出しその上に彼の貨幣理論並びに本位政策を打樹てたのである。換言すれば、彼の貨幣論は貨幣職能より導出されてゐる。従つてオレームの貨幣定義も亦かゝる職能に相應する。即ち彼は貨幣をもつて自然的富をより便宜に交換せしめるために人為的に發明せられた手段となすのである。^(註三) 而て、この定義の根本思想はこの論文中に於て極めて色々な形に於て繰返されてゐるのである。

(註一) 第一行『或る人達はかゝる見解をとつてゐる。……第七行目迄……特にアリストテレス哲學に従つて云はんと欲す。』

„Tractatus”, Prologus, 本書一七頁參照。

(註二) 『人々は衣食の供給方法に於て、必要なものを輸入し、過剩に所有するものを輸出することによつて益々遠隔の地方

に依存するに至つて貨幣の使用は必然的に現はれて來た。何故なら人々が自然に必要とするものを一切輸送することは容易くないからである。

Aristoteles: Politicorum Libri octo, Lib. I, cap. 6, n. 4. In „Aristotelis Opera Omnia”, quae exant brevi paraphrasi et litterae perpetuo inherente expositione illustrata a Silvestro Mauro, S. J.……Parisii MDCCC LXXXVI, tom. II, p. 506.

(註三) 『何となれば貨幣は自然的富の交換のための一つの等價物であるが故に』
„Tractatus”, cap. I, 本書二二頁參照。

第二節 交換さるべき財貨の等價としての貨幣

若し貨幣が取引を促せしむべき職能を果たすべきであるならば、貨幣は自己價値を所有しなければならず、而もそれと交換せられるべき財貨と全く等しき價値を所有せねばならない。貨幣が使用財即ち自然的富の如く直接人間の欲望を充足し得ざることとは云ふ迄もない。従つて、オレームは貨幣を以つて『人為的富』と名付けてゐる。然し乍ら、若し貨幣が實際の富であるならば、貨幣は先づ自己價値を所有せねばならない。更に貨幣は、それと交換さるべき富の『等價』^(註一)である限り、貨幣の價値はそれと對應する交換財の價値と一致しなければならぬことは明らかである。換言すれば、オレームは貨幣を單なる票證としたのではなく、従つてオレームは今日人々の云ふ所に従へば正に金屬論者である。彼はこれと同一の思想と幾多の個所に於て繰返し、否むしろ人々は彼の『トラクタトゥス』の如何なる頁に於ても或ひは少くともいづれの章に於ても、何分かの形に於て反復せられてゐると

云ひ得るであらう。

(註一) 『何となれば貨幣は自然的富の交換に對して等價物であるが故に』
 „Tractatus”, cap. 6. 本書三一頁参照。

第三節 貨幣の量目重量に對する保證としての極印

アリストテレスは、人間が初め交換手段を重量によつて與へてゐたのであるが、その都度の秤量の困難なる結果、遂に一定重量を有する個片に、公の極印を附與するに至つたと云つてゐる。オレームはこの思想を自家樂範中のものとなし、更に次のことを附加へてゐる。即ち人々は一々秤量することによつて金屬を商品價値に適應せしめることは極めて困難であつたし、且つ又賣手にとつて多くの場合金屬の量目と純分とを認知することは殆んど不可能であつたと云ふのである。従つて極印は、人々が何の苦勞もなく、又何ら疑ふ必要もなく、貨幣の金屬價値を確定し得る様にその金屬の純分並びにその重量とを保證すべきものであると云つてゐる。(註二) オレームに従へば、ポンド(Pondus)ソリドウス(Solidus)デナリウス(Denarius)オボルス(Obolus)アス(As)セクストゥル(Sextula)等々の如き古き鑄貨の名稱は、かゝる事實を明らかに證明するものであると云つてゐる。即ちこれらの名稱は元來重量名であつたが、いつか貨幣の上にも轉化さるゝに至つたのである。従つてオレームは、他の個所に於て『鑄貨に刻まれた記銘は、その重量が正しく、且つ素材が眞正なることを示すものである』と主張してゐる。(註三)

斯くて極印は、貨幣が完全なる價値を有するものであり、且つそれに対して賣却せられる商品と等價であるといふことを保證すべきものである。而て、この極印の證明力は更に多くの鑄貨に於て、その表面に神の御名或ひは、或る聖人の名或ひは十字架が刻まれてゐることになつて一層強化せられてゐるのである。これにより王侯は貨幣が完全なる價値を有するものであることを等しく誓つてゐるのである。(註三) 換言すれば、貨幣の價値は、それが實際交換さるべき財貨と等價であるといふ一般の信頼の上に基つてゐるのであり、その極印はかゝる信頼を確定、強固ならしめ、かくて貨幣の流通を従つて又取引を促進し容易ならしむべきものである。然乍ら、かゝる信頼が動搖し、又貨幣がその價値を失墜せない様に、貨幣は先づその量目、純分に於て眞實であらねばならない。他の言葉で表現すれば、名目價値と金屬價値とは常に一致しなければならない。若し貨幣が、その實質價値に於て乏しく、そのためかゝる信頼が動搖せしめられるならば、貨幣は本來之が目的とせられる所の職能を喪失し、従つてそれは最早自然的富をより便宜に交換せしめるための人爲的に創造せられた手段ではあり得ず、その結果は取引を阻害し、場合によつてはそれを杜絶せしむるに至るのである。

(註一) 『然乍ら斯様に屢々秤を使用することは極めて面倒であつた。極印は、金屬の純分と、指定の重量とを保證すべきもの』
 である。かくて人々は何等の苦勞もなく、又何らの疑ひを挟むことなく貨幣の價値を確定し得るに至つた。』 „Tractatus”,
 cap. 4. 本書二八頁参照。

(註二) 『然乍ら全く同様な方法で、鑄貨に該まれた記銘はその重量が正しく、且つ素材が眞正なることを示すものである。』
 „Tractatus”, cap. 12. 本書四六頁参照。

(註三) 『その外二三の鑄貨には神の御名或ひは聖人の名及び十字架が刻まれてゐる。これは素材と重量とに關する貨幣の眞正に對する保證として古代に於て發明せられ取入れられた習慣である。』
"Tractatus", cap. 13. 本書五〇頁參照。

第四節 鑄造料は僅少なるべし

貨幣は、その素材並びに重量に於て正當なるものであらねばならぬといふオレームの要求は、鑄造の勞働及び費用のために、金屬内容から、若干のものが控除されねばならぬ事實と矛盾するかの如く思はれる。オレーム自身も、これが自家撞着をなし、彼の主張する一般的原则の變則をなすものであることは充分察知してゐる。

然乍ら鑄造費用は、如何なる場合に於ても、填補されねばならぬものであるが故に、かゝる控除は鑄造料の形態として置くのが最も善いと彼は信じた。併しかゝる鑄造料は、常に費用を充分補填するに足るだけの大きさを持つべきであり、この際僅少なる利得は、王侯の手に歸するを良いとしても、然しこれは少くとも金屬價值が、大體に於て名目價值と一致するが如き狭少なる限界に保たねばならない。然し乍ら唯著るしい貨幣缺乏が生じたる場合に於てのみ、この原則より離反しても良いと彼は考へた。かゝる場合は他の關係に於て取扱はれるべき問題であるが、兎も角オレームは鑄造料が極めて僅少なるべしとする限り一種の健全なる本位政策を確持してゐるのである。

第五節 貨幣は價值確定せるものであらねばならぬ。従つて貨幣は恣意に

變改さるべきでない

若し貨幣が取引を促進すべき目的を達成すべきであるならば、貨幣は先づ第一價值確定せるものであらねばならぬ。従つて貨幣は、任意に、且つ何ら切迫せる必要なしに變改さることを許されない。王侯はあまりにも容易に貨幣變改を行ひ、それと同時に金屬内容を低下せしめることによつて利得を得んと試みたが故に、王侯による貨幣變改は、その變改が一般公衆の利益にとつて必要已むを得ざる二つの場合を除いては、一般的には絶體に許されざるものである。即ちその場合とは贋造が流行せる結果、眞正なる貨幣が最早贋造貨幣と區別され得ざるに至つた場合、王侯は自己の主權に基づいて、舊貨幣の流通を禁止し、新貨幣の鑄造を行ひ得るのであり、否むしろ行はねばならぬのである。即ちかゝる場合には舊貨幣は贋造貨幣と見違へる程酷似してゐるが故に、舊貨幣は最早取引の圓滑を全く阻止するがためである。第二の場合としては貨幣が餘りにも磨滅せる場合には、王侯はこれを流通場裡より引上げて、新しき完全なる價值を有する貨幣を鑄造し得るのである。何故ならかゝる貨幣は最早その重量並びに素材に於て正當ならざるためである。然しこれ以外の場合に於ては王侯は、一切貨幣の變改をなすことを許されない。何故なら多くの場合王侯は、専ら自己の利益に誘惑せられて、一般の福祉や取引の要求より之を行ふに非ず、従つて發行せられる貨幣は、常に價值少なきものであることが、實際上明白なるからであ

貨幣の變改が一般公衆の利益にとつて必要であるならば、それは貨幣が所屬してゐる所の人民が、之を行ふべきである。然し乍らこの場合と雖へども全く切迫せる場合にのみ限定さるべきである。例へば、金銀比價が、それらの相對的供給の推移によつて變化したる場合には、人民は金貨と銀貨の間に於ける比價をも、前者の變化に相應して變改なし得るであらう。然し乍ら、オレームはかゝる場合は極めて稀にしか生起しないと考へてゐる。従つてこのことからして人々は、未だ些細な比價の推移からは、金銀鑄貨の法定比價を變更することが出來ないと結論し得るであらう。されば此處に於ても彼は、貨幣が取引促進の職能を果し得る様に、價値確定せるものであらねばならぬといふ原則を徹底的に固持してゐるのである。

貨幣は云はゞ一種の法律若しくは確固たる規則の如きものであらねばならない。^(註一)而てアリストテレスに従へば、法律は極めて稀に、又十分なる根據に基づいてのみ變更さるべきものであると云ふ。

健全なる本位の基本原則と直接的に矛盾する貨幣變改は一般的に云へば、既に批難さるべきものである。何故なら貨幣は、その素材並びに重量に於て正當であらねばならぬが故に。而て貨幣變改は、名目價値が金屬價値と一致せず、従つて實際に於てボンドに非らざるものが、ボンドと名付けられてゐるが故に、明らかなる虚偽を含むものである。従てオレームはアリストテレスと共に、貨幣がそれがあるまゝに止まらねばならぬことを要求してゐる。^(註二)

(註一) Nunc autem ita est, quod cursus et pretium monetarum in regno debet esse quasi quaedam lex et quaedam ordinatio firma. "Tractatus", cap. 8. Wolowski, op. cit., p. 103.

(註二) Unde Aristoteles, V Ethicorum, loquens de numismate, "Verumtamen, inquit, vult manere magis." "Tractatus", cap. 8, 本書三五頁參照。

第六節 貨幣流通價値の變動は取引を阻害する

貨幣の價値變動は、經濟の均衡を攪亂する點に於て就中致命的なるものである。名目價値上昇の結果は、地代小作料、賃料その他の定期的貨幣支拂の購買力を低下せしめ、従つてそれ等の收得者は、その所得に於て著しい損害を蒙り、反之名目價値が下落せる場合には、彼等の所得は不當に高騰し、負債者はそれに相應して損失を受くることとなる。従つてこの結果は、所得殊に貨幣所得の不安を齎らし、これによつて經濟の均衡とその圓滑なる運行は著しく阻害せられるのである。屢々なる、否むしろ日々起る流通價値の變動や地方的に生ずる流通價値の差異は、一般的不安を増大せしめ、従つてこの價値變動は健全なる本位でふ基本原則と根本的に一致を缺くのである。この一般的不安のため、貨幣所持者は、全然貸付を拒み、その結果は更らに經濟に非常なる損害を惹起することとなる。又最後に、本位が悪化せられ、又變動なす場合に於てはその外國貿易は、著しく阻害せられるか、或ひは全然中絶せしめられる。従つて價値變動をなす本位は最早貨幣が人類に依つて發明せられたその自然的目的を果し得ないのである。則ち取引を促進せしめるよりも、それはむしろ取引を阻害杜絶せしめるも

のである。

第七節 貨幣缺乏の場合に於ける一般的原則の例外

オレームが假令本位の金屬内容の減少を許容し得ると説明してゐる場合に於ても、彼は常に貨幣の目的とその職能とを眼中に置いてゐるのである。即ち一人民が突發事例へば、捕虜にせられた自國の王侯を身請けするため巨額の貨幣の支辨が必要となり、その結果貨幣缺乏が危懼せられる場合に於ては、人々は貨幣の重量或ひはその純分を低下せしめることが出来る、否むしろ低下せしめねばならぬと云ふのである。即ち貨幣缺乏は實に物價水準を下落せしめ、經濟の均衡を破壊せしめるが故に、かゝる有害なる作用を除去するためには、上述の如き方法に於て貨幣を増加せしめることが必要であるといふのである。

即ち貨幣は、取引を促進容易ならしむべきものであり、決してそれを阻害し、困難にならしむべきものではないから。

従つてオレームも亦、斯る事情のものに於ては貨幣改悪も亦、最も便宜で有利且つ正當なる課税の一種であり、それは、個人經濟は勿論のこと全體の經濟をも甚だしく阻害することなく従つてかゝる場合に於てはそれは單に許容し得るものであるばかりでなく、更らに必要にして、且つ命令的でさへあるといふことを示してゐる。然し乍ら、その後しばらくして、貴金屬が再び充分その國に存在せる場合には、人々は直ちにその貨幣を舊狀態

に復舊せしめなければならぬと云つてゐる。従つて此處に於てもオレームは、堅實なる本位の根本原則を固持し、それよりの乖離は、唯臨時的の緊急手段に過ぎざることを示してゐるのである。

第八節 鑄造素材は貨幣職能を考慮して選擇さるべきである

鑄造素材の選擇に關しても、オレームは貨幣は取引を促進すべきものであるといふ根本原則を忠實に遵守してゐる。彼はアリストテレスの説に従つて貨幣の主要利得を運搬費節約のうちに見出してゐるから貨幣素材は、當然比較的少量にして且つ高き價值を有するものであらねばならぬと云つてゐる。従つて貨幣素材に對しては、専ら充分なる價值を有する素材のみが考慮せられることとなるのである。然乍ら、刻印使用のお蔭に依つて取引は更に本質的に促進せられるが故に、貨幣素材は、尙その上延展性をもち、鑄造可能なるものでなければならぬ。このため寶石、眞珠及び胡椒の如き有用植物は自然に除外せられることになり、金銀の如き貴金屬のみが残ることになる。即ち金銀は、充分なる價值を有するばかりでなく、比較的増加され難いからである。古代に於て屢々貨幣に鑄造せられた銅は、今や貨幣素材にはあまり適當せざることが判明して來た。それは銅があまり容易に増加せられるため、その價值が比較的低く、且つおびたゞしき價值變動をなすがためである。反之金銀は、その本性からして貨幣に豫め定められてゐるかの様に思はれる。即ち金銀は自然に於て極く緩慢にしか増加せず、且つあらゆる人類の努力にも不拘、今日迄尙鍊金術者によつて、人工的に生産され得ざるがためである。

第九節 取引は大小の表記價額を必要とする

經濟生活に於ては、大額小額の取引が発生し、且つ取引上釣銭や補助貨としての小額面の貨幣を必要とするが故に、健全なる本位は高き價値を有する貨幣と低き價値を有する貨幣とを所有せねばならぬ。而て、金は就中大取引に、銀は小取引に或ひは釣銭として適當してゐる。然し若し一國に於て銀が缺乏せる場合に於ては、鑄貨があまり小型となつて、取引を困難ならしめざる様に、混合貨幣が鑄造されねばならない。然し乍らこの混合貨幣は、如何なる種類のものに於ても詐欺の危険が存在してゐるが故に、金は絶対に混合貨幣用に使用されてはならない。若し然らざる場合に於ては、貨幣の堅實性は危くせられ、その結果、取引の不安と阻害とが齎らされ、又銀混合貨幣によつて既に充分經濟の要求が満たされるからであると云つてゐる。

第二章 オレーム貨幣論の批判

貨幣の定義と職能

若し、オレームの貨幣採用に關する説明を認むるならば、彼の貨幣論が全く論理的に打建てられ、且つ首尾一貫せるものであることを承認しなければならぬ。而て、貨幣の起源に關するアリストテレスの説明が、假令歴史科學の要求を満たさざるとしても、それは尙高度の確實性をもち、論理的見地からは何らの異議を挾まれざるものである。オレームは今やこの貨幣起源に關するアリストテレスの説明に従つて、貨幣の定義を方式化し、それをば嚴密なる論理と大膽なる率直さを以つて理論と實踐の上に適用する。

オレームの定義は今日に於ても尙正しい。それは交換手段としての貨幣の職能を強調する。従つて貨幣は又同時に價値尺度であらねばならぬと云ふことは、この定義に於ては直接的に包含せられてゐないが、然しこのことは論文中の幾多の個所に於て力説されてゐる。貨幣を度量及び重量と比較し、又貨幣の堅實性と完全價値を鋭く強調することから、當然彼が貨幣に於けるこの職能をも認めてゐたことは、極めて明白なことである。更にこの職能は、他の職能(交換手段としての)と極めて密接なる關聯をもつものであるが故に、實際上この兩者を互に分離することは出来ない。論理的に、又恐らく時間的にも貨幣はそれが交換手段となり得る前に、既に價値尺度であら

ねばならない。又發展の低度の經濟に於ては、貨幣は主として價值尺度或ひは計算單位として役立ち、而も大部分の取引が恐らく、事實上の貨幣支拂なく直接的財貨交換の形式に於て行はれてゐるといふことは充分考へ得べきことである。而て斯様なことは、中世的經濟に於ては、兎も角十三世紀までは、極めて通例のことであつたに違ひない。人々は貨幣を知り、又貨幣に於て計算を行つたが、然し貨幣を支拂ふことは稀であつた。これは貨幣經濟が未だ一般的に普及して居なかつたために外ならない。かくてオレームは貨幣の價值尺度職能と交換手段職能については、明白に認識し、且つこれ等を鋭く摘出したのであるが、貨幣の資本職能は、彼に於ては全く除外し或ひは精々間接的に見出されるに過ぎない。兎も角資本職能に關しては彼は、その『論文』^{トラスダス}に於て、唯の一度も言及してゐない。アリストテレスは、ある個所に於て、人々は、獲得せる貨幣をもつて、他の何物をも購入せんとする欲望を現在感ずることなくして、或る物を販賣し得るものである。而てかゝる場合に於ては、貨幣は云はば人々が貨幣を支拂ひさへすれば、常に、將來的欲望を充たし得ると云ふ保證を提供するものであると云つてゐる。^(註一)從つて若しアリストテレスが、それより一步を進めたならば、彼は、恐らくかゝる『蓄積せられた』價值は亦生産的に、即ち資本として評價せられ得ると云ふことを發見したに違ひない。然し彼はかゝる斷定を導き出さなかつた。彼が此『新』職能について、云はんと欲せるものは、唯貨幣がその間に起れる欲望に對して實際支出せられる時に至つて始めて、貨幣の交換職能の第二の部分が生ずるといふことに外ならない。疑ひもなくオレームは、この個所を知つて居た。何故なら、彼は事實この箇所を彼のアリストテレス佛譯書に於て翻譯してゐるから

251203

である。彼の極めて自由なる翻譯は次の如く云つてゐる。『若しある人が、穀物を過剰に持ち、而も現在何ら葡萄酒を必要としないならば、貨幣は彼が將來葡萄酒やその他の物に對して欲望を生じた場合、それ等を購入せんとする將來的交換に對して常に保證をなすものである』^(註二)ブリドレーは、この個所より、オレームが貨幣の資本職能を知つて居つたと結論せんとするが、然し彼は往々それを忘却した様に思はれると云ふことを附加せねばならぬと云つてゐる。^(註三)然し乍ら、オレームは、資本職能を知らなかつたか、或ひは之を正當なる職能と認めなかつたと、明らかに承認する方がより正しい様に思はれる。勿論資本職能は、貨幣の金屬論的觀察方法からは直接的に生ずるのであるが、然しオレームはかゝる結論を導き出さなかつた。

(註一) *In permutationem futuram autem, si forte re aliqua nunc egeamus, tunc ejus nobis facultatem et copiam fore, cum egebinus, veluti sponsor nummus intercedit. Oportet enim univaique eam rem qua egeat accipere licere, ubi nummum attulerit. Aristoteles, "Ethnicorum ad Nicomachum", Lib. V, cap. 5, n. 10, in "Opera Omnia", tom. II, p. 131.*

(註二) Bridrey, op. cit., Appendice p. 704.

(註三) Bridrey, op. cit., p. 191, 本文と脚註三参照。

恐らくオレームが、斯様に資本概念を認めず、又發展せしめなかつた根據は、正に彼がアリストテレスを深く信奉してゐたことに在つた。何故なら、上述のアリストテレスの個所の説明から明らかなる如く、アリストテレスは、明瞭に貨幣の資本職能を否定してゐた。このことは、彼が利得獲得のための取引や貨幣兩替、利子收得を排斥したことから既に明白である。商業利得について、オレームは、何ら説明しなかつたが、貨幣兩替と利子

取得に關しては、彼は、アリストテレスと等しく決定的なる否定の態度を示してゐる。而も後者については特に、貨幣の不胎性に關する著者なるアリストテレスの論證をもつて拒否した。

此處に疑ひもなく、オレーム貨幣理論の弱點が存在する。或ひは退歩があるとも云ひ得よう。何故なら貨幣の資本職能は、既にアルベルトウス・マグヌスやトマス・アクイナスによつて知られてゐたからである。兩者はこの資本職能を、貨幣の保證職能或ひは價值蓄積職能に關するアリストテレスの箇所から導き出したのであつた。トマス及びスコラ學派の人々は、亦、資本利得である所の商業利得の許容し得べきことを認めた。然し乍ら利子については、トマスも假令借入れた金によつて人々が利得を造り得ると云ふことを知つて居たとは云へ、それを許容し得べきものとは認めなかつた。何故ならかゝる利得は、貨幣としての貨幣に負ふものではなく、勞働と資本利用者の技倆のお蔭に依るものであり、従つて貨幣の附與者は、何らそれに對する要求權を持たざるものとなしたからである。^(註一)かくして、資本概念の發展に於ては、オレームは明らかにトマス及びその他の彼の先輩に劣るものと認むべきであらう。

(註一) *Ad tertium dicendum, quod illud quod acquiritur de pecunia usuraria, debetur quidem acquirenti, non propter pecuniam usurariam datam, sicut propter causam instrumentalem, sed propter suam industriam, sicut propter causam principalem; et ideo, plus juris habet in re acquisita de pecunia usuraria quam in ipsa pecunia usuraria.* Summa Theologia, II, II, quaest. 78, art. 3, ad 3.

然乍ら、オレームの利子論に於て、借金は負債者がそれによつて自己の困窮を防ぎ得ると云ふ利益を齎らすも

のであるが故に、彼は自發的に利子を支拂ふことを厭はぬものであると云ふことを明白に承認する限り、僅少ながら進歩の跡が示されたと云ふべきである。即ち利子取得は如何なる關係に於いても排斥すべきものであるとは云ひ得ず、事情によつては利子取得をより小さき惡として忍ぶべき充分なる根據が存在すると云ふのである。而て此思想は、例令トマスや一般スコラ學派の人々がある事情のもとに於て利子支拂を許したとは云へ、かくも明瞭に發表せられたことは恐らくオレーム以前には存在しなかつたであらう。

金屬主義的貨幣理論

オレームが貨幣の金屬價值はその名目價值に一致すべきであると云ふことを要求したところを見ると、彼は確信ある金屬主義者であつた如く思はれる。今日こそ多くの貨幣理論家は貨幣は自己價值を有つか、或は少くともある具體的なる價值に基礎を置くべきであると云ふことは自明なることと考へるが、中世に於ては之とは異なる見解をもつてゐた。即ち當時貨幣は一商品又は準商品として、はたなく、他の尺度と等しく、諸財貨の價值を計るための一つの抽象的象徴と考へられてゐたのである。而て王侯は、尺度や重量を恣意に變更し得た如く、彼は價值尺度たる貨幣をも等しく恣意に變改すべき權利を要求したのであつた。即ちそれは、尺度の王權、重量の王權と等しく、重要な財源をなしてゐたからである。事實王は彼の秤の使用を規定し、それに對して任意な代償を請求し得た如く、彼は又貨幣に關する封建的見解に従つて、貨幣の金屬内容を任意に減少せしめ、或ひは、若し増加せしめることが有利なる場合には増加せしめることに依つて、彼自身の利益のために、鑄造王權を利用し得

たのであつた。

従つて假令貨幣價值を規定すべき王侯の権利に付いて誰一人敢て異論を唱へんとするものがなかつたとは云へそれは、人民のかゝる處置を無批判的に認容したるためであるとは云はれ得ない。『De Regimine Principum』^(註二)は一面貨幣流通價值を決定すべき王侯の権利が明らかに承認せられてゐるが、然し他面に於て王侯はかゝる權利を適宜に行使し、且つ、適度の利益を以つて満足すべきことが忠告せられてゐる。換言すれば著者は王侯が不當なる貨幣變改によつて甚だしき害を人民に及ぼさざる様、王侯の良心に訴へてゐるのである。十三四世紀の間、貨幣改悪が頻繁となり、その結果それに對する反對が益々顯著になつた時でも、誰一人王侯の權利に對して敢て異議を唱へるものはなかつた。貨幣は一般に、その名目價值に適應せる金屬價值を有つべきだとは、何人もこれを知りつゝも人は根本的に王侯によつて定められた法的價值を主要なるものと考へ、それが金屬に貨幣の性質を與ふるものであると考へてゐるたからである。然るに貨幣改悪が蔓延するに及び、そこで始めて人々は法的價值と金屬價值とが一致せねばならぬことを欲するに至つたのである。而て十七世紀に於て、かゝる見解はスコラ哲學者達の間に確かに支配的思想となつたのであるが、然しエンデマンに従へば彼らスコラ哲學者がかゝる見解を持したのは、比較的後ちのことであつて、而もそれは極めて徐々になされたに過ぎないと云はれてゐる。^(註二)これに對する理由をエンデマンは教會法學者の利子論の中に見出してゐる。即ち人々が若し貨幣を事物或ひは商品と考へるならば、それは他の有效財と等しく、他人に貸與することが出來、従つてその利益に對する代償を請求し得る

が故に、利子禁止に對する著名なる論争は全く消え去つてしまふからである。利子論を學問的に深めんと努めたトマスでさへ、貨幣の第一義的にして主たる用途は貨幣が支拂手段として流通させられる點に存在するが、若し貨幣が展覽物として或ひは擔保物として役立つならば、それは貨幣の第二次的用途をなすものであることを認め得る。従つてトマスによれば貨幣の第二次用途は賣却することが許されてゐるのである。^(註三)故にスコラ哲學者も教會法學者も初めより一般的に貨幣を商品と見做したならば、彼等は論理的にも利子收得の正しさを承認しなければならなかつたであらう。

(註一) 然し更に貨幣の製造自身、王の尊嚴に基づいて、彼に利益を齎らすものがある。即ち同一形狀の或ひは同一記銘をもつ貨幣を鑄造することは萬民法 (Jus Gentium) にも云へる如く、王以外の他の何人にも許されて居らざるがためである。

この點に於て各王侯或ひは國王は、假令貨幣鑄造によつて、彼の權利と主張し得るとしても、金屬内容の減少に關しては常に適度を守らねばならない。何故なら上述の如く貨幣は平物の尺度であるが故に、このことは人民に多大の害悪を及ぼすからである。従つて貨幣或ひは鑄貨の改鑄は度量或ひは或る重量の變更と同じきことを意味するものがある。

Divi Thomae Aquinatis Doctoris Angelici: De Regimine Principum..... Taurini MCMXXIV, Lib. II, cap. 13, pp. 39—40.

(註二) Wilhelm Endemann: Studien in der romanisch-kanonistischen Wirtschafts- und Rechtslehre bis gegen Ende des siebzehnten Jahrhunderts, Berlin 1874 und 1883, II. Band, S. 199.

(註三) 第六に對して答へれば貨幣に鑄造せられた銀と、器に象とられた銀とは、何等本質的に異なる所はない。然るに用立てられた銀製の器物に對して値ひを受くることは許されてゐる。それ故貨幣化せられた銀の融通に對して値ひを受くることも亦許されてゐる。ウズラ(利子)はそれ自體に於て罪ではない。

Summa Theologiae II, II, quaest. 78, art. 1, ad 6.

中世の人々が貨幣の封建的見解に満足し得たことは、今日の吾々にとつては全く理解出来ぬことである。否利益を目的とせる貨幣改悪は吾々には堪へがたき暴力沙汰であり、商業と経済の無責任な攪亂であると思はれない。然乍らこの事情については、二つの事柄が主張されねばならない。それは先づ中世に於ては未だ商業が大部分直接的財貨交換であり、支拂も大部分自然生産物の形でなされたことである。隷屬農民の租税が貨幣支拂となつたのは如何にその後のことであるかを考へて見れば良い。勿論貨幣は存在したとは云へ、それは特に現物給付の決定や、工業生産物の價值規定のための計算單位として役立つたに過ぎず、給付、反對給付は大部分自然物で行はされたのである。従つて吾々はこのことからして中世の著述家が多かれ少なかれ貨幣のうちに専ら抽象的價值量のみを見出したといふことも理解し得るのである。この故にこそ恣意なる本位政策にも不拘、経済が云はば大なる攪亂もなく運行し得たと思はれるのである。

更に又中世に於ては、領有地は王侯の生計を充足すべきであると云ふ見解がとられてゐたが故に、一般的に規則的租税は全く拒否せられ、更にこの領有地には所謂王權が、就中鑄造權が所屬するものとされてゐたのである。従つて貨幣鑄造は王侯の正當なる財源と考へられ、その結果王侯が非常なる財政困窮に際して、この最も有利な財源より財政手段を提出せんとすることは何ら異とするに足りないのである。従つて、王侯が多額の現金を必要とする戦争その他の非常事件に際して、鑄貨改悪をなすことも當然のことと考へられたのである。教會法學者が王侯に、彼の權利の適度の行使を忠告したとは云へ、實狀は良心の聲よりも遙かに強かつた。まして王侯が教會法

學者さへ敢へて反對せぬ彼の權利のみを行使してゐるのであるといふ意識をもつてゐるに於てをやである。

この點に於て、オレームほどの教會法學者よりも遙かに進んでゐる。即ち彼は貨幣を恣意に變更せんとする王侯の權利に對して明白に異論を説いたのである。而て彼はその理由として、貨幣は王侯に屬するものでなく、人民に屬するものであるが故に、それは危殆存亡の場合人民のみが變改を爲し得るのであると云ふことを擧げてゐる。従つて彼は法律問題を全く新たな方法で解答し、王侯より鑄造王權を奪取したのである。然しかゝる政治的改革の基礎は經濟的方面より來たるものである。彼によれば、完全なる價值を有する貨幣は、經濟の秩序正しき經過にとつて極めて重要性を持つものであるが故に、本位を恣意に手加減することによつて、經濟を攪亂し、或ひは全取引を全く阻害するが如き權利を、社會が王侯に許與することは全くあり得ないと云ふのである。それ故オレームは常に、貨幣は量目、重量に於て眞正當であらねばならず、且つそれは交換さるべき財貨と等價であらねばならぬこと、且又、貨幣價值は一種の法律の如く確固不易のものであらねばならぬことを繰返してゐる。

而て吾々もかゝるオレームの要求を唯經濟的觀點よりは認し、これを強調し得るのである。經濟が擾亂もなく圓滑に經過する爲には、價值安定せる本位制は一つの絶對的なる必要である。戦後インフレーション時代の歐洲諸國に於ける經濟の大動亂を見よ。オレームが引證せる諸害惡、即ち定期的なる貨幣價值的給付の減縮、職業に従事せる人々の被害、投機の増大、外國貿易の攪亂或ひは全滅、一般的不安及びその他數多くの禍害は、かの悲惨なる時代に、確かにオレームの時代におけると略々同程度に出現したのである。従つてこのことからしてもオレームが

價值安定せる本位の經濟的意義を正當に認識せることが明白となるのである。それ故彼は正當にも貨幣は價值安定せるものであらねばならぬことを絶えず繰返し強調してゐたのである。而て、彼は、價值安定せる貨幣とは、その金屬價值と名目價值とが一致せる貨幣であると解してゐる。勿論絶對的に價值安定せる貨幣は今日まで發見せられなかつたし、又將來に於ても恐らくかゝる貨幣は決して存在し得ぬであらう。然乍ら貴金屬内容を増加せしめるか、或ひは減少せしめるか、いづれにしても頻繁にして且つ恣意なる貨幣變改程、價值安定性を脅かすものはない。

中世王侯の本位政策は専ら財政的考量より行はれたものであり、王が支拂をなさねばならぬ時には、彼は鑄貨の量目を減少して、價值少なき貨幣をもつて、彼の負債の名目額を支拂ひ、又王に對して支拂が爲される時には前とは反對に、鑄貨の金屬内容を高め、その新貨幣にて名目額の支拂を要求したのであつた。この二つの處置によつて臣民は多大の損害を受けたのみでなく、又かゝる頻繁なる手加減は經濟に甚大なる不安を招來したのであつた。従つてかゝる事情に於ても尙一般取引が可能であつたと云ふことは、實に驚嘆に値すべき事柄である。例へば佛蘭西のフィリップ王(Philippe le Bel)は約十回、ヴァロアのフィリップ(Philippe de Valois)は十三年間に二十四回、ジャン二世(Jean II)は九年間に七十一回、而かも二三ヶ月の間に二十四回を下らざる程の改鑄を行つたのである。聖ルキ王(Saint Louis)の治下に於ては、グロッセス(Grossus)は十二デナリウス(Denarius)の純銀内容を持つてゐたのであるが、フィリップ王(Philippe le Bel)のもとでは九デナリウス、更らにジャン二世のもとでは、僅かに三デナリウスを含有したに過ぎない。

オレームはジャン二世と同時代の人であつたが故に、常に價值動搖せる本位の有害なる影響を彼自身の經驗から知ることを得たのである。彼が假借なく、否憤激しつゝ、價值安定せる貨幣を渴望せることも何の不思議はない。

(註1) Bridrey, op. cit. p. 163.

オレームの如き、經濟生活より可成遊離せる學者が、經濟の實際問題に對してかくも明瞭なる洞察を有せしことは驚嘆に値する。事實彼は決して單なる抽象的學者たりしのみならず、生活の實際問題に對しても亦鋭き理解を有してゐたのである。この點彼はその偉大なる師アリストテレスと大なる類似點を有してゐるのであつて、アリストテレスこそ實に偉大なる思想家であると共に、亦良き實際政策家であつたのである。

鑄貨は一般大衆に屬するものであるが故に、鑄造費用はこれを一般大衆が負擔すべきであると云ふオレームの見解は極めて近代的なる響きをもつ。然乍ら之を詳細に觀察する時には、吾々は損害を負はねばならぬのは事實一般大衆ではなく、貴金屬の所有者のみであることを發見するのである。國立造幣所がそれより六十二ソリドウス(Solidus)鑄造され得る一銀マルカ(Marus)に對して六十ソリドウスしか與へぬならば、それは明らかに銀の所有者が二十ソリドウスの損失を蒙つたことになる。但し、彼がこの新貨幣を支拂ふことによつて、一般大衆に損害を轉嫁する限りに於てのみ、終局的に一般大衆が鑄造費用を負擔せねばならぬと云ひ得るのである。ブリドレエが云へる如くオレームは造幣費の徴收に關して、彼の意見を變更したのであつた。即ち『貨幣論』の第一版に於ては、彼は、例へば『若し一銀マルカから六十ソリドウスを鑄造することが出来、且つ鑄造の勞働と費用に對して

二ソリドウスが必要であるとするならば、一マルカから六十四ソリドウスが鑄造されるべきである』と云つてゐるが、この場合に於ては、鑄造せられた銀貨は、その金屬價值以上の價值をもつてゐる。ブリドレエは、此場合には一般大衆が鑄造費用を負担すべく、貴金屬所有者はその金屬の全價值を新鑄貨に於て受取るべきものと考へてゐる。^(註一) ランドリイは然し正當にも、どちらの場合にも貴金屬所有者が先づ損害を蒙らねばならぬことを指摘してゐる。何となれば彼が鑄造された六十四ソリドウスから六十二を受取るとしても宛も鑄造された六十二ソリドウスから六十を受取るのと同様に、全金屬價值を受領することにはならないからである。^(註二) 唯第一の場合には控除がいくらか少いだけである。^(註三) オレームが上の諸形式のいづれかに於て鑄造料が引上げられる時に一般大衆が是を負担すると信ずることは、既述せる如く、鑄造料の爲の控除が結局一般大衆に轉嫁される限りに於てのみ正しいのである。彼も恐らく此以上のことを主張せんとしたのではないであらう。

(註一) Op. cit., pp. 213 sq.

(註二) 『例へば若し一銀マルカより六十二ソリデイが造られ、且つ鑄造の勞働と費用に對して二ソリデイが必要であるならば、それから六十四ソリデイが鑄造せられるわけである。』 *ibid* Fubnote 3.

然るに第二版に於ては、同箇所に於て『例へば一銀マルカより六十二ソリデイウスが造られ、且つ鑄造の勞働と費用に對して二ソリデイウスが必要であるならば、二ソリデイウスは鑄造費として差引かれるが故に、鑄造せられざる銀の一マルカは六〇ソリデイウスに値する。』 *Tractatus*, cap. 7. 本書三三三頁参照。

(註三) cf. Landry, Adolphe: *Essai économique sur les mutations des monnaies dans l'ancienne France de Philippe le Bel à Charles VII*, Paris 1910.

オレームより少く以前に、執筆せる羅馬法學者バルトルウスも亦、一般大衆が鑄造費用を負ふべきことを要求してゐる。その理由として、彼は然らざれば、法定價值と金屬價值とが一致せぬであらうことを擧げてゐる。而て、彼はあらゆる種類の鑄造費用を排斥してゐるからオレームよりはるかに首尾一貫を示してゐる。即ちオレームは造幣料を許容せる結果貨幣は、その素材、重量に於て正當であらねばならぬと云ふ彼の原則より事實上乖離せるのみならず、更らにオレームが鑄造費用以上のある超過量を許容せる點に於て、彼は再び鑄造權の恣意な行使の危険を増してしまつたのである。何となればかゝる超過分は、云ふ迄もなく王侯の手に歸すべきがためである。この最後の許容は更らに貨幣は一般大衆に屬すると云ふ他の原則からも乖離せるものであつて、論理的には、造幣料の利得も亦等しく獨り人民に屬すべきであると云ふことが、結論されねばならぬ筈である。これは恐らくオレームが鑄造王權と同時に、造幣料より生ずる利得をも王侯より取得しようとする結果かゝる一の妥協を承諾するに至つたのである。然乍ら、その結果恣意に利得を獲得せんとする危険が迫るに至つたことは彼自身よく意識してゐたのであつて、それ故に、彼は種々なる制限を設け、且又、多くの豫防策を講じ就中かかる利得は僅少にして而も法律的に規定されねばならぬことを述べてゐるのである。それにも拘らず、人はオレームが此處に於て、首尾一貫せざる不徹底の責任を負ふべきであり、且つ又鑄貨改悪の危険が尙依然として存続せるものと云はねばならない。

然乍ら、王侯の權利が自明のことと考へられてゐた當時に於ては、オレームがかゝる造幣料を讓歩したことは

あまりにも明らかなく、云はねばならない。今日に於ても、尙すべての國々は貴金屬所有者が、即時に鑄貨を欲する場合には、假令僅少なりとも、何かの形に於て造幣料を請求してゐるのである。バルトルウスも無償鑄造の要求を貫徹し得ず現在各國の政府が多かれ少なかれ、このことを承認するに至るまでには、尙幾百年の星霜が流れてゐるのである。従つてオレームがこの理想を達成することは到底見込なきことを感じたにしても、それは毫もあやしむに足らざることであらう。

複本位制

次にオレームがある事情の下に於ては、金銀の法的比價の變更は、許し得べきことであり必要なものであるとさへ見做したにしても、それは毫も價値安定せる本位なる彼の一般的原則より乖離するものではない。寧ろこのことは彼が複本位制の根本原則を充分洞見してゐたことを示すものであつて、即ち彼は、かゝる比價は尙二百年後ボーゲン(Böding)の如き人さへ信じた如く、決して自然法的に決定せらるゝのではなく、寧ろ、兩金屬の相對量の變移の結果變化するのであると云ふことを知つてゐたからに外ならない。例へば金が銀に比較して缺乏せる場合には、人々は比價を金に好都合に變移せしめねばならず、又逆の場合にはそれとは逆のことは行はねばならない。かゝる種類の貨幣變改は、實に經濟の利益のためになされるものであつて、それ故、貨幣は取引を容易ならしむる一つの人為的手段であるとなす彼の原則と全く一致するものである。

種々なる表記價額

オレームが大、小の表記價額を要求してゐるのも亦等しく取引の爲である。従つて人々は金貨と銀貨とを同時に、又銀が缺乏せる場合には、更にその外に混合貨幣を鑄造すべきであると云つてゐる。然らざる場合には最低の表記價額はあまりに小さくなり、その結果取引を攪亂する恐れがあるからと云ふのである。オレームは補助貨の近代的組織を知らなかつたが故に、實際に於ては假令銀が通常流通せる貨幣であつたにせよ、この複本位以外に問題解決の可能性を見出し得なかつたのである。オレームの確固たる本位の要求に従へば、凡ゆる鑄貨は、それが如何なる素材より成立しやうとも、等しく名目價値に一致せる金屬價値を有さねばならない。而してこのことは、實に金銀の自由鑄造の場合に於ても唯一の論理的なるものであつた。近代の補助貨幣或ひは名目貨幣が彼にとつて恐らく疑はしきものであつたことは無理もないことであらう。何故なら、封建的政府はそれ等が極めて少量のみ鑄造さるべきであり、又最後に決して本位貨幣とならざるものであることを保證しなかつたからである。

合金貨幣

オレームは貴金屬の合金に對しては決定的に反對の態度を示した。然らざる場合詐欺の危險が餘りにも大なるがためである。金銀貨は彼によれば全く純粹なる金屬から鑄造さるべきであつて、唯最低表記價額のもののみが銀の合金から鑄造さるべきである。金は一般に合金さるゝことを許されぬ。何故ならそれは不必要であり、且つ常に疑はしいものであるからである。純金、純銀は餘り軟柔で、その結果磨滅し易く、經濟に大損害となることをオレームは明らかに知らなかつた。何故なれば若し知つて居つたならば彼は正しく彼の一般的原理に従ひ、貴金

屬の軽い合金を欲したに相違ないからである。オレームが純然たる金銀貨の非經濟性を認識しなかつたことは、多少不思議に思はれる所であるが、然し彼の時代の鑄貨制度に於ける悲惨なる諸經驗よりして、彼は磨滅より生ずる損失は貴金屬の合金と必然的に結び付く欺瞞の危険、又封建諸侯の恣意なる本位政策に際して、必ず大混亂を惹起する所の欺瞞の危険とは何ら關係なきものであると云ふ見解を獲ち得たのであつた。

貨幣缺乏の際の鑄造

貨幣改鑄の主たる弊害は通常極めて急激にして且つ甚大なる流通の擴大であるが、然しオレームは貨幣の不足も亦經濟を著しく害することを知つてゐた。この理由からして、彼は貨幣不足の結果價格が痛く下落せざる様に、緊急の場合のために一時的の貨幣改鑄を許容したのである。例へば一國が王侯の身請の如きために、多額の貨幣を外國に送らねばならぬ場合には、貨幣の不足は當然憂慮さるべき問題である。従つてかゝる場合には鑄貨の重量か又は純分を減少しても良い。然し恣意なる改鑄を防ぐ爲に、オレームは多くの豫防手段を望んだのである。即ち第一に人民が貨幣改鑄を決議し、且つその方法と程度とを規定すべきであつて、王侯が行ふべきでない。更に受領國と何らの取引關係なく、且つ實際に、著るしき貨幣不足が憂慮せらるゝ場合にのみ貨幣改鑄が施行せらるべきである。第三に、貨幣改鑄は貴金屬が不足する限りに於てのみ存続すべきであると云ふのである。こゝに於てオレームは價格安定の問題に對して注目に價する深き理解を示してゐるのである。即ち彼は物價水準の落るしき動搖が憂慮せられる場合には、確固たる本位の要求さへも敢て緩和してゐるのである。

従つて、オレームが若し彼の時代の貴金屬生産を少しく詳細に研究したならば、彼は恐らく貨幣改鑄をかくも峻嚴に審判しなかつたであらうと思ふのである。封建諸侯特に佛國の諸王は第一に財政的根據より本位を悪化せしめたことは承認さるべきことであるが、然し經濟的根據からも又流通手段の擴張が必要であつたのである。即ち全歐洲は幾世紀以來貴金屬殊に金の恐しき缺乏に悩んでゐたのであつた。古い鑛山は一部分掘盡され、ある鑛山では未だ排水が出來ず、又新發見せられる鑛山は極めて僅かであり、且つその上幾世紀以來大部分の貴金屬、殊に金は東洋に流出せるため、残留せる僅少な分量にては實際擴大しつゝある取引の要求を到底充し得なかつたのである。それ故一般的に云つて、價格を法外に下落せしめざるためには貨幣の増加は一つの經濟的必要であつたのである。恐らく、オレームは、論争の興奮のうちこの點を看過したのであるが、然し彼の原則に於ける上述の乖離は、明らかに彼が貨幣缺乏の禍多き諸結果を認知しその結果それに對して一般的原则の例外を許したことを證明するものである。

然乍ら、このオレームが例外的場合を取扱ふ第二十二章が、彼の『貨幣論』の最初の版に於て缺けてゐる事は誠に注目に價する事である。ブリドレエは、かゝる貨幣論に於ける修正は、恐らく著者の政治的態度に於ける急變にその責があるものと信じてゐる。^(註一)即ちブリドレエは次の如く云つてゐる。第一版に於てはオレームは明らかに反抗的立場に在つた。従つて彼の言は鋭く、熱情的であり、否殆んど革命的ですらあつた。彼は凡ゆる貨幣改鑄に對し、よしそれが何人により、又如何なる事情の下に於て行はれ様とも、悉く之を排斥してゐるのである。然る

に首都の騷擾、ボアティエ戦に於けるジャン王の捕虜、祖國の危急状態からして、彼はかゝる状態に於ても、尙彼の原則を餘りに固持することは、禍であり、又祖國を危機に導くであらうと云ふ事を知つたのであつた。そこで彼は思慮深き人々と共に、シール皇子の味方になり、積極的に政府の内外の困難の解決に參與した。而て王侯を捕虜より身請すると云ふ例は、偶然に選ばれたのではなく、英國人の捕虜からジャン王を身請するための談判を暗示せるものであり、且つそれは佛國民の名譽、外國權力に對する佛國の政治的獨立に關する問題であるが故に、そのためオレームに於て、凡ゆる理論的思慮が背後に退かねばならなかつたのであらうとブリドレエは考へてゐる。

(註1) op. cit. pp. 407 sq. 53-55.

オレームの貨幣論の修正に關するこの説明は、確かにそれ自身極めて確からしく思はれるが、然しそれはブリドレエがオレームの論理的不徹底を少しく誇張し過ぎた觀がないではない。オレームの爲した制限及び彼が、かかる事情(即ち貨幣不足の危険)の下に於ては、貨幣改鑄を許し得るとした根據は、やはりオレームが此處に於ても尙根本的には貨幣は「交換を容易ならしむる爲の人爲的に發明された手段である」と云ふ彼の定義を固持してゐることを證明するものであらう。何となれば、貨幣缺乏の結果物價が餘り激しく下落せる場合には、それに適應せる本位政策によつてこれを豫防すべきだからである。

贋造及び磨滅による改鑄

オレームに依れば王侯が自己の權力よりなし得ると云ふ二つの貨幣改鑄の場合は、全く彼の原則と一致せるも

のである。即ち數多くの類似せる贋造貨幣が流通せるため最早眞貨と贋造貨幣を區別し得ぬ危険が生じたる場合には、王侯は舊貨の流通を禁じて、新貨を鑄造すべきであると云ふ。即ちそれは取引活動の安全の爲に必要な爲がためである。こゝではオレームは、彼の『貨幣論』に於て排斥せる如き改鑄を問題としてゐるのではなく、單に一般の安全のための改鑄を問題としてゐるのである。貨幣制度が不安になれる場合、それは最早便宜なる交換手段としての機能を充し得ず従つて當然改革されざるを得ないからである。

次に著しく磨滅せる鑄貨の流通を禁止し、これを改鑄することは、貨幣はその量目重量に於て正當でなければならぬと云ふ原則の必然的結果であり、従つてむしろオレームが磨滅貨幣は完全價値を有する貨幣によつて代替せられねばならぬことを欲する場合にのみ、彼は其原則を維持してゐるのである。従つてこゝに於ては氣儘なる改悪の危険は毫も存せず、それ故王侯は人民に、問ふことなく、かゝる處置を實行し得るのである。然乍らもとよりこの場合と雖も王侯が不當なる利益獲得の爲に機會を利用せざることが前提とされてゐるのである。

貨幣素材の選擇

鑄造材料としての貴金屬の選擇に關するオレームの見解は今日と雖も尙妥當する。事實、今日凡ゆる文明國に於ても尙、金銀よりヨリ良き材料は發見せられず、且つこれらの金屬のみ完全價値を有する商品貨幣をしての地位を保持し來つたのである。今日事實に於て、これらの金屬貨幣の流通少なしと雖も、貴金屬準備の上に打ち立てられた本位組織によつて、能ふかぎりの高き價値安定性が達せられてゐるのである。寶石や香料の如き貴重

なる植物が貨幣材料に適せぬことは自ら明白である。即ち分割によつて、價值を失ふこと——例へば大きなダイヤモンドは、同一量の二個の小なるダイヤモンドより、遙かに高き價值をもつ——と云ふことを除いても、後者は尙耐久性を缺き、前者は鑄造不可能である。而て、金銀と雖も絶對的に價值安定せる貨幣材料に非らざること、金屬本位に對する著名なる駁論の一つであるが、然しオレームも既に、金銀が價值變動をなすことを知つてゐたことは、注目に値する事實である。而て、彼が複本位を擁護したことは、彼の立場よりして當然の事柄であつてそれは金が大缺乏をなしたる場合には、單本位たる金本位は、全く不可能となるからに外ならぬ。而て尙今日と雖も金本位制は一般的制度とならず、且つ、それが一般的制度たらんとする場合には、銀貨國に於て、否恐らく金貨國に於いても、物價の大變動を惹起せずには置かないであらう。目下全世界は、著るしき本位制度の混亂に支配せられ、従つて當分の間、金本位制への一般的復歸は思考さるべくもない。而て人々がせめて戰前金本位國に於て、金を再び本位制の基礎たらしめんと欲しても、保有量は恐らくそれが新たに分配し直されたとしても尙不充分であり、少くとも長期に亘つては不充分たるを免かれぬであらう。何となれば、金の生産は取引量よりその増加の速度緩慢なるがためである。従つてその結果は物價下落を惹起し慢性的不景氣となるであらう。さればその上更に銀貨國が金本位を採用したる場合には、物價の下落は尙甚だしく、全世界の經濟は全く撓亂せられることゝなるであらう。これ實に今日に於ても少なからざる經濟學者より複本位制が、鑄造材料の缺乏の危険を豫防すべく困難なる問題の解決として推稱せられる所以である。

第三章 貨幣論に於けるオレームの貢獻

さて此處に於て、オレームの論文が一個の獨創的業績なりや否や、又この著者の如何なる思想が貨幣論に對する貢獻と見做すべきやと云ふ問題が生ずる。オレームの『貨幣論』の學的價值に關する諸家の見解は對蹠的に相異つて居る。一八六二年にその原文を『新たに發見せる』ロッシヤーは何の躊躇するところなくオレームを以て、『十四世紀の偉大なる國民經濟學者』となし、又彼自身の論文に於ても、オレームの意義を高調してゐる。^(註一)エンデマンの辛辣なる批判をも顧慮する所なく、ロッシヤーはその著『獨逸國民經濟學史』^(註二)に於て、彼の從前の論述を繰り返し、『バイル(Biel)(ロッシヤーは前の項に於て、バイルの經濟的見解を論じ、これに續く項に於て、その貨幣論を批評してゐるのであるが、このバイルの貨幣論たるや、大部分オレームの『貨幣論』から藉りたものである。——ラウレス註)は佛蘭西に於ける大國民經濟學者ニコル・オレームを土臺としてゐるのである。オレームは一三八二年リジウの司教として死亡し、その著『Vinctus de Mutatione monetarum……』(本來これは説教である!)は一つの鑄貨理論を包含し、その理論たるや一九世紀の諸見解に照合しても、殆ど間違ふ所なく、更に簡明直截なる言葉を以て述べられたることは、他の何物にも勝つて著者の堪能さを證明するものである。吾々は二重の點に於て、オレームを以て、最大のスコラの經濟學者と呼ぶことが出来る。即ち、第一には、彼の所説の眞

理なるが故に。しかし更に又、全體的には擬神學的體系付けより、細部的には擬哲學的論證法より、いち早く、且又根本的に解放せられたるが故に。』と述べてゐる。

(註一) この論文は『Ein grosser Nationalökonom des 14. Jahrhunderts』なる表題のもとに『Comptes rendues de l'Académie des Sciences morales et politiques』(LXII, 435 sq., Paris 1863) のうちに始めて獨逸語で印刷せられ、後ウオロウスキーによつて『Traité de la première invention des monnoies de Nicole Oresme』なる表題に於て佛譯出版がなされた。

(註二) 第二版 München und Berlin 1924 S. 24-25.

かくて、ロツシャーは何の狐疑する所もなく、オレームを以て、嘗にスコラ學派最大の國民經濟學者たるのみならず、又一般的に偉大なる經濟學者と見做してゐるのである。即ちそれは彼の貨幣に關する見解が今日に於ても尙大體に於て正しいが故である。ロツシャーの論文が現はれてより二年後に、羅典語の原文とその佛語譯を公けにせるヴロウスキ(Wolowski)^(註一)も、何の躊躇する所もなくこのロツシャーの見解に左祖した。

(註一) vergl. op. cit. Introduction p. X.

ロツシャーの賞讃は、誇大に失したるが故に、その反對論を喚起せることは何の不思議もない。エンデマン^(註二)は既に一八六三年、オレームの『新發見』などとは何ら云ひ得ないといふこと、又ロツシャーはオレームの意義を過大に評價してゐる旨を證明せんと努めた。然るにその後、ハインリヒ・コンツェン^(註三)(Heinrich Contzen)が、これに對してロツシャーの判斷に賛成した時、エンデマンはオレームの『貨幣論』の如きは肆意なる貨幣改惡の濫用を批

判せる幾多の論争書のうちの一つにすぎざることと證明し得ると信じて、再び論争を新たにしたのである。即ち彼は教皇インノセント三世の教書中に既に惡貨鑄造が斷罪されてゐることを示した後、續いて次の如く論を進めてゐる。即ち『この緊急的警告は(貨幣改惡を抑制せんとする——ラウレス註)、それ以來貨幣制度の濫用に反對する一聯の論争文の中に繰返され、これらの論争文は殆んどあらゆる國に於ける陋劣なる貨幣濫用に依つて絶えず新たなる刺戟を與へられたのである。従つてニコル・オレームの論争文も、かゝる著書の一つに屬するのであつて、彼のそれが唯一のものであるわけではない。彼の著書の所謂『新發見』には如何なる事情が存するものであるかについては、既に他の個所^(註四)に於て多くの人々の爲に注意しておいたのであるが、それは徒勞になつてしまつたかに思はれる。この『塵にうづもれた寶玉』の意義は、新發見の悦びのうちに(ヴロウスキーは要するにロツシャーの口眞似をして悦んで居り、コンツェンも亦その際なされた證明なんかには一向お構ひなく、相變らずこの悦びを一緒に味つてゐるのであるが)ロツシャーが與へた評價に於て、必要以上に誇張されてゐるのである。然乍ら好意的にして、事物に精通し、且公明正大なる著者(彼はその書の出版者達が口をそろへて述べてゐる所によれば、佛蘭西のシャルル五世の師傅であり、後にリジュウの司教となつた)の功績を拒否すると云ふ意味では更でない。……かくて人は……世俗的權力に反抗しつゝ、鑄貨制度に關する論争文のうちに言表はせるその大度に就いては尊敬の念を拂ふであらう。併乍ら、これは決して單一の孤立せる現象ではない。そこに述べられた思想は決して新しいものではなく、それは本質的には、トマス・アクイナス及び彼以後の多くの人々によつて既に

述べられた所のものである。^(註五)』と。従つてエンデマンの所見によれば、オレームの著書には何等の獨創性もないことになる。即ち腹藏ない言葉ではあるが、それは單に貨幣改悪について同じ繰言をくりかへし、又内容的にも、既に聖トマスの著書の中に言はれてゐること以外には何等云つてはゐないと言ふのである。

(註二) Die nationalökonomischen Grundsätze der kanonischen Lehre, Jena 1863, S. 75, Not. 331.

(註三) Geschichte der volkswirtschaftlichen Literatur im Mittelalter……2. Aufl. Berlin 1872, S. 130 ff.

(註四) vergl. obige Stelle der Endemannschen Schrift.

(註五) Endemann: Studien in der romanisch-kanonischen Wirtschafts- und Rechtslehre bis gegen Ende des 17. Jahrhunderts, 2 Bde. Jena 1874—83, Bd. S. 188.

それから凡そ四十年の後に、カウラ(Kaulla)は、オレームがその貨幣論をビュリダン(Buridan)から藉りたと云ふことを説へ出した。即ちカウラは、オレームの貨幣理論なるものは要するにビュリダンの價值論の特殊の場合たるに過ぎない、と言ふことを示めさうとしてゐるのである。曰く、『若しも後述する如く(オレームの)『貨幣論』の基礎をなす思想に對するオレームの優先権が否定せられるとすれば、それは、かの思想の發生史は(それが如何なる名前に結付いてゐるかと言ふことは無關係に)事實上の科學的興味を有さねばならぬと云ふ理由からである。即ちこゝに今日の人々が歸納的方法によつて基礎付ける慣はしになつてゐる貨幣價值に關する理論が、中世紀の一哲學者(即ちビュリダン)によつて、演繹的に、一の單なる一般的價值理論の適用として、定立されてゐると云ふ注意すべき事實が生ずるのである。^(註一)』かくしてカウラはエンデマン以上にオレームの獨創性を否定し、

彼に歸せらるべき功績についても更に詳論するところがないのである。

(註一) Rudolf Kaulla: Der Lehrer des Oresmius, in „Zeitschrift für die gesamte Staatswissenschaft,“ 80. Jahrgang, Tübingen 1909, S. 453.

そこで若し人々が以上の批評家のすべてに信を措くとしたならば、全然相反した結論に達することとなる。即ち、ロッシヤーに従へば、オレームは獨創的な思想家であり、偉大なる國民經濟學者であるが、これに反してエンデマンに従へば、オレームに歸せられる功績としては、たゞ、既存の教説を腹藏なき言葉で綜括的に述べたにすぎないことになり、更にカウラに従へば、オレームはその『師ビュリダン』の見解をその出典をも明らかにすることなく、唯繰返してゐるに過ぎないと云ふのである。その後佛蘭西の學者エミール・ブリドレエ(Emile Bridéy)は彼の詳細なる研究(註二)に於てオレームを再吟味し、その結果大體に於てロッシヤーの判断を確認して、エンデマン並びにカウラの所見を決定的に却けた。

(註二) op. cit. S. 2.

然乍らブリドレエは、オレームの時代には恐らく本位問題に關して幾多の著書が存在してゐたと言ふエンデマンの所説は認めてゐる。のみならず彼は斯る問題が三つの異つた學派に於て種々論ぜられてゐたことを明らかにしてゐる。即ち教會法學者、羅馬法學者並びにアリストテレス學者達は、オレームよりも遙か以前より、屢々通貨問題を論じてゐたのであつた。オレームの『貨幣論』の中に見出される思想は、大體何等かの形に於てこれら諸學

者によつて論ぜられてゐるのである。教會法學者達は特にグレゴリアン九世の教書中の『De jur. jur. ind.』と題された教會法のカノン(Quanto)から發してゐる。この點に關して最も明瞭に示してゐるのは教皇インノセンス四世の釋義であつて、彼はそのうちから、次の三原則を引き出してゐる。即ち貨幣の金屬内容は同量の地金と等しくしなければならぬが、但し鑄造費補充のために少量を控除することは許される。又造幣費用を補充した後には王侯に一定の利得を歸屬せしめることも宜しい。然しもし貨幣を變改すべき場合には、王侯は必ず人民の協賛を必要とする^(註一)と云ふのである。ホステイエンシス(Hostiensis)は教會法學者の貨幣論を更に幾分發展せしめた。即ち彼は、利得を得んが爲に貨幣を改悪する王侯は、罪を犯したものであり、従つて彼はその罪の償ひをしなければならぬと主張してゐる。然乍ら彼はこれについて若干の例外を認めてゐる。それは第一に人民の同意ある場合には貨幣の變改は許されると云ふこと、第二に羅馬皇帝の後繼者としての皇帝は羅馬の人民が羅馬皇帝に残りなく委任せる一切の主權を羅馬皇帝より繼承してゐるが故に、皇帝のみは人民の同意なくして貨幣を變改し得る。然し他の支配者達はこれと同様の權利を有せず殊に佛蘭西王に於ては然りと云ふのである。その外更にホステイエンシスは貨幣を以てする詐偽を分析せんと試みた。而て彼は貨幣に於ける三つの本質的要因即ち素材、重量及び流通價值(法定價值)が確定し、貨幣の變改にあつては、これら三要素のうちのいづれもが變化され得ると云つてゐる。^(註二)ここに我々は貨幣論に關する興味ある研究を持つものである。

(註一) Bridrey, op. cit. pp. 316 sq.

(註二) Bridrey, op. cit. pp. 327 sq.

教會法學者の貨幣論に關しては更に次のことが言はれる。即ち彼等は確かに貨幣に於ける個々の基本問題を取扱ひ、そのうちでも特に貨幣の商品性を論じ、且つ又支配者をして、人民の同意なくして貨幣の改悪をなさしめざる様に戒告したのであるが、然乍ら彼等が、この問題に關心を持つたのは、唯告懈聽取が問題になる限りに於てのみであつたが故に、彼等は決して完全なる貨幣論を發展せしめなかつたと云ふことである。カノン(Quanto)の基礎はそれから一の完全なる貨幣論を導出するにはあまりに狹隘に過ぎた。又王侯のうちでも特に皇帝の貨幣流通價值決定權を固執してゐるが爲に、教會法學者達の貨幣論は絶えず理論と實際との矛盾に陥つてゐたのである。彼等によれば、貨幣は一方に於ては完全なる價值を有すべきであるが、他方に於ては王侯が貨幣變改の權利を有してゐるのである。彼等が敢てなし得た唯一のことは、王侯をしてその權利を濫用せしめざるやうに、又若し貨幣の變改を行ふ場合には、少くとも一國の有力者等の同意を得べき良心的義務を彼等に負はすことであつた。

(註一) Bridrey, op. cit. pp. 332-34.

羅馬法學者は、本位問題を特に法律の見地から取扱ひ、經濟的若しくは理論の見地には全く觸れなかつたのである。而て彼等は特に貨幣支拂の問題に關心を抱き、その論ずる所は、單に羅馬法の原文の註釋に終始し特にユステイニアヌス法典の *lex I "de contrahenda emptione"* と同 *titulus X, lib. XI* の *"De veteris numismatis"*

potestate”の註解に過ぎないのである。アクルシウス (Accursius) は殊に貨幣は一の商品であり、その金屬内容はその法定價值と等しくなければならぬ、と云ふことを強調した。尤も、かゝる見解は、註釋された原文の誤譯に基いてゐたものであるけれども、アクルシウスも他の羅馬法學者も、この原則を實際に適用し様とは考へなかつた。然るにバルトルス (Bartholus) の學派は更に一步進めて、アクルシウスの原則を貨幣鑄造及貨幣支拂にまで適用した。バルトルスは、金屬價值と名目價值とは完全に一致しなければならないこと、又鑄造料は、若し之れを引上げた場合には貨幣は完全なる價值を有さざるが故に、決して引上げられてはならぬと云ふことを要求した。彼は金屬の價值は變動し得ると云ふこと、従つて貨幣の價值も必ずしも絶對的に安定せるものではないと云ふことを承認してゐる。而て彼はそれ故に王侯が價值を決定すべきであると云ふのである。然し、こゝにバルトルス説の弱點が存在することは明らかである。何となればかゝる王侯の權利こそ、貨幣濫用に門戸を開放せるものであるからである。

かくて羅馬法學者は貨幣の學的概念に到達したのであるが、この概念は最早かの教會法學者に於けるが如く王侯の良心的義務の上に築かれたものではなく、貨幣の經濟的機能の上に建設せられたものである。然るに、それにも拘らず、この羅馬法學者の説には大なる弱點が存在する。その理論は不完全であつて、即ち貴金屬の割合の問題が此處に於ては何らの解決をも與へられて居ないからである。且つその教説は餘りにも狹隘に過ぎた。何となれば原文の曲解によつてのみ、發展したる歸結に到達したるがためである。従つてそれが鑄貨の實際に影響を

及ぼすことの殆んどなかつたことは云ふ迄もない。このことはバルトルス自身甲を脱いで承認せる所である。^(註一)

(註一) vergl. Bridrey op. cit. p. 347.

以上の教會法學者と羅馬法學者の兩學派の外に、更にアリストテレス學派も既にオレーム以前に於て、本位に關する諸問題を取扱つてゐたのである。而てオレームも自稱せる如く、彼自身一個のアリストテレス學派に屬してゐるのである。^(註二) 尙この派には特にアルベルトウス・マグヌス (Albertus Magnus) トマス・アクィナス、バレイ (Burleigh) シ・ド・ローム (Gilles de Rome) の如き人々が屬してゐる。彼等はアリストテレスに於いて特に二つの思想が發展せしめられてゐることを見出した。即ちそれは貨幣の發明せられた目的と、貨幣創造の方法とである。貨幣の導入せられた目的は、直接的物々交換の困難に對して取引を容易ならしめんとするにあつた。アリストテレスに従へば、貨幣は、人民の一般的合意によつて創造されたものである。それ故、アリストテレスに従へば、貨幣は交換手段として並びに價值の尺度として役立つべく定められたものである。尙彼はその外價值貯藏手段としての職能を認めてゐるが、然しこれは決して彼が資本としての職能を認めたことではない。これについては既に述べた所である。

(註二) „Tractatus,” prolog. 本書一七頁參照。

アリストテレスの思想、即ち貨幣は一般的合意によつて創られたものであるとの思想は、明らかに、教會法學者にも羅馬法學者にも知られなかつた一要素である。貨幣にして若し人民の決議によつて創造せられたものであ

るならば、同様に又貨幣は新たなる人民の決議によつて、變改され得るのである。否それによつてのみされ得る。ここに、封建的な本位政策に對する攻撃點が存するのであるが、然しアリストテレス學派の人々はこれに關して最終的の歸結を引き出さなかつた。

貨幣の本位に關しては、アリストテレス學派の學者は、教會法學者や羅馬法學者に比して遜色をもつてゐる。即ち『政治學』^(註一)中の個所に從へば貨幣は鐵、銀等の如きものと等しく有用物であるが、『倫理學』^(註二)中の著名な個所に於ては貨幣は純粹なる法律の創造物であり、この法律によつてのみその價值を獲得し、且ついつでも新たな法律によつて無價值なるものにされ得ると云ふのである。換言すれば、アリストテレス説は不明瞭であり、且つ矛盾に富んだものである。而て中世紀のアリストテレス學徒は貨幣の商品性を強調することによつて、アリストテレスより離反して行つたのであるが、これは明らかに經濟的發展が彼等を驅つてそこにいたらしめたのである。このことはアリストテレスの『政治學』に對する聖トマス^(註三)の註釋ならびに『De Regimine Principum』に於て最も明らかに窺はれる。(この文書が假令トマス自身によつて書かれたのであらうとも、或ひは又彼の門人の一人によつて書かれたのであらうとも)その註釋に於てトマスは、貨幣の人為的性質に關するアリストテレスの教説を敘した後に、貨幣はそれ自身に於て、且又その起源より考へても、一つの自然的事物であると云ふこと、それは他の目的にも使用され得る一つの自然的事物であると云ふことを強調してゐる。即ち人は貨幣材料より容器、その他其自身物的價值をもつあらゆる種類の器具をも作り得るからである。^(註三)

(註一) 『從つて人々は一方に於て有用であると共に、他方に於て手頃で便利なるもの、例へば鐵や銀等を與へ又は受取る』
 一一致した』Polit. Lib. I, cap. 6, n. 4 in "Opera Omnia" tom. II, p. 506.

(註二) 『從つてギリシヤ人は貨幣を nomisma と呼んだが、この nomisma は nomos (法律) から由來するものである。何故なら貨幣はその本性によつては法律によつてその價值を有するものであるが故に、吾々は貨幣の代りに他のものを置代へ、又はそれを無價值のものたらしめることが出来るからである』Ethic. Lib. V, cap. 5, n. 8 in "Opera Omnia" tom. II, p. 130.

(註三) vergl. Bridrey, op. cit., p. 330

かくしてアリストテレス學派は可成り完全なる貨幣論を展開せしめたのであるが、それは實際に對しては何ら適用されざるものであつた。その理由は恐らく、オレームも嘗て暗示せるごとく、アリストテレス自身かゝる適用を行はなかつたことに存してゐるのである。^(註一)然しそれにも拘らず、彼等が貨幣理論に於てなした如く、實際に當つてもアリストテレスより分離し得たであらうに彼等は然うせず、實際に於ては全く封建的貨幣政策に固執してしまつたのである。唯『De Regimine Principum』の中に於て、王の良心に訴へかける試みをなしてゐるが、然しかゝる試みは實際に於ては、殆んど意味なきものに等しかつた。^(註二)

(註一) „Tractatus, cap. 17. 本書五八頁參照。

(註二) Lib. II, cap. 13 in op. cit. pp. 39—40.

然らばエンデマンが、オレーム以前に於て既に貨幣に關する夥しい文獻が存在してゐたと主張してゐるのは正當であらうか。このことに付いては殆どん疑ふ餘地もない。而も本位問題を研究するものに三つの異つた學派即

ち教會法學者、羅馬法學者及びアリストテレス學派さへ存在してゐたのである。とは云へ、そこからエンデマンの假定せる如く、明瞭に且つ首尾一貫して適用せられた貨幣論が存在してゐたと云ふ結論は得られない。成程あらゆる個々の問題は何等かの學派によつて論じられたにちがひない。然乍らこれらの分散せる斷片には全く關聯が缺けてゐる。教會法學者は何よりも道德的方面を取扱つたが、然しその理論は完全には發展せしめられなかつた。羅馬法學者も同様に、主として實際問題に論點を制限し、従つて特に貨幣支拂の問題を専ら論じてゐる。バルトルス學派は比較的間然する所なき理論を發展せしめたのであるが、然し同派はそれを實際に應用することを斷念した。反之アリストテレス學徒は、アリストテレスに劣らず、比較的完全なる理論を展開せしめたのであるが、然しそれを實際に適用することは殆んどなかつた。これらの三派は、實際に當面してはそれから脱却しやうと二三の試みをなしたが然し常に封建的貨幣觀に固執してゐたのである。

尙この外注意すべきことは、これら三學派は相互に補足し合はなかつたばかりでなく、故意に無視し合ひ、または公然と論難さへし合つたといふことである。従つてこれら三派の成果を綜合すると云ふことは問題外であつた。然乍ら全過程から推知し得られることは、これら三學派も畢竟するに同一事を追求してゐたと云ふことである。即ち、彼等は一の新たな貨幣概念と本位政策とを追求してゐたのである。蓋しこれは時代の貨幣政策と經濟の發展とが彼等をしてかく驅り立たしめたに外ならないのであつて、封建的貨幣概念と肆意的な貨幣變改とが中世末期の經濟に最早合致しなくなつたからである。貨幣は最早抽象的な價值尺度のみではなくて、商品とな

り又かゝるものとして資本機能を營むに至つた。此處に於て缺けたるものは、唯斷乎たる一步を踏み出して、新たな貨幣理論を大膽に且つ論理的に實際に適用すべき人物であつた。而て、かゝる人物こそ實にオレームその人に外ならなかつた。

オレームの功績は特に次の二點に存する。即ち彼は假令既存の斷片からにせよ、それより一の貨幣理論を建設し、且つこの理論を經濟的貨幣觀の上に打ち建てたことである。彼に従へば貨幣は商品であり、それは單なる抽象的價值尺度ばかりではなく、自己價值を有し、而もそれと交換される財貨と同價值を有するものである。第二にオレームはその貨幣理論を論理的に實際に適用し、封建的貨幣觀を斷乎として攻撃したことである。

オレームが幾多の思想を他の著者から藉り、或ひは少くとも藉り得られたことは何等疑ふ餘地もない。彼は貨幣理論に於ては特にアリストテレスの所説を藉りてゐる。然乍ら必要と思はれる場合には、アリストテレスより離れることも恐れはしなかつた。別して貨幣の本性に關する見解に於て彼は全く師から離れてゐる。『貨幣論』に於ては、彼は此師に關する一切の批評をやめてゐるが、しかしアリストテレスの倫理の翻譯に於ては、彼のその註で此師の所説に對して全く反對の立場をとつてゐる。アリストテレスはその著『倫理學』第五編第五章に於て、貨幣の價值は自然に存するのではなく、人間的合意によつて存するのだと言つてゐるが、然しオレームはその註に於て、然しそれにも拘らず自然的必然性によつて、吾々は貨幣を利用することを要求され、又強制せられてゐる。そうして一金屬はその性質により他金屬よりも貨幣鑄造にヨリ適してゐるのであると云ふことを附加し

てゐる。^(註一)而て、オレームはアリストテレスに對すると同様に、他の原典に對しても等しく自由を確保し、必要な場合には、聖トマスにさへ反對することも敢てした。^(註二)彼は幾多の古い著者、特にカシオドルス(Cassiodorus)を引用してゐる。このカシオドルスから彼は特に貨幣の商品性についての所論を藉りてゐるのである。それから更にイシドール(Isidor)やプリニウス(Plinius)などを引用してゐるが、これは明に彼がかゝる著者をも利用した證據である。彼自身その序文に於て、哲學に従ひ、而も特にアリストテレスの哲學に従つて、彼の命題を取扱はんとする旨を述べてゐる。彼は又教會法學者から若干の思想を受取つた。例へば貨幣の非生産性の思想(尤もこれは元來アリストテレスの思想ではあつたが)聖書に依る利子の禁止、金融業の拒否、種々なる職業の區別、最後に彼の價值學說に於ける素材としての財貨の價值要素等これである。然乍ら羅馬法學者から彼が學ぶ所あつたといふことは、これを證するに甚だ困難であり、又有り得べからざるものゝ如く思はれる。何故なら、彼は法律家に對しては特に好意を有して居なかつたからである。彼がバルトルスに依據してゐたとは考へられない。何故なら、彼の『貨幣論』が世に出た時分には、バルトルスの著書は未だ佛蘭西に於て殆んど識られてゐなかつたかに思はれるからである。彼の引用の大部分は、アリストテレスとその註釋家に、特にアルベルトゥス・マグヌス、トマス・アクイナス及びバレイに由來するものである。

(註一) cf. Bridrey, op. cit., Appendice D. p. 703.

(註二) vergl. Bridrey, op. cit. p. 416.

オレームは彼の貨幣の商品性に關する見解に於ては、アリストテレスを凌駕したが、然し貨幣の價值貯藏機能については、彼は遂に論及しなかつた。この資本機能を全く缺いたといふことは、オレーム貨幣理論に於ける一弱點であり、或る點に於て、一つの退歩でもある。然乍ら良質の本位に必要な諸屬性、即ち金屬に於ける手頃な形態、可分性、堅さ、鑄造可能性、種々なる表記價額の必要等々は疑ひなく著者に於ける特別なる財寶である。彼は金銀比價に關する思想は之を、先行者の著書から藉りたかもしれない。然乍ら彼はこれをば彼自身の説にまで改造發展せしめたのである。

更にそれ以上偉大なる點は、彼の本位政策に於ける獨創性である。この點に關しては彼以前の著作はすべて小心なる試みにすぎない。オレームは他の三學派に對立して、貨幣の封建的見解に斷乎として反對し、王侯に對して流通價值確定の權能を拒否し、公然と貨幣は人民に屬することを宣言した。この最後の思想はそれ自身としてアリストテレス的ではあるが、然しアリストテレスも彼の註釋家も決してこの思想を發展せしめなかつた。精二三の註釋家が輕微に之を暗示したに過ぎない。而てオレームも自ら貨幣改鑄なる惡習は、アリストテレスに未だ知られず、^(註一)カシオドルスの著書の或個所で之に觸れられてゐるに過ぎないといふことを説明してゐる。これは少し云ひ過ぎかも知れないが、然しオレーム以前に於てかゝる濫用に對して敢へて反對をなしたるものは一人だにないといふことは疑ひもなく正しい。しかし恐らくオレームは、彼の著作の實踐的部分に對する刺戟は之れを實際家から得られたものであらう。このことはこれに照應する出典が尙十分に究明されてはゐないけれども

極めて有り得べきことである。就中、王儲の顧問としての彼の公的地位のため、本位の實際問題に對して一層深い洞察をなし得たのであらう。種々なる種類の貨幣取引人、兩替商、遺言執行人、相場師等に關する詳細なる記述を讀めば、オレームが如何に金融界の實務に通曉して居つたかと云ふことが判明し、従つてその貨幣論に於てこの問題が吟味され得た所以が充分首肯され得るのである。

(註一) "Tractatus", cap. 18 本書六一頁参照。

(註二) "Tractatus", cap. 18 本書六一頁参照。

以上の如き貢獻の外、オレームの論文に於ては殊にその形式が新しい。それまで貨幣問題は唯副次的に又倫理的・法律的哲學的問題との關連に於て取扱はれた。その結果は斷片的貨幣論に過ぎないものとなつた。然しオレームの論文は一つのまとまつた貨幣論であり、此點で少くとも吾々の知れる限りの從來の貨幣に關する論述と全くその選を異にしてゐる。^(註一)又オレームがスコラ學者の常套的演繹法から離れてゐることも注目すべきである。敘述は連續的・體系的・説明的で唯後から附加された數章に於てのみ演繹法を用ひてゐる。其形式は簡潔で立言も力強く大膽で、又着想も豊富にその取扱ひも根本的且つ網羅的である。

ロッジャアが感激的賞讃を以て少し誇張し過ぎたとすれば、エンデマンは之に反し確かにオレームの業績を不當に輕視してゐる。此『論文』の中の若干の理念は、既に何等かの形に於て全體としての此等三學派によつて取扱はれてゐたにせよ、一つのまとまつた貨幣論への總括殊に首尾一貫せる明瞭な理論の實際的應用は、そこには尙缺

けてゐたのであり、而して確かにオレームこそ此二業を成し遂げた者である。

カウラの主張に就て見ればオレームは其の考へをビュリゲンより借用せる者であり、之に反しブリドレエは優先權はビュリゲンよりもオレームに與へられることを證明し得ると考へた。ビュリゲンはオレームより年上であるにせよ、ブリドレエの説明によれば、オレームの『貨幣論』はビュリゲンの貨幣を扱つた著作より先であるらしい。ブリドレエはオレームの此作の年代が從來考へられてゐたより早いものと考ふべきことを證明せんと欲した。此『論文』の重版に對する彼の證明は頗る有力なものであり、恐らく決定的なものであらう。ブリドレエの見解によれば第一版の出現は一三五年以後たり得ない。何となれば當時のオレームは最早王子側の反對者ではなく、公然とその味方をしてゐるからである。定説はオレームが此著をシャルル王^(註二)の爲に著したことを主張してゐる。

(註一) P. Kehl 近著 Die Steuer in der Lehre der Theologen des Mittelalters (Berlin 1927. S. 44) に於て、オレームと同時代の Petrus Antiholus Allobrogis も一三六〇年頃貨幣に關する論文 (De Moneta) を書き自ら之を指摘してゐることを敘べてゐる。不幸にして此論文は今以て公にされてゐない。更にケールの主張によれば、此頃殊に貨幣の改鑄や改悪を扱つた尙其他の多くの貨幣論が發表された由であるが、此等の論文の中今日まで傳はれるはオレームのものだけである。

(註二) op. cit. pp. 310-11.

此事は又佛譯の最後の章からも推論出來る。^(註一)然しブリドレエの考へによれば、オレームの如き人物でさへ支配者の顧問として斯る苦言を呈することは敢てしなかつたであらうから、此第一版がシャルル王子に獻けられたと

は考へられない。其故その論調の遙かに緩かになつた第二版になつてやつと王子に獻けられたものであらう。然しブリドレエはオレームの此論文がシャルルの貨幣改革後に至つて奉呈されたといふことは恐らくありさうもない否全く不可能だと考へてゐる。何となればそれでは該論文は實益なきのみならず又シャルルも、重大事件に臨んで彼の常になした如く、貨幣改革といふが如き重大事に當つては側近の賢者殊に彼の信任厚き顧問官オレームには尙更忠告を求めたであらうから。事實上シャルルの貨幣改革はオレームの貨幣論の根本思想によく合致して居り、ブリドレエの如きは既に此一事を以ても、此論文がその緩和された形に於ても一三六〇年以前に發表された證據とするに足ると考へてゐる。ランドリイはオレームの此論文が一三六〇年以前に公にされたことを尙疑つてゐるが此貨幣改革に際してオレームがシャルルに忠告を與へたことは確からしいとしてゐる。

ビュリダンには非ずして、オレームに優先権のあることをブリドレエは次の如く立證せんとしてゐる。即ちカウラは極く最近までの定説に従つてビュリダンは一三五八年に死んだと假定してゐるが、然し最近の研究によれば彼の死は一三七二年に當ると。そこでブリドレエは内部的理由からビュリダンのアリストテレス『政治學』註(そこで主として彼は貨幣論を扱つてゐる)は一三六〇年以前のものではなく、従つてオレームの優先権は争ひ得ぬものと結論してゐるのである。このブリドレエの論據は有力なものであり、従つてオレームの優先権は、多分の確からしさを有つてゐるにせよ、然し此問題は尙争ひの餘地を残すであらう。

財政學者としても、オレームは大いに尊敬に値する。而もロッシヤを始め其他のオレーム研究家もごく最近ま

で此事を看過して來たらしいことは不思議である。最近パウル・ケールによつて始めてオレームは最大のスコラ的財政學者たるのみならず又『アダム・スミスによつて樹立された相當性、確定性、便宜性、安價性の課税四原理はそれよりすつと以前にその代辨者をもつてゐた』^(註三)ことが立證された。然りオレーム始め一般のスコラ學者は、殊にスミスのやうに國家の施す奉仕ではなく、課税支拂者の支拂能力をば課税の基礎並びに規範と考へた點^(註四)に於て、スミスより先んじてゐたのである。

第四章 オレーム貨幣論の意義

上述の如くシャル五世の貨幣改革は全くオレームの『貨幣論』に従つてなされたのである。従つてその成否を以てオレームの所論の正否如何を知り得る。さてヴオロウスキイの反對主張^(註五)にも拘らず、此の改革の効果が非常に悪かつたといふことは、一つの悲しむべき事實である。一三六〇年十二月三日の勅令を以てシャル王子は如何なる點に於てもオレームの要求に應ずる價值持続的な貨幣を發行し、彼の在世中は之を變革すべからざる旨を約束した。此の約束をば彼は忠實に良心的に守つた。若干の小變革は全くオレームの原則に従つて成され、従つて此の貨幣は一三六〇年乃至一三八四年間實際上變革を加へられなかつた。然し此の鑄貨改革の結果は決して勇氣付けるやうなものではなかつた。

(註一) 『上述の所論は自負も自信もなく書かれたものであり、博識賢明なる人々の鑑定殊に親愛にして尊敬すべき貴下の御鑑定に従ふべき』 Wolowski, op. cit. p. LXXXVI.

(註二) op. cit. p. 162.

(註三) P. Kehl, op. cit. S. 287.

(註四) T. Laures, The Political Economy of Juan de Mariana, New York, 1928, pp. 198—99 參照。

(註五) op. cit. p. XLV. (Introduction).

人民は新しい貨幣を充分に知らず、残念乍ら回収しなかつた舊來の表記價額の貨幣に固執した。その上新貨は

餘りにも價值が高過ぎた。従つてその結果大部分のものが國外に流出してしまつた。それは國內よりも國外の方でより高い價值を有してゐたからである。更に舊貨幣から新貨幣への移行は、經濟的不景氣を伴ふ甚だしい物價下落を齎らした。その外更に、多くの人々がこの改革に反對し、殊に、貴金屬商に於て甚だしかつた。彼等は直接に人民の反抗を煽動した。又王立造幣所の内部からも、改革に反對が起つた。それは造幣官連がその業務から最早充分なる利得を得ることが出来まいと信じたからであつた。又王は貴金屬商に全金屬價值を拂はず、そのうちより造幣料を差引いて手渡したので、貴金屬商は金屬を抑留した。その結果鑄造金屬は常に不足を告げた。斯様な理由やその他の不明なる理由から、貴金屬の價格が騰貴し、先づ最初に金が、それから後に、更に一層銀の價格が騰貴を示した。其の結果、兩金屬の價值關係が變動して、鑄貨比價は市場比價に一致せず、ために過少に評價せられた金屬は國外に流出してしまつた。斯様に新貨幣がどしどし國外に流出せる結果、引續き新たに鑄造を行ふにも拘らず、絶えず貨幣は不足し、その爲國內には外國から贋造貨幣が横溢すると云ふ結果を齎らしたのである。然乍らこの貨幣改革の主要缺陷は財政問題の未解決にあつた。王は最も豊富なる収入の源泉たる貨幣を失ひ、而もそれに對して何らの代用物を得ることが出来なかつた。そこで直接税の採用が、貨幣改革に對して必要な補充となつたのであらうが、オレームもその當時の人々もそれについては何ら必要な理解を持たなかつたためそれはそのまま沙汰止みになつてしまつた。一般公衆が納税の必要を悟るまでには尙相當の長時間を必要とした。そこでシャルは、他の方法で必要な金額を得ようと試みたのである。

オレームはその著『トラクタトゥス』の第二版に於て、突然の國民的恐慌時に於ける金銭調達の一の手段として強制借入を提議した。^(註二) シャールはこの提議を容れてその方法を盛んに使用した。更に又彼の父の爲の身請金を數年間に亘つて割當てるためにも、彼は人民をして次第に納税に慣らす様に操縦すべきであつた。人民がその王を身請けする爲に當分税を支拂ふことに同意するだらうと云ふことは、一應豫知されるべきことではあつた。それは祖先傳來の支配者に對する忠誠と國民的名譽に關する問題だからである。然乍らシャールがその後にも、人民が尙容易に税を支拂ふだらうと信じたならば、それは根本的に思惑ちがひだつた。實際に於てはその身代金の金額も全部は支拂はれなかつた。のみならず英吉利との戦端が再び開かれたため、更に多くの税が支拂はねばならなくなつた。税は非常に重くなり、佛國は英吉利との長期の戦役の爲に全く疲弊し盡した。その結果慘澹たる困窮が惹き起され、人口は恐ろしく減少した。だから一三八〇年王が永眠した時、人民はみんなホツと安堵の息をついたのである。王の歿後四年にして、再び貨幣の變改が始められた。

(註一) *ibid.*, p. XLV.

(註二) 人民はこの目的のために集合しなければならぬから、若し集合が可能なる場合には、私は明かに言ふ。然し若し時態が切迫して人民を召集することが出来ない場合、又極めて瞬間的なるため後に自ら明白になる様な場合には『沈黙』してと云ふ。而てこの場合に於ては、王侯は彼の臣下の財産を要求することが許されるのである。然乍ら決して貨幣改悪によつては無く、借入の方法によるべきであつて、この借入は又從來完全に償還されるべきものである。"Tractatus", cap. 24. 本書七五頁参照

以上の如く貨幣改革の直接の成果は、オレーム貨幣論の正當性と堅實性とを證し得なかつたに拘らず、今日彼の根本原則は一般に承認せられる所である。惟ふにこの改革が頓挫を來たしたことは、恐らく時期尙早だつたこと、又は不利なる政治的諸條件の下に行はれたこと、更にこの改革が、若干の失策、例へば舊貨幣を回収しなかつたり、人民の心理状態を無視せる造幣料政策を行つたことのために起つたのであらう。然し特に、王室財政が貨幣鑄造權を失つたことに對して、何かの補填をなすべきことを全く等閑に附したことも重大なる意義をもつのである。然乍らこれに對してはオレームの如き人物さへ理解を缺いてゐたのである。

オレームの勞作が後世の文獻に對して與へた影響を確かめることは甚だ困難である。兎も角『トラクタトゥス』そのものは保存せられて來た。このことは幾多の印刷及び寫本が證明してゐる。最初に印刷された版は一四八三年ケルンのゲルソン版である。これは翌年巴里で復刻された。ブリドレエは全部で十七を下らざる諸版を數へてゐる。その中の最後の版は一八世紀の終り獨逸に於て(ハンノウヴェル、一七八五年—一七九七年)に現はれた。従つて原本は古典學者の時代までに幾多の版によつて普及された。

先づ『トラクタトゥス』が直接の影響を與へたのはビュリゲンであるが、更にカブリエル・ビイルに對しては一層明らかなる影響を與へた。然し此論文は三つの學派に對しては、アリストテレス學派に對してさへ殆んど影響を與へなかつたやうに思はれる。而てこれらの諸學派は互に無視し合ひ、努力して獲得せるものも、その一部分を再び放棄してしまふに至つたのである。オレームの明瞭なる影響は一六世紀及一七世紀の專攻論文に於ては

じめて確定され得る。ボードン (Bodin) もモンクレティアン (Moncler) も又コペルニクス (Copernicus) もオレームの論文を知らず、又利用しなかつた様に思はれる。同様にスカルフイ (Scarluffi) 及びダヴァザティ (Davanzati) 等の伊太利の論者に關しても云はれる。唯これに反して、ライン地方及フランダース學派の人々はオレームを確に知つてゐた。ブデリウス (Budellus) はオレームに依存してゐるが、彼はビールの著書に於てオレームの所説が引用されてゐるのを見出してゐる。^(註一) この學派の最も興味ある著書で匿名にて著はされた『オレーム註』(Notae in Oresmum) はブリドレエの言ふ所に従へば、一六世紀末又は一七世紀初めのものである。佛蘭西の學派に於ては、ボワザアル (Boizard) 及びブウトルウ (Bouteroue) は明らかにオレームの影響を受けてゐる。專制君主たるルイ十四世の時代に書物を著はしたブウトルウは人民の権利については勿論沈黙を守つたが、理論上は屢々オレーム若くはその後繼者たるビイル並びにブデリウスに文字通り追隨した。

(註一) Renerus Budellus Ruremundanus: De Monetis et numaria. Coloniae Agrippinae anno MDLXXXXI, p. 21.
(註二) op. cit., p. 686.

オレームが英吉利に於ても、信奉者を得たことは一五世紀に既に『トラクタトゥス』の英譯が試みられたのによつても窺はれる。然しこの翻譯は完成されなかつた。^(註一) 英吉利の古典學者がオレームを知り、又は利用したかどうかは今日に至るまでは尙ほ充分に究明されてゐない。ブリドレエ^(註二) (Bridrey) は英吉利最古の造幣官バアボン (N. Barbon) ライス (Rice) ヴォガン (Vaughan) ロバート・コットン (Robert Cotton) 及びペティ (W. Petty) 等

の著書に於て、彼等がオレームの此論文を知つてゐなければならぬと思はれる箇所を發見せんとしてゐる。又、偉大なる古典學者達は必ずオレームを知つて居り、且彼より影響を受けたにちがひないと彼は信じてゐる。又彼は『エディンバラ評論』^(註三)の中の一匿名筆者の論文を指示してゐるが、この論文の筆者は諸學者を首肯せしめるには足りない説明法を以てではあるが、アダム・スミスがその著書に於て明らかにオレームに共鳴してゐることを見出さんとして居る。『獨逸商業史』の有名なる著者フィッシャア (Friedrich Christoph Jonathan Fischer) が『富國論』の世に現はれた直後に、その著『獨逸商業史』に於て(ハンノウェル一七八五年—一九七年)、オレームの『トラクタトゥス』から幾多の比較的長い引用をしてゐるのは決して單なる偶然ではない。尙又この時代の佛蘭西の百科辭書家はこの『トラクタトゥス』の存在を證明してゐる。例へば、『トレゾオの辭書』(巴里一七五二年)の如きこれである。又これと同時代の伊太利人ガリアニ (Galiani) もこのリジュウの司教の權威に論據をおいてゐる。^(註四)

(註一) W. Cunningham: The Growth of English Industry and Commerce during the early Middle Ages, Cambridge, 1922, p. 355.

(註二) op. cit. p. 672.

(註三) その個所に於て次の如く云つてゐる。(Bridrey, op. cit., p. 673, Fussnote 1) 『貨幣の起源と使用とに關するオレームの初歩的提議と富國論の有名なる第四章との間には形態に於て著るしい類似が存在してゐる。自然的富と人工的富との間に引かれた區別は、近代經濟學者が、使用價值と交換價值との間に引いた區別と正に同一である。(Edinburgh Review, 1966, t. 123, p. 90)

(註四) Bridrey, op. cit., p. 673.

第五章 結 言

前述の詳論に依つても明らかなる如く、オレームの意義とその獨創性とに關して誤らざる判断を下すことは容易ではない。オレームを激賞するロッシヤの著作が現はれて以來、他の史家は彼に獨創性が全くないとは云はないまでも、リジュウの司教の功績を斷乎として否認してゐる。然乍らブリドレエの根本的研究はその主要點に於て、オレーム研究を完結したものであり、且つこのリジュウの博學なる司教に對して貨幣理論史上に於て、彼にふさはしい地位を與へてゐる。

オレーム以前に於て既に、幾度か貨幣問題が論ぜられ、且つ異なれる三學派がこの問題を取扱つたことは一般識者の承認するところである。従つてオレーム以前に既に彼が『トラクタウス』のために調べ、且つ利用し得た所の文獻が豊富に存在してゐたのである。夥しい引用文と序文とは、オレームがただにアリストテレスのみならず、他の多くの人々、特に哲學者達の著書を利用したであらうことを證明してゐる。このことは、就中、彼の貨幣理論に就て云ひ得る。成程、貨幣理論の個々の問題は、既に何らかの形に於て、三學派のいづれかによつて取扱はれてゐるが、然し、それは大部分單なる斷片に過ぎず、決して完全なる理論ではなかつたのである。そのうちでも最も完全と云はれるバルトルスの貨幣論でさへ、少くとも一つの大きな缺陷を示して居り、且つこの

理論がオレームには未だ知られてゐなかつたことはかなり確かなことである。カウラは、オレームがビュリダンの従つてゐると主張してゐるけれども、これは殆んどあり得ないことである。と云ふのはオレームの『トラクタウス』はアリストテレス『政治學』に對するビュリダンの註釋より以前に世に出でたからである。従つて結論的には完全なる貨幣理論を樹立せる功績は兎も角オレームに歸せられると云ふべきである。このことは形式を見ただけでも判明する。教會法學者羅馬法學者及びアリストテレス派の學者でさへ、大體に於て前著の註釋に止つてゐたのであるが、オレームは彼の論文を専ら貨幣に關する專攻論文の形で示してゐるのである。今日まで知られる限りに於ては、この論文はこの種の最初の論文であり、そのうちに著者の少なからざる功績が窺はれるのである。更に、この『トラクタウス』は一の完全なる貨幣理論を提供してゐる。貨幣の商品性は殆んどあらゆる章に互つて何らかの形式で強調され、全理論はこれに立脚して建設せられてゐるのである。價值安定性の意義は明確に認識せられ、不安定なる本位が齎らす經濟的損失は明らかに暴かれてゐる。彼が良き本位に必要な諸屬性を數へ挙げたことは此の著者の獨創と見做すべきである。貴金屬が價值變動をなすことはオレームも知つてゐた。従つて彼は金銀の法定比價を時々變更することは許さるべきことであり、且つ必要とさへ考へた。『グレッシヤムの法則』の現象も、それから二百年後、トマス・グレッシヤムが定式化したと同様な用語に於てではないが數個所に於て觸れられてゐる。貨幣の資本性は、成程、形式的には充分に論じられてはゐないが、然乍ら、商業並びに全經濟に對する貨幣の重要性が強調されてゐることに依つて充分暗示されてゐる。又貨幣鑄造料の問題

は、幾分著者の根本原則とは撞着してはるが、一應の解決は與へられてゐる。

オレームは自らアリストテレス學徒を以て任じてゐるが、アリストテレスの見解が正しくないと思はれる場合には、躊躇なく師から離反してゐる。同様の自由を彼は、假令トマス・アクィナスであらうとも、他の權威者に對しても自ら保持してゐるのである。彼が他人の説を藉りる場合に於ても、その説は彼の特徵とでも呼ぶべき程彼の手によつて變形されてゐるのである。教會法學者並びに羅馬法學者の貨幣論はそれ等が狹隘にして、不安定なる基礎の上に建られてゐたが故に、遂に何らの實も結ばずに終つたのである。註釋付きの原文は、それが牽強附會の解釋をなされ、若くは誤つた解説を附せられた時のみ、有效なる基礎となり得たのである。反之オレームはその貨幣理論を貨幣の經濟的意義に基づいて樹立し、而も單に經濟的事實に適合するばかりでなく、今日に至るまで尙大體に於て妥當性をもつ所の理論を創造したのである。それ故に、實際に於てオレームこそ眞に新たな貨幣理論を創造したと言はれる。

實踐への理論の適用に付いては、オレームの功績は議論の餘地なき程明白である。三學派は大體に於て貨幣の商品性を認識してゐたとは云へ、然し、彼等は決してそれに相應すべき結論を導き出さなかつた。と云ふのは、これ等の學派が封建諸侯の遂行せる本位政策に對して斷乎たる反對の立場を採らなかつたからである。成程、教會法學者は王の良心に訴へたとは云へ、王に對して流通價值決定の權を積極的に承認した。羅馬法學者はバルトルス學派は例外として、一般に鑄貨變改の問題を取扱はず、バルトルス自身諦めて、到る所に惡貨が鑄造されて

みると公言せざるを得なかつた。一言にして盡せば、教會法學者も羅馬法學者もアリストテレス學派もすべて封建的貨幣觀に固執してゐたのである。

それ故に、多少の誇張はあるとしても、オレームが、カシオドールの著書の中の只一個所を除いてはアリストテレスに於ても、又歴史書に於ても、鑄貨改惡に關する何ものをも見出すことが出来なかつたと主張してゐるのは、ある意味に於て正當である。換言すれば、彼は自己の本位政策を彼自身の業績と見做してゐるが、それは正に正當である。貨幣は一般的決議によつて創造せられたものであり、従つて新たな決議に依つてのみ、舊貨幣は新貨幣に代置せられ得るのであるとアリストテレスが強調したならば、この點に於て、アリストテレス學派が全く無視せる一つの契機が示されてゐるのである。こゝよりオレームは次の如き結論を引き出してゐる。曰く『貨幣は人民に屬するものであつて、王侯に屬するものではない』と。又曰く『貨幣を變改し得るものは人民であつて王侯ではない』と。かくて彼は封建的貨幣概念に對して斷乎たる反對の立場をとつてゐるのである。茲に未曾有の改新が意味されてゐるのであり、これは又誠に中世的考へ方より大膽に一步前進せるものである。彼の思想は確かに兆してはゐた。然乍らかゝる思想を公然と言表する勇氣を持したことは誠にオレームにして初めてなし得た所である。人民は益々頻繁になりつゝある貨幣變改の悲しむべき結果に呻吟し、更に轉換を閲しつゝある經濟は激しき流通價值變動のために名狀し難き混亂に陥つたのである。茲で對策が講ぜられねばならなかつたそしてオレームは極力之を要求した。彼の『貨幣論』の第一版に於て彼は斷然如何なる貨幣變革にも反對し、そし

て時勢の要求に押されて彼が後に此意見を少しく緩和したにせよ、鑄貨の經濟的意義をば彼は決して看過しなかつた。國家的危機に當つての貨幣改悪をばオレームは止むなきもの否必要なものと考へたにしても、この鑄貨の堅實性の原則よりの離脱と見えるものも支拂手段の逼迫によつて全く是認されてゐる。支拂手段の逼迫と物價下落とは經濟の大變動を意味するが故に、之に比すれば貨幣改悪は尙いくらか輕い害悪と考へらるべきものである。更に貨幣改悪の形に於ける物價騰貴は課税の最も利益的、公平的、經濟的、便宜的、公正的、普遍的な形式である。此短い説明に於てオレームの示す課税原理の深い知識は、之を以て彼を獨り中世に於けるのみならず又其れに次ぐ幾世紀かの最大の財政學者と目せしむるに足るであらう。獨逸の財政學者等が此點によりより業績を擧げたであらうことも考へられるが、今日までの所、此等に就ての詳細なる研究は尙缺けてゐる。兎に角オレームの租税論は後期スコラ學者の其れよりも完全であり、殊にオレームの貨幣論文はスミスの『富國論』より四百年以上前に發表されてゐるにも不拘、スミスの其れより優れてゐるのである。

終りにオレームの本論文はその形式からいつても重要な業績を擧げてゐる。中世スコラ學者の扱ひ難い冗長なその上無味乾燥な演繹法を以て綴られた著書に比すれば、此學問的たると同時に頗る實際的なソルボンヌ大學教授オレームの體系的にして而も力あり雅趣ある明瞭な敘述は一大進歩と稱し得る。夥多の引用は彼の學殖と博覽とを示すものである。此『トラクタトゥス』の印刷された初版及び第二版は最古の印刷物の一に屬するが幾版も重ねたことは、彼が十八世紀末葉までよく讀まれたことを立證してゐる。

オレームが其後の貨幣の發達に及ぼした直接的影響が非常に少いことは不思議とするに足りる。之は全くオレームの意見に従つてなされたかのシャルル五世の貨幣改革が非常に不幸な結果を招いたことから一部分は由來してゐるのであらうか。兎も角、オレームの母國である佛蘭西に於ても、彼の勞作の影響は十七世紀の中葉になつて始めて漸く明らかとなり、ルイ十四世の專制政治が『トラクタトゥス』の著者の峻烈なる批判に對して明らかに耐へ得なくなつた時に於ても、唯貨幣理論に關してのみ影響を及ぼしたことは誠に奇怪なことである。

然乍ら、オレームの影響は十六世紀及び十七世紀の貨幣に關する論文に明らかに看取される。さうして、英吉利の古典學者がオレームの『トラクタトゥス』を利用したか否かを確定することは興味ある研究であらう。

然しともあれ、彼等がオレームを知つてゐたことは明らかである。なぜならば、幾多の版でオレームの著書は普及してゐたからである。前世紀の中葉に至つて漸くオレームの書物は一般に學界に知らるゝに至り、先づ佛蘭西ではミューニエ(Munier)に依つて、その後間もなく獨逸ではロッシャーに依つて、又ロッシャーと共にヴォロウスキに依つて紹介された。其後オレームの功績は種々論議されたが、遂にブリドレエが上に屢々引用した著書に於て、貨幣論史に於て彼にふさはしい地位を最終的に與へたのである。

(註一) ヴォロウスキによれば、ミューニエは彼の著書『Essai sur la vie et les ouvrages de Nicole Oresme』(Paris 1857)に於てオレームの意義を述べ、又エム・ブロンナー・ドナキー(M. Lecointre-Dupont)も同様に、彼の『Lettres sur l'histoire monétaire de la Normandie et du Perche』(Paris, 1846, p. 46)に於て、オレームの勞作に言及してゐる。vergl. Wolowski, op. cit., Introduction p. IX.

オレームは古來の貨幣文獻より多くの刺戟を得たであらうし、又貨幣理論に於ける個々の諸要素は斷片に彼以前の人々によつて論ぜられたであらうけれども、最初の完全なる貨幣理論が此リジューウの司教の功績であることは疑ひない。さうして、この理論の實際への適用も彼以前の如何なる思想家によつても彼程熱心に、且つ痛烈には促がされなかつた。オレームは貨幣の商品性を究明し、この理論と調和せる本位政策を要求した。而てこの兩者こそ彼の永續的功績である。

第二編 ガブリエル・ビイルの貨幣論

序 言

貨幣問題を研究せる他の一人の興味深き中世思想家は、有名なる唯名論者ガブリエル・ビイル (Gabriel Biel) であつた。彼は一四一八年より一四三〇年の内に於て、ライン河畔のシュバイヤー (Speyer) に生れ、ハイデルベルヒ、エルフルト、ケルンで研究した後、一四六二年マインツの司教座聖堂付説教師となつた。その後間もなくマリエンタールの『共同生活の兄弟會』に入り、後ブツバッハ (Butzbach) の聖マルクスの院長となつた。ヴェルテンベルクのエバーハルト伯 (Graf Eberhard von Württemberg) は、彼をウーラッハ (Ulrich) の聖ペトロの教會參事會長となし、その改革運動に際して、彼の援助を得た。ビイルは又テュビンゲン (Tübingen) 大學の設立完備に盡力し、彼の教授活動によつて大學を立派に發展せしめた。彼は一四九五年、テュビンゲン附近のアインヂーデル (Einsiedel) で説教師として歿した。

ビイルはウキリアム・オッカム (William Occam) の唯名論の信奉者であつた。『最後のスコラ學者』といふ彼の尊稱を以てしても神學者としての彼の威信が知られるであらう。彼の主要著作たる『Epithoma pariter et collectio rium circa quatuor sententiarum libros』は、著名なるペトルス・ロンバルドゥス (Petrus Lombardus) の箴言に對する註釋である。この著作は彼の死後、彼の弟子ヴェンデリン・シュタインバッハ (Wendelin Steinbach) によ

つて出版せられた。(Tübingen 1501)

これは殆んど科學的には何ら新しきものを提供することなく、主としてオッカム理論を再現せるものであると云へ、『その教義の完全性と内的統一性、有用性と正統性、並びに宗教的熱情とによつて、一般に承認せられた唯名論的神學の教科書であつた。』^(註一)この箴言註譯に於て、ビールは又經濟問題、特に『公正價格の問題、商業の道徳的評價、高利及び本位問題』を取扱つてゐる。而てヴィルドゥンク(Virdung)は之を『貨幣の權能と效用とに關する論文』(Tractatus de Monetarium potestate et utilitate libellus, Moguntiae (Mainz) 1541)なる表題のもとに獨立に出版した。

本論文は、英譯本^(註二)を基礎としつゝ、ラテン原典を参照することとした。

(註一) Lexikon für katholische Theologie und Kirche. Freiburg; Br. 1931, Biel の項参照。

(註二) 『シュバイヤーのガブリエル・ビール師の貨幣の權能と效用とに關する論文。師は卓絶せる人物又深淵なる思想家、神學者にして生存中自己の信念を公示する勇氣をもてる著名なるテュービンゲン大學の教師である。』

最近メンシルバニヤ大學長、ジョシア・ハーバー・スニマン(Josiah Harner Penningar)の主唱下にロバート・ベル・バーク(Robert Belle Burke)に依つて英譯せられた。そして、フィラデルフィアのメンシルバニヤ大學出版部によつて、又ロンドンに於てはオックスフォード大學出版部によつて發賣の豫定。(一九三〇年)』

第一部 ビール『貨幣の權能と效用に關する論文』の本文

シュバイヤーのガブリエル・ビール師の説、師は卓絶せる人物又深淵なる思想家、神學者、又生存中自己の信念を公示す勇氣をもてる著名なるテュービンゲン大學の講師であつた。

Integerrimi Profundissimique viri: Magistri Gabriëlis Biel ex Spira:
Sacratissimarum literarum licentiat: Arentissimi gymnasii Tubingensis,
dum in humanis esset, ordinarii lectoris resolutissimi „TRACTATUS DE
POTESTATE ET UTILITATE MONETARUM.”

彼の理論は次の如くである。

其の摘要

設問——人若し貨幣を偽造し、改鑄し或ひは真正なる貨幣の代りに不正なる貨幣を支拂ひ、良貨の代りに悪貨を支拂ひ又は其價值が低く評價せらるゝ場所より、高く評價せらるる場合に運ぶとすれば、彼は恕す可からざ

る罪を犯し、かくて損害賠償の義務を負ふべきであるや否や。

疑問に對する明白にして誤りなき解答

(一)貨幣は誰が鑄造す可きものなりや。

(二)王侯は如何なる事情の下に、彼自らの利得の爲め、貨幣又は其の價值を變改し得るや。

(三)人が若し、ヨリ良きデナリウス(Denarius)を選択して之を融解せる場合には、彼は罪を犯し、かくて損害賠償の義務を負ふべきであるか。

設問——人が貨幣を偽造し、改鑄し或ひは真正なる貨幣の代りに不正なる貨幣を支拂ひ、良貨の代りに惡貨を支拂ひ、又は其の價值が低く評價せらるる場所より、高く評價せらるる場所に運ぶとすれば、彼は恕す可からざる罪を犯し、かくて、損害賠償の義務を負ふべきであるや否や。

以下の事柄を了解するためには、先づ第一に、哲學者はその『倫理學』第五編、第九章及び『政治學』第一編に於て貨幣の使用は必要上説明せられたものであると云つてゐる點に留意しなければならぬ。

(註一) 中世の著述家は、哲學者と云つた場合にアリストテレスを指したのである。

何故なら、人類は無數のため、何人も總ての生活必需品を、豊富に所持し得なくなつて以來、最早交換なしで

は生存し得なくなつたにも不拘、商品は之を直接に交換する事を得ないからである。更に此の上に交換せらるべき商品が存在する場所が互ひに遠隔であるから、又商品運搬の困難が是に加はる。猶、長期間保存に堪へない商品もある。又人間欲望の多様性に從つて、交換せらるべき商品が無數の部分に分割せられ、それによつて多くの必需品が様々なる人に獲得せられねばならぬ必要がある。尙又、牛馬や家屋等の如く、高値にして、且つ人間にとつて極めて有用であるが、然し分割し得ざる様な商品を交換する必要もある。従つて少量にして、そのため場所移轉が便利である上、其の減價が容易に計量し得る如き媒介物を發見することが必要であつたのである。而て何人も貨幣を發行し得るならば、其の價值は變動し、不明となり、或ひは偽造される虞れあるが故にかゝることなき様、みな王侯又は權威者の刻印を押捺されねばならない。然らざれば交換の價值均等性は證明せられざるがためである。又貨幣は其の價值が變ぜざる様、重量が一定せねばならず、又將來の貯蓄に適するやう、其の性質が永續的で、破損せざるものでなくてはならない。更に、それは大きな價值が少量の内に含まれて運搬に便であるやう、素材が高貴でなければならぬ。又多くの低い價格の商品を需要する人々の要求に副ふやう、價值に應じて無數の小部分に分割されなければならない。かくて、以上の如きものが其の本性又は人間の必要に應ぜんために貨幣となるのである。人間の商品に對する需要が切實なればなる程、商品の價值は高く、其の價格は増大するものである。故に貨幣と、交換せられる商品との人間の必要に對する關係に應じて、貨幣はあらゆる交換可能にして又賣却し得る商品の一定尺度となるのである。

第二に注意す可きは、パノルミタヌス(Panormitanus)^(註一)が „Quanto, de Jurajur.” の章で述べて居る如く、貨幣は其の本質に關する三つの方法——即ち、金屬的構成、重量、公的形式——に依つて偽造されると云ふ事である。此事は、同じ章の註解に於ても見出し得る如く、之等のいづれの方法に依つても貨幣は偽造され得るのである。先づ貨幣は、他のより安價なる金屬との混合に依つて法律上の純分(Pure)を有して居ないため、或ひは(合金として)普通用ひられる金屬を過度に含有する爲め、其の構成を偽造する事が出来るのである。此處でリガとは金屬の合金又は純分である。又貨幣は若し法律上の重量を有せざる時には、其の重量を偽造したのである。吾々は此の點に就いて、鑄貨はそれ相當の鑄造費を削除した上、それが構成されて居る金屬と同一重量を有す可きものである事に注意しなければならぬ。斯様な考へはインノセント^(註三)の見解であるが、然しバルトルス^(註四)はこれに對して同意しなかつた。バルトルスの考へに依れば鑄造費は國庫が支拂ふ可きであると云ふのである。インノセントの根據は何人も彼自身の費用を以て貨幣を鑄造する事を要求せられないと云ふ事實に基くものである。而て此のインノセントの見解はアンゲルス^(註五)が、彼の著『Summa』に於て、『Falsarius』(偽造者)なる語に關して主張してゐる如く、一般に支持せられてをり、そして私も亦さう解するものである。

(註一) パノルミタヌス(Panormitanus Nicolaus de Tudeschis)は、十五世紀の著名なる教會法學者であつた。一四三四年パレルモ(Palermo)の司教となり、一四四五年或ひは一四五三年に逝去してゐる。

(註二) 中世著述家は教會公文書を引用するのにその初頭語を以てした。今日に於ても教會文書はその頭語を以て呼ばれてゐる。本文引用の箇所は(“Corpus Juris canonici”, Decretales Gregorii IX, lib. II, titulus 24, caput 18 (通常引

用 c. 18, X, II, 24)『教會法典』の最良版は Aemilius Friedberg, Lipsiae 1879—81, (一九二二年及一九二八年複版、全二卷)である。茲に引用の箇所は右書の pars I, columna 365—66. に見出される。

(註三) 教皇インノセント第四世を指す。

(註四) サッソフェラットのバルトルス(Bartolus di Sassoferrato)は最も優れた中世のローマ法學者の一人であり、又彼に従つてバルトルストと呼ばれた所謂後期註釋學派(Postklassator)の指導者であつた。彼はボローニャ(Bologna)のピサ(Pisa)のメリヤ(P Perugia)の教へ、一三五七年に歿した。『Corpus Juris civilis』の彼の註解は廣く用ひられてゐる。

(註五) アンタルス・カルレトウス(Angelus Carletus)——彼の生地キヤッソ(Chiavasso)に從つてクラヴァッソのアンタルス(Angelus de Clavasio)とも呼ばれる——は中世紀に於ける著名なる倫理神學者であつた。彼の主著は『Summa casuum』(良心に關する諸事例集)であり、これは實際的牧會に關する教科書である。中世に於ては、總括的に何からの學問的分野を取扱へる著作はすべて『Summa』と呼ばれた。『Summa』のうち最も著名なるものは、聖トマス・アクィナスの『Summa Theologica』である。

法定重量とは一定鑄貨に對し特定せられた素材の重量である。例へば、若し一フロリヌス(Florinus)は一ドラグマ(Dragma)——之は一オンスの八分の一の重量であるが——の重量を含有す可しと定められたとすれば、一ドラグマの重量を含有せざる一フロリヌス貨は偽造である。

而て重量は一物體の素材量であり、素材量は素材自體から分離し得ざるものであるが故に、重量の偽造とは素材の削減を意味し、それが、鑄貨の削取の爲めであらうと、更に狡猾な腐蝕劑の使用のためであらうと、將又一見して看破し得ざる如き他の原因の爲めであらうと、問ふ所ではない。又、重量の正確なる決定の必要條件は貨幣重量が鑄造前の素材と同一價值である事である。従つて、貨幣は其の重量に於て、鑄造前の素材と丁度等しい

丈けの價值を有さなければならぬ。勿論、鑄造費は上に述べた如く控除する可きであるが。形態上の偽造は貨幣の名稱、模様、或ひは發行者の肖像等の變更に際して行はれる。故に貨幣發行權を有する者は、貨幣の上に一定の形態、肖像、銘刻、或ひは何分かの模様を押捺する。そして若し、此の豫め定められた形態が除かれてあるか、或ひは何か他のものが加へられてゐるならば、貨幣は形態上偽造せられたのである。更に、貨幣の形態は或る點より見れば、ウィリアム・オレーム^(註一)が彼の貨幣論に於て主張して居る如く、貨幣の眞實性と合法性に對する即ち、眞實の素材を有し法律上の重量を有するや否やの檢證ともなるものである。故に、クリスト教の王侯又は國家の貨幣表面には屢々神の模像或ひは聖人の名前と肖像、又は十字架が刻印され、昔はそれが、貨幣の素材及び重量の眞實性の證明とも考へられて居たのである。かくてウィリアム・オレームは付言して次の如く云つて居る。『故に若し、かゝる模様の下に、王侯が素材又は重量を變へたとすれば、彼は暗々裡に虚言を云ひ、偽誓の罪を犯し、偽證を爲したと考へられるであらう。何故なら、元來貨幣(moneta)とはフグチオ^(註二)(Huguccio)に依れば、金屬又は重量に偽りなき事を警告せしむるものであるが故に“Moneta”なる言葉に由來してゐるにも不拘、王侯が此の『貨幣』なる言葉を亂用するがためである』と。

(註一) ウィリアム・オレーム(William Orem)とは、確かにニコール・オレーム(Nicole Oresme)と、思はれる。何故なら、上掲の箇所は、オレームの論文に見出されるがためである。(第十三章五〇頁參照)ジェルソン(Gerson)の『ドクトゥス』の發行(一四八三年ケルーン及び一四八四年パリ)は事實、ウィリアム・オレームを著者としてゐる。

(註二) “Tractatus” 本書五〇頁參照。

第三に吾々は貨幣の改鑄は、或る時は素材の、又は形態の、或ひは價值や名稱等種々なる方法に於て行はれると云ふ事に留意しなければならない。貨幣の素材上の改鑄は、例へば金屬が不足したため或ひは過剰となつたため新貨幣が從來とは異つた素材の合金で鑄造された場合に行はれるのである。

又、貨幣の形態上の改鑄は、肖像又は刻印が變改せられるか、或ひは銘刻が變化せる場合に行はれるものであり、貨幣の價值上の改鑄は、例へば、素材、合成又は重量が變へられるか、或ひは此等のものはそのまゝにして異つた價值が定められる場合——其の例としては從來、フロリヌスが二十グロッシスの價值を有して居たのに、今後十八又は二十四グロッシスを有す可しと定められた様な場合に——行はれるのである。

更に貨幣の名稱上の改鑄は、先づ本質的ならざる場合としては、貨幣の重量又は價值を示さざる如き名稱、例へば鑄造者や、鑄造所の名稱其の他のものが變改せられた場合に行はれ、又本質的な場合としては、オボルス、デナリウス、ソリドゥス、リブラ、フロリヌス等一定の價值又は重量の貨幣名を變更した時に行はれるのである。而て、此等の變改が行はれても、屢々以前の貨幣はそのまゝ流通して、それ自身の價值を保持する事があるが又時としては、以前の貨幣は廢棄され又は流通を禁止される事もある。更に此等の改鑄は、時として國家の必要及び其の利益の爲と云ふ正當な理由に基づく事がある。かゝる原則に従つて改鑄は或ひは合法的に或は不正非合法的に行はれるのである。

第一の結論

貨幣の素材、形態、又は重量を偽造せるものは、若し彼が隣人又は國家に損害を齎らす場合には、道德上の大罪を犯した事になる。

これはホステインシス^(註一)の結論であり、又一般に教へられる所のものである。此の事は“Quanto de Jurejur.”なる章の本文からも明らかであり、其處には粗悪な貨幣を保持すると云ふ誓言は、必ず守らなければならぬものではない。^(註二)何故なら元來不正なる誓言は無効でなければならぬからであると書いてある。故に、偽造貨幣を保持する事は不正であり、貨幣を偽造する事は更らに不正である。又此の罪は、後に述べる如く他人の同意なしに其の財産を奪ふ行爲として、盗みと同じであるが故に、道德的大罪である事は明かである。此の事は又、フランス王國內に於けるかゝる人々をすべて破門にせるヨハネス二十二世の著(Extravagantes)にも明瞭に示されて居る。^(註三)更に罪人は損害賠償を要求せられる事を明らかにして居る。何故なら、不當なる損失を齎らせる者は、總て若し被害者が發見せられた場合には、是に對し賠償する事を要求せられるからである。然し、貨幣を偽造するものは、彼の隣人又は國家に對し、不當なる損失をかけることとなるが故に、若し被害者が發見せられた場合には其の被害部分に對し、又若し發見せられざる場合には貧民に對し賠償する事を要求せられるのである。而てこの大前提は『Si culpa, de inju. et dam. da.』の章に依つて明らかであり、又小前提も同様にして全く明らかである。更に若し『彼が彼の隣人に損害をかけたとすれば』と云ふ結論中に明白に表明されて居る。何故なら、若し人が、貨幣價值を減じざるやうに其の形態を偽造したならば彼は何人にも損害をかけず従つて何らの罪も犯さないからで

ある。又人手に渡す意志なくして、削取又は破損することによつて貨幣を偽造せる場合も亦同じである。

(註一) Hostiensis(Henricus de Segusio)は十三世紀の著名なる教會法學者であつた。彼は恐らく最初ボロニヤ大學にて學び、又その後パリにて學び、最後にオステティア(Ostia)の司教となつた。従つて Hostiensis 又は Ostiensis と呼ばれる。彼は一二七一年歿した。彼の主著は『Lectura in decretales Gregorii IX』であつた。この著は極めて有益であるが故に『Summa aurea』(黄金の概要)とも呼ばれた。

(註二) フラウニヤのチャップ王は、彼の父によつて改悪せられた貨幣は最早改鑄せざる旨を宣誓した。然るに貨幣價值低落の結果、重大なる損害が生じ、又政治的困難のためこの宣誓を守ることが、彼にとつて極めて不便となつたが故に、彼は教皇インノセンス三世にかゝる宣誓は貨幣を改鑄することを阻止するものとするや否やを諮問した。教皇は之れに答へて、かゝる宣誓は全く無効であると説明し、王に、完全なる價值を有する貨幣を鑄造することを奨めた。上掲『Corpus Juris Canonici』C. 18, X, II, 24 参照。

(註三) Corpus Juris canonici, in Extravaganas Joannis XXII, tit. 10 de crimine falsi, cap. un. (icuum) (通常引用 in Extr. Joan. XXII, c. un., 10) Friedberg II, 1216.

(註四) Corpus Juris canonici, Decretales Gregorii IX, lib. V, tit. 36 de Injuris et damno dato, cap. 9 (通常引用 c. 9, X, V, 36). Friedberg II, 880.

第二の結論

貨幣を改鑄して、國家に損害を與へた者は、賠償に依り其の損害を賠ふ事を要求せられる。かゝる事を爲せる人は不當なる損害を及したのであるが故に、之の事は當然である。他人の財産に損害を與へたものは不正を爲したのであるが故に、此の前件は證明せられる。然し貨幣を改鑄して國家に損害を及せる者は、彼のものに非らざる國家に損害を及したのであるが故に、他人の財産を害した事になるのである。而て『若し彼が國家に損失を及

したなら』と云ふ條件は明瞭に述べられてゐる。蓋し貨幣の改鑄が正當なる理由に基いて國家の利益に於てなされるならば、損害賠償は何ら問題とならざるがためである。

正當な貨幣改鑄には三つの原因がある。その第一は偽造鑄貨の流入である。例へば、外國の王侯或ひは偽造者が惡意を以て、指定の形態或ひは刻印を加減するか、偽造するかして以て舊き貨幣より價值乏しき粗惡なる通貨を流入せしめんとし、而も眞正貨幣との區別が人民によつて看做し得られざる如き場合には、かゝる偽造貨幣を驅逐すべき便法が他に無いとすれば、眞正貨幣の形態を變改する事が好都合となるであらう。然乍ら此の場合に於ても、流入偽造貨幣から區別する爲に、眞正貨幣の正當價值はそのまま維持せられなければならない。

第二の原因は、舊き貨幣が長い間使用せられた結果減價し、人手を渡るうちに素材及び重量が減じた場合であつて、かゝる場合には法定の重量を舊貨幣と異にする新しい貨幣が鑄造せられて、舊き減價せる貨幣の流通は禁ぜらる可きである。

第三の原因は、金屬の缺乏であつて、此の場合には金屬は缺乏前の通常價格では得られざるが故に、貨幣は當然改鑄せられなければならない。其の方法は、他の金屬の貨幣と比較して、當該貨幣に對する他の價值を定めるか或ひは舊き貨幣と同一名目價值を有するが、然し舊き貨幣よりも重量輕き新貨幣を鑄造するかに依つて行はるべきである。

例へば一ドラグマの地金の價格が或理由に依つて騰貴し、従つて今迄銀二〇グロッシスの價值しか有してゐなかつたものが三〇グロッシスになつたとする。然る時には一ドラグマを有するフロリヌスの價值も亦變化を來たし従つて其の前の價值がたとへ二一グロッシスであつたとしても、新しい價值は三一グロッシスに決定せられるか、或ひは新金貨は重量を減じて鑄造せられねばならない。然乍ら其の重量は該鑄貨が二〇グロッシスの實質價值を有するに足るものでなければならぬ。又其の形態に於ても新貨幣と舊貨幣と區別せしめるために、兩者の間に何等かの相異がなければならぬ。このことは恐らく國家にとつて極めて有利であつて、即ち、他の商品の定價、所得及び金錢上の評價は何らの變化もなく、従前通りに止まり、斯くして何人も偽購せられることなくすむであらう。更に舊貨幣が従前通り流通するや否かは殆んど問題とならぬであらう。従つて禁止すべき何物も存しない。然乍ら唯他の惡貨、商品の價格、及び所得若くは評價物の價值に對しては所要の割合が維持されねばならない。更に第四の原因がこれに加へられるであらう。新貨幣鑄造の結果として生ずる利得は造幣者に歸せず國家に歸することが好都合又は必要であらう。之に關しては以下の諸疑問のもとに於て述べることゝしよう。

是等の原因の外、舊貨幣價值の變更は非難さるべく、又、不正なるものである。何んとなれば、貨幣價值の變更は國家に損失を與へ、又人民より強奪するものであるからである。其の變更は素材、重量、恣意的なる混合價值に於ける變更であるとは本質的名稱の變更であるとを問はない。然乍ら唯形態とか、或ひは一時的なる名稱のみが變更せられて、何等價值に變化なき場合は許容せられるであらう。又假令價值に於ける變更でも、豫め國家の許可を得た場合ならば、それは許される。然し貨幣が空威張、虛榮、他人に對する侮辱、若くは其他の惡意より

變更せられたものであるならば、それは罪惡となるであらう。然乍ら損害賠償は要求せられない。従つて合理的なる重大必要より生ずる以外に、貨幣改鑄はあり得ないといふ結論に到達する。

第三の結論

眞正の法貨に對して贋造貨幣を支拂ふ者は、贋造者であり、其の與へたる損害に對しては賠償を要求せらるべきである。

彼は隣人を欺かんがために、虚偽物を使用するが故に明らかに偽造者である。従つて後件は、偽造者(Falsarius)の定義から行はれる。前件は明白である。彼は個人並びに國家に對して損失を與へたが故に、損害賠償の義務を有すべきことである。従つて彼は損害賠償の義務を有する。その後件は、中名辭及び『*si culpa, de injur. et dam. p. 1.*』^(註一)の上に引用せる章より生じてくる。

第四の結論

優良にして而も現在流通せる貨幣に對して、故意に現在流通せざるか、若くは減價せる貨幣を使用する者は、彼の隣人を欺きたるが故に、損害賠償の義務を有するものである。

この結論はアンジェルス(註一)の『*Summa*』中に於ける彼の見解であり、又アントニヌスの見解でもある。

(註一) 本書一六三頁(註四)參照。

(註二) アントニヌス(Antoninus)はフロレンスの大司教。(一三八九年に生れ、一四五九年に歿す)『*Summa Theologica*』を書き、これは極めて著名となつた。本文に示された箇所は、その『*Summa Theologica, pars secunda, titulus p-imus*』

cap. 18 にある。

それは前のごとく同様に、中名辭から證明される。何となれば斯る人は隣人を欺き、良き物と稱して悪しき物を與ふるがためである。更に前の二つの結論に於ては、『故意』なる言葉が特に述べられて居るが、これは若し彼の行爲が假りに彼が自己の使用せる貨幣の價値に付いて無知であつたことに基因するものであるとするならば、彼が無知である限り、彼は少くともその罪から従つて又、損害賠償の責から免かるべきであると考へられるからである。然乍ら其の彼がこの誤謬を發見したならば、彼は損害賠償を要求せられるであらう。何故なら故意にしろ或ひは無知にしろ私が隣人に損失を與へた場合、私が之を認めれば、其の損失を補償すべき義務を有するからである。

第三若くは第四の結論に於て規定せられた如き贋造貨幣を使用する者は、此種の贋造貨幣若くは減價貨幣を良貨の代りに他から受取つたと抗辯しても許されるものではない。蓋し他人の罪惡も自己の誤謬も第三者を害してはならぬからである。それは罪惡に對しては其の行爲者が責をとるべく、他人は然らざるが故である。従つて良質の代りに贋造貨幣、破損せる貨幣若くは無疵であるが然し減價せる貨幣を受領する者は、彼が適當な注意を以てそれを検討せざりし責任を負はねばならない。然乍ら彼が故意に悪貨を受領し、それを良貨として使用したならば彼の罪惡は一層重く、従つて損害賠償の必要が存する。

第五の結論

貨幣を低く評價せられる場所より、より高く評價せられる他の場所に運搬する者は、他に詐欺罪となる理由を有せざる限り、罪悪を構成しない。

この結論はアントニヌスに依るものである。彼は何人と雖も自己の労働に依り、他人に損失を與へることなくんば、利得を追求し得ることを證明したのである。然しこの結論に述べられてゐる如く、貨幣を低く評價せられる場所よりより高く評價せられる場所に運搬せんとする場合には、何人に對しても損失を與へることなく、唯自己の労働を使用することを要するが、此の場合彼は貨幣を削つたり若くは其價值を減少せしめてはならない。従つて右の如き結論が出て來るのである。

三つの疑問

以上述べたる所より、吾々の **第一の疑問** は、何人が貨幣を鑄造すべきかといふことである。之に關してパノルミタヌスは「Quanto, de jurejur」なる章に於て、王侯少くとも皇帝のみが此の權利を有つべきであり、他は何人と雖も王侯の公許なしには貨幣を鑄造し得ないと答へて居る。然乍ら彼は二三の例外を認めて居る。即ち「Super quibudam de var. sig.」^(註1)なる章に於て述べられてゐる如く、王侯又は國家が劣弱なる場合、或ひは一般に有史以前よりこのかたこの權利を行使し來れる權力が衰へたる場合、或ひは皇帝の權利を或者が行使せる場合等である。例へば西班牙の國王は皇帝の統治下に屬しないと云はれて居る。何故なら彼等は西班牙王國を敵の膝下より奪ひ取つたからである。アントニヌスも斯かる見解を持して居る。それは既に述べたる如く貨幣は、社會の爲に證明

せられ使用せられるに至つたものであるが故に、貨幣は其社會の支配者に依つて鑄造せられるのが至當であるとの事實に立脚せるものである。従つて貨幣鑄造者は王侯か或ひは彼より權威を授けられたるものかである。

(註1) Corpus Juris canonici, Decretales Gregorii IX, lib. V, tit. 40, cap 26 "Super quibudam" de verborum significacione (通常引用 c. 26, X, V, 40) Friedberg II, 923—24.

貨幣を鑄造し、又その貨幣に自己の肖像及び名稱を刻印するのは王者の特權ではあるとは云へ、然しこの理由からして、人民の間に流通せる貨幣が、彼のものであり、或ひは彼がその領土内に流通せる貨幣の所有者であるとは云ひ得ない。何となれば貨幣は自然的富と其の等價物との交換の媒介物であるからである。従つて貨幣は自然的富を有する者に屬する。蓋し人が貨幣を得んが爲めに彼のパン若くは自己の労働を提供する場合には、其の貨幣は彼が受領せる後は彼のものたること恰かもパン及び労働が彼のものであり、又彼の自由に處分し得る場合と等しきが故である。

更にニコール・オレーム^(註2)は、貨幣を鑄造するは王侯の特權ではあるが、然し貨幣價值若しくは一貨幣の表記價格の他の貨幣のそれに對する割合を決定する權限は、王侯に與へらるべきものに非ずして、其の貨幣が屬する社會に歸すると述べて居る。例へばフロリヌスのグロッシに對する割合、又グロッシのオブルスに對する割合は、即ちフロリヌスは幾何のグロッシに値し、グロッシは幾何のオブルスの價值を有するかは社會が之を決定すべきである。この事は王侯は自己の欲求に従つて貨幣價值を決定する權利を有するものではなく、金對銀及び銀

のかゝる純分に對する正當なる自然的割合に従つて之を有するものであることを意味するものと私は解する。此點に關する決定權は其社會に歸屬すべきである。

(註一) "Tractatus," cap. 5 und 13. 本書三〇頁及び四九頁參照。

従つて王侯が確實なる貨幣を益々安價に買上げて之を溶解し、而てより價值低き他の貨幣を鑄造して、之に前の貨幣と同一價值を附して發行せんが爲めに、確實なる貨幣を排斥するが如きことあれば、彼は貨幣竊盜罪を犯したることになり、従つて損害賠償を要求せられるものと結論される。

これはホステイエンシス及びパノルミタヌスの見解である。而て彼は安き品物を高價に賣るのであるが故に、このことが正義に反するものであることは明白である。更に彼はかゝる方法に依つて、彼の臣下の總ての貨幣を不正にも奪取し得るであらう。例へば王侯が金の價格を引下げて之を銀にて買上げ、然る後金の價格を引上げて、金貨を高價にして賣つて銀を取得するが如きである。これは恰も王侯が其の領土内に於ける總ての穀物の價格を定め置き、それを買上げた後再び彼が決定する高き價格にてそれを賣却する場合と同様であらう。斯かる行爲は人民を壓迫する最も不正なる暴君的行爲である。然し古埃及び國王の命に従つて聖ヨゼフが穀物を賣却せることは之とは異つて居る。蓋し穀物が成長せざるに至つた時から穀物の價格は上昇し初めて以前よりも高價となり、ヨゼフが穀倉に穀物を貯へた時に穀物の供給は潤澤となつたからである。即ち之はかの哲學者がその『倫理學』の第五篇に述べて居る如く、人間の需要が商品の價格を測定するからである。更に若しも價格が著るしく高くな

つた場合には、カシオドルス^(註一)が云ふ如く「聖人は一方に於ては貪慾なる君主を満足せしめ、他方に於ては人民を救済せんとするが如き窮境に陥つたのであると思ふ。」

(註一) 上掲 "Tractatus," cap. 10. 本書四〇頁參照。

第二の疑問 は王侯はある事情の下に於て、自己の利得の爲に、貨幣を改鑄し得るや否やの問題、或ひはもつと一般的に云へば王者が貨幣に對して其の材料としての價值よりも更に大なる價值を附することに依つて、利得を擧げうるや否やの問題に關するものである。勿論此の場合必要なる費用は重量若くは純分を以前の價值以下に低下せしめることに依つて控除せられるのであるが、之を要するにその解答は、王侯が貨幣より利得を擧げ得るは第二の結論に示せる如く、該利得が公共の福祉増進に使用せられる場合にのみ許されるといふことである。此の場合は、臣下が貢納すべき義務ある國防費を王侯が彼等より要求する場合に該當する。されば若干の貨幣改鑄は重量若くは素材を同一の價值以下に低下し、以つて人民が斯る方法によつて負擔の輕減を感じ得る様に、行はれ得るであらう。然乍らこの王侯の利得には、上述せる如く王侯の絶對的必要額以上に増大されてはならぬといふ條件が付せられてゐる。然し又貨幣の改鑄は、貨幣が屬してゐる臣下の同意なくして爲さるべきものではない。蓋し誰しも VII q. 1 "Quam periculosum"^(註一) に従つて其權利を否認し得るからである。インノセント^(註二)は權威者の大多數の同意があれば充分であると主張して居るが、然しパノルミタヌスは前掲書に於て此點に關し疑問を抱いて居る。蓋しそれは個人に關する事柄であるからである。従つてアンジェルスは、當該個人の同意が必要

であると云つてゐる。

(註一) Corpus Juris canonici, Decretum Gratiani, pars II, canon 8, causa 7, questio 1 (通常引用 c. 8, C. 7, qu. 1). Friedberg I, 569.

(註二) Innocentius IV.

然乍ら人民の同意ありと雖も、此種の減價せる貨幣を其領土外に流通せしむることは出来ない。何故ならば王侯は彼の臣下に非ざる人々を犠牲にして彼の必要を満たすことは出来ないからである。この點に關してはすべての人の意見が全く一致して居る。

王侯の身代金のために若しくは國防費の爲に巨額の貨幣を集める必要がある場合に、貨幣を改鑄するのは、最も善き又最も効果的なる方法であると考へて居る人々がある。斯様な人々はこの方法こそ、詐欺又は臣下から不當に強奪することなく、所要額を集め得る最も容易なる方法であると論斷して居る。更にこの方法は、人民に感知せられることなく、従つてこの爲に人民の異議若しくは反亂を喚起する危険なしに最も容易に實現され得るものである。又それは聖職者、平信徒、貴族平民、富者貧者等凡ゆる階級にも同様に課し得る最も容易なる課税方法である。然し是等の正否に就いては賢明なる讀者の判斷に委すことにしよう。

然乍ら此の方法には當然果さるべき二つの義務が存する。第一に斯かる貨幣は、其の王侯又は國家を救助すべき義務を有する特定國家の臣下の間にのみ流通するといふことである。即ち斯かる貨幣を他の國內に流通せしむる場合には之に依つて他國は著しい不利益を蒙るがためである。第二は必要額の貨幣が集められたる後は、その通

貨は元の状態に復せられねばならぬと云ふことである。蓋し原因と結果とは同時に消滅すべき理なるが爲である。

第三の疑問 は良質なる重きデナリウス貨を取除いて、之を溶解せる者は果して罪を犯せる者なりや、又損害賠償の義務を有するや否やといふ問題である。アンジェルスはホスティエンシス、ヨハネス・アンドレアス等の見解に從つて彼の『*Dama*』に於て次の如く答へて居る。『貨幣の鑄造者は總ての鑄貨を均等ならしむることを得ず。従つて若干のデナリウス貨は重量以下にあるが、此の場合個々に於ては不可能ではあるが、然し大數に於て鑄貨の法定重量を均等ならしめんが爲に、或る鑄貨の重量は、これを法定以上に作つたとする。然る場合良貨のみを選択する者は明らかに贋造者であつて、社會に對し損害賠償を要求せられるであらう。蓋し彼等は全體としての鑄貨の價值を低下せしめたが故である。然乍ら總てのデナリウスが法定重量を有し、唯少許のものが法定重量を超えて居るやうな場合、若し人々がより良き貨幣を削取するが、然し法定重量を下らざる場合には、彼等は假令不正行爲者であらうとも贋造者では無いと考へる。そして彼等は決してかゝる行爲を繼續せざる様に忠告されねばならない。然乍ら若し彼等が斯る行爲を慎むことを欲しなかつたとしても決して彼等が濟度し難き者であるとは考へられない』と。

(註一) ヨハネス・アンデレアス (Joannes Andreas (Giovanni d'Andrea)) は十四世紀の著名なる伊太利の教會法學者である。一三四八年に歿した。

従つてアンジェルスは、斯る不正行爲者は恕せらるべき罪を犯してゐるのであるが、然し道德的罪を犯してゐる

るのではないと考へてゐる様に思はれる。若し彼がかゝる選擇は稀であり、又斯様な鑄貨には制限あるが故に、かゝる些細な罪は許さるべきであると云ふ場合にのみ、私は彼の見解を了解し得る。然乍ら、若し斯様な行爲をなす者があるとすれば、彼は法定重量を不用意にも超過せしめた鑄造者に對し、或ひはその名に於て鑄造者が貨幣を鑄造せる所の人に對して、甚だしき損失を與へることゝなるであらう。従つて彼は造幣者に對して損害賠償をなすことを要求せられるであらう。このことは、ある人が市場に於て品物を正札以下で購入し賣手が數量又は目方を誤つた場合に類似してゐる。斯くして鑄造者は重量を誤つたのである。然乍ら斯様な過失が、極めて稀にしか起らないものであるならば、斯かる些細な事柄は許さるべきであらう。恰かも些細な一つの品物例へば一個の林檎の如きものを盗んだとしても赦さるゝと同じ様に。

附論・イシドルスの『Etymologiae』第十六卷第十七章

貨幣(Pecunia)は其本來の意義及び名稱を家畜(Pecudes)より取り來つたものである。何となれば『Numi』^(註一)は家畜の皮から作られ、刻印せられたものであるからである。銅貨は其後に至りサトゥルヌス(Saturnus)に依り考察せられた。蓋し硬貨に刻印し記名する慣習を始めたのは彼であつたからである。この理由に依り、公の財寶は異教徒に依つてサトゥルヌスに貢納せられたのである。亦他の者は jumenta (駄獸)が Juvando (助け)に由來したと同様に、上述せる如く、貨幣(Pecunia)なる語は家畜(Pecudes)に由來したと云つてゐる。蓋し古代に傳へられた總ての財産は peculium (家畜財)と呼ばれ、其實體は一般に家畜であつたのである。この理由に依り亦富者は牧畜者(Pecunius)と呼ばれたが、現在では富者(Pecuniosus)と云はれて居る。ずつと昔に於ては彼等は未だ金銀を發見しなかつた。蓋し最初に使用されたのは銅貨であつて、次いで銀貨、最後に金貨が用ひられたのである。然乍ら貨幣は最初に使用せられた此種の貨幣の名稱をそのまゝ後まで残して來た。財寶が aerarium と呼ばれたのは最初は金銀貨等が鑄造せられず、銅貨(aes)のみが使用せられ且貯藏せられたがためである。而して其後等々の金銀等から貨幣が作られるに至つたのであるが、その當初の名稱の由來せる金屬(aer)から來る(aerarium)なる名稱はそのまゝ残存せられたのである。又『thesaurus』なる語は『apo tes thesauros』なる希臘語の本來的

意義に従つて、貯蓄行爲から由來せるものである。即ち『theatrum』なる語は貯蓄を意味し、『thesaurus』なる語は希臘語とラテン語の合成である。『thesaurus』なる語は希臘語で貯蓄を意味し、『aurum』なる語はラテン語であつて、この二つが合成されて、貯蓄せられたる金を意味するのである。又『auraria』(金鑛)なる語は『aurum』(金)より由來せるものである。更に『tributa』(租税)なる語は租税がそれ々の種族(tribus)を通して取立てられたが故に斯く稱されたのであつて、現在に於ても租税が各地方々々を通じて集められるのと同様である。又羅馬市民が三種族(tribus)に分たれて居つたことは人のよく知る所であるが、従つてこの各々の種族に於て支配せる者が護民官(tribuni)と呼ばれたのである。かくて又彼等は人民より貢納せられた金額をも『tributa』と呼んだ。『vectigalia』なる語は租税の事であつて、これは『vehendus』(負擔)なる語から斯く呼ばれるに至つたのである。『stipendium』なる語は貨幣を評量『stipe pendenda』することから來たもので、それは古代に於ては貨幣を計算するよりも評量することが習はしであつた爲である。

(註一) イシドールヌス(Isidorus)はセウイラの司教。著名なるラテン教父の一人。特に百科辭典的著作『Etymologiae Libri XX』を著し一六三六年に歿す。

この譯は原典(Sancti Isidori Hispalensis Episcopi Opera omnia……J. P. Migne, Patrologiae Tomus LXXXII, Paris 1859 col. 384—85)に基くものである。即ちビールの本文は原文に常に忠實に翻譯せられてはゐないからである。

(註二) Nummus は鑄貨、貨幣等を意味する。

貨幣が(moneta)と稱せられるに至つたのは、金屬若しくは重量に偽りなしといふことを警告する(moneta)と云

ふことに由來する。『numisma』とは金銀又は銅の貨幣『solidus』のことである。是等の貨幣が『numisma』と呼ばれるのは、是等の貨幣に王侯の名稱(nomina)及び肖像が刻印されたことに由るものである。最初鑄貨(nummi)が『argirus』と稱されたのは、鑄貨は殆んど全部銀(argentum)から鑄造せられたからである。鑄貨が『nummi』と稱せられたのは羅馬のヌマ王(Numa)以後の事であつて、彼はラテン民族の間に於て、是等の鑄貨に自己の肖像を刻み、その名前を記せる最初の人であつたのである。『folles』(金錢)とは金錢が入つて居る小袋から名づけられたものである。即ちその内容がその容器から名づけられたのである。

(註一) solidus はローアの鑄貨である。

(註二) folles は財布、小袋を意味し、それから又鑄貨(四分の一オンス)の意味をも持つに至つた。

貨幣には金屬、形態及び重量の三つの要素が存する。硬貨は若し是等の一要素でも缺くならば硬貨として存在し得ない。更に金、銀、銅には夫々三種類のもの即ち鑄貨、金屬細工・地金がある。『signatum』とは鑄造貨幣のことであり、『factum』とは瓶及び像の形になつてゐるものであり、『infectum』とは塊状のまゝのものである。この最後のものは亦『grave』とも呼ばれるが、それは塊のことである。

金屬の形態の發見は、次の様にしてなされたのである。森が何等かの拍子に火事にあつて地球を溶かしてしまつたところが、地球は其の暖い血管から幾種類かの流れを發した。従つて金屬が銅であらうと金であらうと、すべてそれが土地の凹所に流れ込んだ時に、金屬は前進せる流れが容器の如き窩がそれを形造つた型態をとつたの